「知的財産推進計画2006」の見直しに関する意見募集に寄せられた意見

(団体)

No.	団体名	意見
1	日本弁理士	「知的財産推進計画2007」への提言
	会	(パプコメ意見提出)
		平成19年3月26日
		十版「* 年 3 月 2 0 日 日本弁理士会 会長 谷義一
		ITTTELLA AR LIX
		. 「総論」について
		1. 第2期2年目の継続的対応
		当初の目標である「知的財産立国」を実現するため、知的財産改革第 2 期が 2006
		年から始まり、7 つの重点事項と、5 つの視点が示され、精力的に制度改正や施策
		実行がなされていることは知的財産世界の一翼を担う専門家集団として同慶の至りである。知的財産改革第2期の2年目を迎える2007年度も、引き続き、「知的財産
		ためる。2006 年後は単第2期の2年日を遅れる2007年度も、別で続き、 2017期度 推進計画 2006 で示された制度改正や施策実行を継続的に進めるようお願いする
		次第である。
		2.「イノベーション25」に応じた長期設計の策定
		昨年発足した安倍政権は、知的財産立国政策については、小泉政権時代を通じて
		極めて造詣が深いものと仄聞する。しかし、安倍内閣は、新たに「イノベーション25」
		政策を公表した。その詳細内容については、中間発表があるのみで具体策は明らか
		ではない。一方では、知的財産推進計画も、産業財産や著作物から、食文化、観
		光、ライフスタイルなどまで対象が拡大しており、イノベーション25の提唱する社会
		システムや制度の主要な一翼を担うものである。
		このため、2025 年までの長期的戦略指針とスケジュールを掲げ、国民のなかに広 〈、「知的財産思想」を醸成させることを通じて知的財産立国を実現させることこそ
		が、2025年に日本を安全で安心な、しかも知的に豊かな国にすることになる点を明
		確に示すべきであると考える。
		3.国際的知的財産戦略の策定推進
		知的財産の保護、及び利用活用の諸政策にあっては、今まで以上に我が国の国際
		的かつ長期的な立場、視野、及び戦略をもって推し進めるべきである。このような視
		点に基づいて諸外国との特許相互承認政策、FTA協定、世界特許システムの構築
		など国際的な調和を図る政策の促進に貢献すべきである。
		世界特許システムや、日米特許FTAについては、その理念、構想の概要、スケジュ
		ールを、政策の到達目標の一つとして、総論や重点編に明記されたい。
		「笠々充金いた八田マー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		.「第1章創造分野」について

1.大学等における基礎研究のありかた

大学発の特許出願件数や、特許取得件数の増大は、飛躍的に伸びているとの方向があり、当初の目標達成のためには好ましいことと思われる。一方では、大学知財本部の収益性が課されていることから、本来的な長期的視野に立った権利よりも、比較的短期間に収益があげられる内容を重視する傾向もある。基礎研究を旨とする大学発明のあり方を考えると、産業界では開発できない長期的基礎研究を大学に期待するのが本来の姿であり、このような視点からの分析、評価、公表などの具体的施策が必要と思われる。

特許による基本発明の保護を充実させるとともに、特許でカバーできない基礎研究を充実させるために、研究者へのインセンティブとなる賞の創設に日本政府が大きな科学技術予算を投入することも検討すべきである。基礎研究のレベルの引き上げは、知的財産の対象となる研究の活性化にもつながる。

2.大学における知的財産戦略の必要性

大学での研究は、本来的に大学の自治に基づき、自由な方向性が担保されるべきことは間違いない。しかし、大学での研究活動に戦略性が欠けるため、充分な知的財産権利保護がなされなかったり、諸外国でその周縁特許を押さえられたり、研究の方向性に制約を受けたりしていることもある。このため、一般企業の知的財産戦略とは異なるものの、大学独自の知的財産戦略を策定することが必要であると考えられる。特に、公的資金を得て、国家的に重要な研究をしている場合には、このような戦略設定を義務付けるなどの対応が必要である。

3.大学知的財産本部やTLOへの支援への継続

大学発の知財が有効活用されるには長期間を要するにもかかわらず、大学知的財産本部やTLOへの国家的支援は、時限的である。このため、スーパーTLOや知的財産本部については、長期的視野に立った継続支援が必要である。一方では、現状までの活動状況やその成果を吟味して、継続支援の必要性を個々の組織別に判断することも必要であるが、その際に、評価項目や内容を現実に即したものとすることも考慮されたい。また、大学発発明の外国特許出願については、大学発明の性質上、またこれらの組織の体力や資料を考えると、当分の間は全体枠を増やして継続することを明記すべきと考える。

4.大学知的財産本部やTLOの知的財産専門人材確保

大学知的財産本部やTLOの内部で勤務する知的財産専門人材については、どの組織も問題を抱えている。人口分布的には、最も知力、体力に優れた中堅人材が少なく、精力的な活動に限界がある。これは、これらの組織に人材育成余力がなく、しかも専門人材雇用のためのシステムや資力に乏しいことが原因である。このままの状況では、大学発の優秀な知的財産を有効に発掘権利化し、活用することが充分に

なされず取りこぼしがでることもあり得る。従って、大学知的財産本部やTLOの専門人材の育成や外部専門人材の活用のための、機関やシステム作りを提唱することが必要である。

.「第2章保護分野」について

1.知的財産保護を受ける体制の強化

知的財産立国を標榜するからには、我が国において、如何なる地域に居住していようと、如何なる組織に所属していようと、また、如何なる知的財産の種類や程度に関する創作をしようと、自己の知的創作についての適切かつ迅速な保護を受けることができる保護体制を構築すべきである。知的創作の保護における環境格差をなくすことを目的とするものであって、そのため、さらに日本弁護士連合会や日本弁理士会の協力のもとに、知的財産専門職人材の配置をも含めた体制作りの強化を図るべきである。

2.特許などにおける保護対象の拡大

知的財産の保護強化が我が国にとって有益であることは論を待たないが、特許などの保護対象は「自然法則の利用」、「産業上の利用性」を要件とするなど、米国よりも狭い。「自然法則の利用」の要件は、アメリカ、ヨーロッパにはなく、他の先進国と国際的に調和しているとはいえない。情報産業、ソフトウェア産業など、新しい産業に即した制度を検討していく必要があろう。また、産業上の利用可能性については、保護の対象は必ずしも産業である必要はないので、この要件も再検討が必要である。技術的思想の創作についても、技術的思想でなくとも、発明として保護すべきものがありうるので、再検討が必要であろう。

また、発明の定義が、アメリカより狭くならないようにするだけではなく、さらに日本の方が広い側面を積極的に作っていくようにしなければならない。ソフトウエア関連発明、ビジネスモデル特許関連発明など、保護対象の拡大が米国から発信されることが多いが、真の知的財産立国のためには、日本発の保護対象拡大を検討するべきである。

一例として、現時点では日本が優位に立っているゲームソフト、漫画、アニメなどのコンテンツについて、重点的な保護が必要である。著作権と特許との保護範囲は開きすぎており、保護理由や範囲も不明瞭な著作権のみでなく、特許、特別法など他の法制で保護すべき方針を定めるべきである。これらの保護対象の拡大は、その他にも、登録認定によって保護しようとしている、和牛などのDNA認定、日本料理認定なども、独占権のある制度の確立を図り、日本発の知的財産保護思想を構築することも検討するべきである。

3.特許サポート要件の見直し

|特許出願にあたり、開示範囲と将来的な独占範囲とは同じであることが特許制度の

定めるところである。しかし、基本発明と応用発明とでは、特許出願時に開示できる 範囲が異なることも経験上知りうるところである。基本発明については、サポート要 件を緩和し、当業者が理解できる範囲であれば広〈保護する制度を構築することに よって、基本発明を促す制度を提案する。

4.世界特許制度の実現

世界特許制度の実現においては、各国における特許出願手続き面での統一や、各国進歩性の判断基準の明確化、我が国における後知恵拒絶の解消などの実体的特許審査制度の統一を図ることが有用である。円滑な世界特許制度の実現を考えると、このような手続き面や、実体審査面での統一が図られた後に、世界特許制度の実現に向けた体制をとることが、各国の公平性が担保される点で望ましい。

しかし、各国の利害が異なるため、世界特許制度を一挙に実現することには困難があり、日米特許FTAなど個別のFTA交渉を通じて事実上の世界特許を実現することを同時に検討すべきである。この点においては、自己の発明の開示については、発明から1年間のグレースピリオドを認める、進歩性を非自明性とするなど、アメリカの制度と調和させ、審査結果の相互承認や、日米特許FTAの実現を目指すことも選択肢とするべきである。

世界特許制度については、日米欧三極間での特許相互承認、出願明細書の記載様式の統一、制度の国際的調和などの施策が進められており、出願人利益のためには望ましい。世界特許制度が実現されれば、さらに代理人にとっても、形式的な手続き業務が軽減され、創作的業務、高度判断業務を中心とした専門的業務内容がより多くなる。また、特に、日米特許FTAなど日本より市場規模の大きな国とのFTAは、日本への出願の価値を飛躍的に引き上げる点で莫大なメリットがある。すなわち、各国の企業が先を争って日本特許庁に出願するようになるため、日本国に多くの外貨が入り国益に資するばかりか、日本の代理人にも大きなメリットがある。

もっとも、世界特許制度が構築された場合の、発明者、出願人、代理人、官庁、におけるそれぞれの立場での対応について、具体的な意識改革の備えやシミュレーションが必要である。

なお、世界特許制度の構築に際しては、日米欧の三極だけでなく、韓国、中国をはじめとするアジア諸国も同時に、この制度に加入する施策を採るように規定されたい。これにより、公開だけすることで、その代償としての独占権が得られないことにより、海外からの無料閲覧による模倣被害の解消に有益である。ただし、特許FTAによる事実上の世界特許の構築を目指す場合には、各国の利害状況を見極めることが重要である。中国・EUのように自国・自ブロックだけで大きな潜在的な市場規模を有する国は、特許FTAを結ぶ動機が小さいこともありうるので、特許FTA締結に積極的な国への交渉が必要である。

また、世界特許実現に際しては、日本が引き続き世界的に知的財産のリーダー役を維持するためには、日本特許庁における審査や手続きでの質的向上、審査迅速処理が不可欠であるのと同時に、弁理士のさらなる質的向上が不可欠である。

さらに、米国や中国のように、日本発の特許は日本国特許庁へ最初に出願することを義務付ける制度への変更も考慮するべきである。ただし、日本の特許の保護が弱い場合、義務付けは危険である。外国企業は外国で強い保護を受けられるのに対し、日本企業は日本で弱い保護しか受けられないことになり、日本企業が外国企業よりもビジネスの競争上不利になる危険がある。義務付けを行う場合には、日本の特許の保護を十分強くして、日本企業の競争力に悪影響を与えないように配慮すべきである。

5.特許審査迅速化への対応

特許審査迅速化については推進本部が設置され、世界最高水準の迅速・的確な審査の実現へ向けた施策が進行中であり、効果の早期達成が期待されている。

しかし、審査の人員が少ないまま迅速化しようとすると拙速になる危険がある。審査 の適正あっての迅速化であり、審査の適正を犠牲にして拙速になってはならないこと はいうまでもない。

特許庁における人員の増加、及び特許庁の特許省への昇格が求められる。また、 技術は高度化しており、ハイテク分野に十分習熟した審査官を確保するための施策 も検討すべきである。

この審査迅速化は、特許庁の限られた審査資源を有効に活用することも重要である。また、特許出願には、特別に迅速な審査を要望しておらず、これによって出願人以外に被害を被る他人も存在しない分野もある。このため、審査請求された特許出願のすべてを一律に審査迅速化するよりも、必要な特許出願案件を重点的に審査迅速化する重み付け審査の導入も考慮するべきである。

たとえば、現状の早期審査よりも早い有料特急審査制度、審査請求期間の延長な ども考慮すべきである。

さらには、出願人への積極的な特許可能対象の明示など柔軟な審査実務も期待される。

なお、特許審査結果の相互承認や世界特許制度のもとであっても、日本で出願された特許は、日本で最初に特許される体制となるよう、審査の迅速化を図るべきである。日本での特許出願内容を最もよく知っているのは、実際に特許明細書を作成した日本の代理人であり、日本で最初に特許されることによって、出願人にとって的確で望ましい権利内容となる。

6. 出願人保護の充実

現状の特許審査体制を大幅に改革して、ユーザーの使い勝手の良い審査制度を構築するべきである。

新規性については、グレースピリオドについてのアメリカとの調和、喪失例外規定の 適用期間や手続きの緩和も重要である。

迅速化を害しない範囲での追加料金納入による期限延長制度、諸期限延長に関する柔軟な対応も重要である。出願人の保護は、手続的保護を含む。良い発明が、単

なる手続ミスのために失われることをできる限り防ぐ必要がある。料金を支払うこと により、期限途過の場合や形式ミスの場合を柔軟に救済すべきである。

発明をした発明者の権利が、本当に守られるためには、手続的にも、発明を保護する必要がある。発明の内容がよいのに、手続によって権利が取れないということは防ぐ必要がある。また、手続が厳しいことによって、発明の実質的な価値が削られていくことも防ぐ必要がある。補正制限の緩和も重要である。基本的には、開示の範囲内で内容的にも、時期的にも自由な補正を認めるべきである。

継続審査請求制度(RCE)の導入が望まれる。また、一部継続出願(CIP)を導入し、ベンチャー企業等が少しずつ発明を改良していく場合等に役に立たせるべきである。

仮出願制度による大学・中小企業の保護、支払い手続きの簡素化、出願人との意思 疎通の確実化、引用例適用範囲の制限、などが考えられる。

特許の技術的範囲の解釈について法律を明確にして、技術的範囲が不当に狭くならないようにし、均等論を明文化することが必要である。適正な保護という面で、特許の裁判では、専門委員を用いる義務を明文で定め、技術の専門家を判断権者に入れる参審制及び技術裁判官の実現を検討すべきである。

また、せっかく権利を取得しても、むやみに無効になるのでは権利の安定性を欠く。 特許には、有効性の推定を認め、明確かつ説得的な理由がなければ無効とならな いことを、明文で定めるべきである。

7.特許庁データベースの充実と民間解放

特許庁データベース(IPDL)は、以前に比べると使い勝手のよいシステム内容となってはいるが、さらなる充実と民間開放が必要である。一例として、過去の特許明細書については限られた内容となっており、過去のすべての案件の全文掲載も考慮するべきである。日本の 10 大発明を公表しながら、これらの発明が掲載されている特許明細書が検索できないなど施策のアンバランスがある。また、過去特許文献のキーワードによる前文検索の充実と、民間開放は、先行技術調査の容易性から審査迅速化に寄与することにもなる。

なお、そのほかにも、特許庁審査官使用と同じデータベースへの内容充実、抄録入力による関連サイトへのリンク化、登録原簿の内容充実などをすることも提案する。

8.ADRの積極的活用

現状において、裁判外紛争処理(ADR)機関については、裁判に比べて手軽に利用可能など優れた部分も多いが、利用件数は未だ少ない。利用可能者への周知や情報提供が少ないことが原因として挙げられるので、ADR機関の積極利用について、国民に情報提供と利用を積極的に呼びかける施策を講ずるべきである。

9. 遺伝資源の保護

農産物や畜産物の遺伝子保護については、海外への持ち出しや、海外からの逆輸

入が問題となっている。これらについては、省庁が単独で活動しているだけでは限界がある。国レベルでの統一した指揮と活動が必要であり、これによって省庁横断的な対策を要望する。

生物多様性条約に関連する途上国の遺伝資源は人類共通の資産でありながらも、遺伝資源の獲得には多大な投資がなされているため、その情報の扱いは慎重になされなければならない。遺伝資源の提供国と利用国の利益を考慮して、また我が国の将来における国際競争力や安全・安心の面でも極めて重要な課題であるので、国際レベルでの調和ある利用体制の構築を推進すべきである。

.「第3章活用分野」について

1.国際標準化活動についてのシステム構築

国際標準化活動には標準への特許の盛り込みが活動の成否を分けることから、民間の技術標準化活動と並行して、国がリーダーシップをとる形で積極的な技術の国際標準化と、国際標準化にリンクした戦略的な特許取得を推進すべく、さらには、技術の国際標準化に対する国民の関心をより一層高めるべく、戦略的な国際標準化のための府省横断的な専門組織を内閣府配下に設置することが必要である。内閣府の「国際標準総合戦略」(2006 年 12 月 6 日)には、具体的取組として、「関係省庁の連携による新たな国際標準対応体制の構築に向け、合同の検討協議会を設置する」とされており、その早期設置と、関係省庁の範囲の明示が必要である。これらの、国際標準対応の特許出願については、優先審査、早期審査の対象とすることを考慮すべきである。

また、この「国際標準総合戦略」には、「わが国の国際標準化活動の現状」として、「デジュール標準」および「フォーラム標準」について記述されているが、製品分野や製品事情によっては「デファクト標準」が適した場合もあるので、これについても引き続き検討されることが必要と思われる。

2.試験又は研究のための実施についての解釈

特許法第69条柱書における「試験又は研究のための実施」の解釈を、大学等における自由な研究あるいは授業教材等との関係等を考慮して明確にし、周知を図るべきである。

3. 中小企業・ベンチャー企業や地域の積極的支援

中小企業・ベンチャー企業がそのコアコンピタンスを生かして事業化することを支援すべきである。このベンチャー企業の事業化を推進するために、ベンチャー企業と大企業とがジョイントし、大企業のインフラ(人材、設備、資金)や知的財産を活用することが得策であり、推進すべきである。大企業には、ベンチャー企業とジョイントしたり、ライセンス料を支払う場合にインセンティブ(税制優遇など)を付与すべきである。

中小企業・ベンチャー企業については資力に乏しい場合が多いことから、これらで生まれる有望な知的財産については、権利化や活用のための資金面での支援が必要である。このためには、債権や株券を担保にしたり、成功報酬型の資金援助策を設けたりするなどを政府型ファンドの設立を検討する提言が望ましい。

世界特許が実現するまでの間、中小企業の海外での出願に必要な資金を無利子で借りられるようにし、審査官が優れた発明と認定した出願などにおいては、外国出願の費用について政府が資金を持つべきである。

4. 地域での知財専門家の拡充策

日本弁理士会は、全国で9つの支部の設置、県窓口責任者の指定、弁理士知財ネットの設置、商標キャラバン隊、中小企業キャラバン隊など、地域での知財活用支援 を積極的に推進中である。今後これらの活動や、共同運営支所の設置が円滑になされるよう地方官庁や団体の積極的な支援が望まれる。

5. 知財の価値評価システムの構築

資産価値評価の公式手法確立や知財流動化のために、知的財産の価値評価手法と評価システムについて、知的財産戦略本部が中心となってその確立を進められたい。

. 「第4章コンテンツをいかした文化創造国家づくり」について

1.コンテンツの知的財産思想への格上げ

第 4 章の内容は、コンテンツビジネス、食文化、日本文化などのライフスタイルの施策となっており、知的財産活動の成果物としての取扱いである。知的財産の対象が飛躍的に拡大している現状では、イノベーション25の策定も踏まえ、コンテンツを知的財産思想の一部としての取扱いに格上げする必要性を提案する。知的財産とは、人類を知的で豊かにする創作的、美的な思想そのものであり、その考え方が重要である。その結果、出来上がったコンテンツだけでは、知的財産思想の一部しか表現できない。このため、第 4 章のタイトルは、「知的創造をいかした文化創造国家づくり」とか、「知的財産思想をいかした文化創造国家づくり」とするべきである。

その上で、知的財産思想をもとにした文化について、その意義と分野別の現状認識、及び、今後の政策を計画することが望ましい。

2. 日本発新ブランドの創造育成

ファッション製品などにおいて、既存著名ブランドとはまった〈異なる、品質、価格面において競争力のある新ブランドの創造を積極的に進めるとともにこれらを表彰する制度の新設が必要である。

.「第5章人材の育成と国民意識の向上」について

1. 知的財産創作人材の育成

知的財産立国の実現を標榜する我が国にあっては、若年層にみられる、所謂、"理系離れ"現象の拡大を防ぐことに十分留意すべきである。米国のように技術系ベンチャー企業が成功できる環境を整え、理系の魅力を高めていくことも重要である。 我が国に不足している、知的財産分野において既成概念を打ち破って新しい発想を展開しつつ周囲を統率していく、コンセプト・リ・ダの育成を重点的に進めていくべきであり、そのための研究機関や研鑽の場や、地位・待遇の向上を早急に整備することが必要である。

2.大学の知的財産活動などのための人材育成

大学知的財産本部やベンチャーを育成支援する人材、水際取締・模倣品対策のための人材等々の要求に的確に応えられる知的財産専門家を育成することができる知的財産人材育成システムを、早急に具体化すべきである。

3.国際的リーダーシップを取れる人材の育成

イノベーション活動の基礎である、探究心、新しいものへの感性などを中心とする創造性教育を、小学校、中学校、高校で必須科目とすることが必要であり、学習指導要領に知的財産の創造と尊重を明記するべきである。このためには、従来の高校、大学などの学校間の壁を取り除き、中学校、高校の生徒が大学の研究に興味を持って積極的に参加するような従来の枠組みを超えた新しい仕組みづくりをする自由度を認める度量が必要となる。

4. 弁理士の活躍範囲の拡充

弁理士の特許侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた積極的活用等について、2006 年度以降検討を行う点について明記されているが、弁理士は、従来の権利化業務中心の活動から、既に知的創造サイクルの全般に亘った幅広い活躍をしており、他の知財専門家とお互いの専門性を生かして協力しつつ、ユーザー支援のレベルを向上しているので、今後も引続きこの点の検討を進めるよう要望する。これとともに、権利化分野については、さらにその専門性の高度化を図り、かつ権利化以外の関連業務については、益々積極的に活動範囲を拡充して充分なユーザー支援をするべく自己研鑽に励む所存であり、このための活動についての円滑な施策構築を要望する。

5.「発明の日」の休日化

国民の知的財産意識を向上させる」に関連して、国民の知的財産に対する関心をより一層高め、さらには、我が国の知的財産立国政策を国の内外にアッピールするため、例えば、発明の日、科学の日、技術の日、とか創造の日、を休日とし、知的財産に関する行事を行うと共に、創造への英気を養うこととすべきである。

以上

日本製薬団平成19年3月27日

体連合会

内閣官房知的財産戦略推進事務局 殿

|著作権の権利制限の見直しについて(薬事行政関係)

1.要望の趣旨

著作権関連の課題として、07年度中に薬事行政との関係における著作権の権利制 限規定に関する審議会での検討が再開され、然るべき法改正がなされることを要望 する。

2.要望理由

薬事行政との関係における著作権の権利制限については、05年度の文化審議会 著作権分科会において審議検討された。

その結果、検討課題のうち、国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製につい ては、権利制限することが適当であるとの結論となり法改正実現の運びとなった。

その一方で、医療関係者に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う文 |献等の複製については、「適切な措置について引き続き検討を行うことが適当であ る。」とされたが、06年度の文化審議会では検討の俎上にも上らず、積み残しのま まとなっている。

そこで、当連合会としては、当該案件に関しても適切な権利制限規定の改正が速や かになされることを要望するものである。

製薬企業は、薬事法により医療関係者(医師、薬剤師等)に対して医薬品の適正使 用に関する情報の提供に努めることを義務付けられており(薬事法77条の3)、正確 な情報を迅速に提供するために複写文献等による情報提供を行っている。一方、現 |行の著作権法においては、事前に著作権者の許諾を得ることが必要となるため、こ れが薬事法上の義務遂行の障害となる。

そもそも医薬品は、適正な情報と共に使用されて初めて効能・効果を発揮できるもの であり、のみならず、このような情報を欠けば、却って国民の生命・健康が脅かされ ることともなり得る。したがって、医薬品に関する情報の提供は、「国民の生存権」に も係わるともいうべき極めて公益性の高い行為であり、著作権法と薬事法との立法 的な調整が図られるべき問題である。

05年度の審議会においては、こういった公益性の観点から権利制限の必要性につ いて理解が示されたが、他方、権利者への経済的影響が懸念された。

こういった従前の議論も踏まえ、当連合会としては、製薬企業等の行う情報提供行 |為の公益性と権利者利益とのバランスの取れた、 適切な権利制限の実現を望むも ので

ある。

3.要望する権利制限の内容

薬事法の規定により求められている医薬品の適正使用にかかる情報を収集、保管、 提供するうえで、合理的に必要な範囲において、文献等を複製、譲渡および公衆送 信することができる。権利者への経済的補償については、公益性を考慮した、立法 的な手当を講ずることが適当である(たとえば、補償金、裁定制度など)。

3 青少年健全著作権法違反の非親告罪化に反対します。

育成委員会にれは捜査機関への恣意的な立件を許すことになります。

4 (削除) (削除)

コンピュータ「知的財産推進計画 2006」の見直しに関する意見

ー技術産業

協会 拝啓

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚〈御 礼申し上げます。

この度、私どもコンピューター技術産業協会(以下、「CompTIA」といいます)は、内閣官房知的財産戦略推進事務局(以下、「推進事務局」といいます)におかれまして、「Promotion Strategy for Important Topics Relating to the Intellectual Property Creation Cycle」(知的財産の創造サイクルに関する重要な課題に向けた推進戦略)(以下、「推進戦略」といいます)に関する意見を求めておられることを Intellectual Property Strategy Department (知的財産戦略課)を通じて知るに至り、この件に対して多大の関心を寄せております。 私どもは 2006 年についても同じ〈知的財産の創造サイクル専門調査会報告書(以下「報告書」とします)に関しコメントをさせて頂きました。

CompTIA は、報告書にございます諸課題、当協会の多数および多岐にわたる会員に重要性な主要課題について意見を述べる機会を与えられたことを感謝しております。以下に、報告書の内容に関した特定の事項に対する当協会の当初の見解が述べてあります。検討にあてられた時間が限られていたため、私どものコメントは暫定的な性質のものとならざるをえませんが、当協会は、貴事務局において今後の検討を進めるにあたり一層の協議に参加する機会が与えられることを歓迎いたします。ご検討賜りた〈本意見書を日本語と英語にて提出いたします。

CompTIA の背景情報

CompTIA は世界で最大の規模を有する情報通信技術業界の団体であり、この 25 年にわたって成長し、 日本を含む 100 を超える諸国で 22,000 社を超える企業を会員に

擁しています。また、日立、富士通、リコー、キヤノンなど、日本に本拠を置く 200 社以上の企業が CompTIA の会員に名を連ねています。

情報技術(IT)セクターは、いまや 110 万の事業で構成され、それらの事業が 1,100 万 もの IT 関連の高収入職を支えています。これらの事業は、9 億ドルもの税金を生み 出し、世界経済に年間 1 兆 7,000 億ドルの貢献をしています。情報技術の利用から 生み出される経済的・産業的利益は個人経済や経済人に確実に影響を与えること になります。そのため、技術セクターの成長と技術のより有効な使用は、政策立案側 にとっての有用なターゲットであるといえます。継続的な研究により、情報技術の成 長を促進する確実な手段は、民間セクターに活力を与えるための強力な知的財産 保護と技術導入と使用を促進するための官民情報技術システムの円滑な機能の組 み合わせによることが証明されています。

当協会の会員は、ハードウェア製造企業、ソフトウェア開発企業、アプリケーション・サービス提供企業、インターネット・サービス企業、流通企業、小売企業、再販企業に加えて、IT 研修企業、サービス企業および通信企業によって構成されています。 当協会の会員は合わせて 世界の数十万人の従業員を雇用し、毎年、数 10 億ドルに相当する製品とサービスを提供しています。

CompTIA は 1982 年に設立され、本部をシカゴに置いています。またアジア・太平洋地域の東京、北京、香港およびシドニーを含めて、世界の全地域にオフィスを設置しています。

CompTIA の中核的な機能は、世界のコンピューター産業における成長と競争を活性化する政策を促進することにあります。さらに当協会は電子商取引、顧客サービス、従業員開発および ICT 従業員認定におけるベンダー中立的な基準の制定を推進しています。

報告書の大要に関する当初のコメント

私どもは、報告書の内容がいくつかの特定の分野に区分されると理解しています。 なお時間が制約されていることもあり、この意見書の目的上、特にソフトウェア関連 特許を含む世界特許システムと標準に関連した課題に焦点を絞ってコメントさせてい ただきます。

論議の出発点

|IP HQ Study Group Strategy Document (推進事務局調査部会の戦略文書)は知的

所有権が技術革新の促進、日本における経済成長に大き〈貢献することを暗示的に認めています。私どももこれとまった〈同意見です。CompTIA は特許の保護を含む様々な知的財産の保護が技術革新と全ての産業、特に、情報技術産業の発展に不可欠であると信じています。加えて、国際的に受け入れられている規格に対する認識は、デバイスおよびソフトウェアの相互運用性には不可欠です。最後に、偽造者およびその海賊版製品が刑法にのもと強力に追及・訴追されなければ、上記はリスクにさらされることになります。

報告書においては、次の特定分野について述べさせて頂きます。

- 国際標準化
- 世界特許システム
- ・偽造品および海賊版作成

国際標準化

報告書では、国際標準化活動(P25)に向けた取り組みを強化するための具体的な提案についての概略を説明しています。CompTIAは、今回の動きを、規格とは情報技術(「IT」とします)産業の中核であるものとして賞賛します。報告書におきましては「国際標準化包括的戦略」を産業、研究機関、政府との間での協力により実行するための提案を行っており、また政府もこれを歓迎しています。

私どもは、国際標準化という枠組みのなかには、これを実現するための核となる5つの戦略があると理解しています。この戦略について次の通りコメントを述べさせていただきます。

1. 業界における意識の改革および国際標準化活動に向けての取り組み強化

報告書では、一企業が国際標準化活動に向けて取り組みを行うためには、マネジメントの意識改革、そして取り組みを強化するための組織的構造の改革による自主的な努力の強化に必要性があるとして、その詳細を述べております。加えて、様々な国際標準化案を戦略的に利用するよう進言しています。

CompTIA は、今回のイニシアティブを全力で支援します。また、ソフトウェア開発業者など小企業(以下「小企業」とします)が自社の製品の相互運用性を高めるべく最先端の技術進歩にその水準をあわせていけるよう、これら小企業への教育が重要である点も強調したいと思います。小企業こそがイノベーションの源であることが証明されており、国際的に採択された規格を早期に導入すれば短期間のうちにビジネスの

成功が可能になるということが認識されるよう促す必要があります。ソフトウェア産業は、製品開発において頻繁に多様な業界規格に対処することになります。業界規格とは、ウェブサービス規格、文書交換規格、マークアップ規格、コラボレーション規格、セキュリティ規格、その他情報規格などの相互運用を進めるテクニカルルールまたはプロトコルで公然と同意されたものや事実上の業界規格も含みます。そのため、小企業は自社製品を広範囲で受け入れてもらいたいと希望する場合、ご〈身近なローカルマーケットの先を思い浮かべな〈てはなりません。CompTIA は、国、地域、そして世界規模の規格設定機関への積極的参加を通じて意識レベルを高めるよう貢献するスタッフを抱えております。

2. 国全体としての国際標準化活動の強化

報告書では、国際標準化機関において委員長またはオーガナイザーとして積極的に活動すること、または環境・セキュリティ・福祉その他の分野において取り組みを拡大することにより日本に先導して欲しいという要望の概要を述べています。総合的な手段での国レベルでの研究活動と国際標準化活動の促進、さらに国が一丸となっての国際標準化活動強化も、目的の一つです。

CompTIA は、日本による規格決定プロセスへの一層の参加を歓迎します。特にOASIS、W3C などの業界規格コンソーシアムグループやISO/IEC やITU などの既存組織などが挙げられますが、それ以外にも ETSI、ANSI や EICMA などの組織を通じ数限りないデバイスの相互運用に導く規格採用へ貴重な貢献を行ってきた業界も含みます。

消費者の選択も相互運用を進めるにあたっての強力なツールです。市場では数多くの事実上の技術規格が生まれました。たとえば、Adobe 社の市場戦略は、PDF 利用者にワールドワイドのウェブ上におけるドキュメント・インテグリティを維持する製品の機能を無料で提供し、顧客が PDF を選ぶように仕向けました。今日、電子文書の送信では PDF が世界中で受け入れられているファイルフォーマットになっています。その他にも多数の例があります。IT セクターは、技術開発のスピードと比較的動きの遅い公の規格手順から、この様な事実上の規格ではマーケット主導型の発展に大きく頼っています。

政府は相互運用性を実現するための政策を検討するため、市場がテクノロジー・ウィナーとルーザーを取捨選択するにあたって重要な影響力を持つことを留意するべきです。確かに、消費者など民間部門こそがテクノロジーがどのように、そして本当に自分自身にとって役に立つのかの最良の判断者です。記載された相互運用性を達成する手段それぞれにおいて、相互運用性に対する取り組みの成功を確固としたものにするためにも必要な市場化テストの必要要素が含まれています。

特に最近は、基準を正規のものにするコンセンサスを基本とする組織に焦点が当てられており、技術の互換性が基準プロセスとして重要であり、エンドユーザーの関心が最も高い問題になっています。相互運用性は、技術の進化と同様、静止した概念ではありません。私どもの経験では、技術の互換性が事実上、正式な規格化を超えた、多くの代替的方法によって達成できることが実証されています。例えば、支配的なソフトウェアの仕様が出現することにより、多くの場合、正式な規格よりも強い影響力で広範にわたる互換性をもたらします。このような規格の成功例として PDF、XML および HTML の規格を挙げることができます。

サミュエル・モールスが 1844 年に通信プロトコルを発明してからというものの、業界は、IT 基準を活発に生み出し続けています。これは、標準電信プロトコルに対する国際的なニーズに応えるために創設された ITU(国際電気通信連合)へと続きます。業界は、ANSI EIDX(Electronics Industry Data Exchange) と同様に IEEE、ETSI、ECMAなどの機関を創設しました。EIDX は CompTIA の一部門で、電子商取引における相互運用性を目的としています。詳細はウェブサイト http://eidx.comptia.org/をご参照〈ださい。銀行は確実なメッセージング規格として、EDI の EDIFACT/X120、SWIFT に頼っています。

時間の経過により、規格は標準規格となりえます。そして、継続しうる規格を設定するのは業界です。ICT業界における相互運用性の主要な貢献者は、自主的なオープンスペックです。これは、規格の発展につながり、これに自主的なオープンスペックの採用が加わりました。結果として生ずる規格を有意義に採用することなく規格を開発しても、相互運用性を実現するための取り組みには何の役にも立ちません。規格は変わるものであり、かつ技術革新の強みを活用するためにも進化しなければなりません。

CompTIA は、業界主導型の規格を促進するための日本の取り組みを提案いたします。私どもの提案の概要は次の通りです。

- ·業界が自主的、業界主導型、コンセンサスに基づく規格の開発を含む相互運用性の促進を先導することを認める。
- ・ 政府による相互運用性プログラムが公的にアクセス可能な明確な一連の技術規格に基づくようにする。
- 規格設定プロセスに市場も参加させること。
- ・業界主導型のオープンスタンダードを支える法的な枠組みと規制による枠組みを 提供する。政府が規格決定機関への代表を務める場合、業界の参加予定者すべて に対し開かれた強力な諮問手段が設定されるようにする。

3. 国際規格のための人材育成

報告書は、次世代の国際標準化を目的として日本が国際標準化に関し経験を有する人材の知識や/ウハウを利用し、そして大学やその他の場所において標準化教育を支援することによって人材育成を行うよう希望しており、その概要を述べています。 同時に、賞金システムを強化し、キャリアパスを設立することによる国際標準化に対するインセンティブを促進することを希望しています。

CompTIA は、日本による技術系の人材開発への一層の投資を歓迎します。特にIT技術能力に関する世界でも最大のベンダー中立認証機関として、CompTIA は、現在そして未来の人材能力に貢献いたします。CompTIA は、規格設定プロセスがエンジニアリングから乖離し、更に重要なビジネスのゴールから乖離することに忠言いたします。

私どもは、規格設定プロセスが企業主導である必要がある旨、強調したいと思います。つまり、リアルタイムの民間研究開発から規格設定プロセスを乖離することは、ビジネスで成功するために必要とされるものとは反対のことであるからです。業界が規格設定プロセスに十分に関与してない場合、規格は技術的進歩が同プロセスに組み入れられないため被害を受けることになります。

このようなビジネス上の成功を確かなものにするため、規格はエンジニアやエンドユーザーのもとにあるべきです。業界外の「規格専門家」によるプロセスは、最先端技術によるプロセスを除外することになります。さらには官僚支配が関与すれば、全プロセスに過度の政治色を加えかねない実際のリスクが生まれ、促進が滞ります。IT業界への建設的「非介入」の例は多く、それは特に IT セクターにおいて多くの基準を作り上げ、より力強い商品を低価格で供給することで顧客に貢献し(ムーアの法則)、これは日本の顧客に対しても長きにわたって貢献してきました。

4. アジア各国をはじめとする他国との協力の強化

報告書では、日本に対し「アジアパシフィック地域における標準化の主導権」を確立、さらには中国および韓国との協力を促進するよう希望しており、その詳細を述べています。

|CompTIA は、将来的には規格に発展する可能性がある新規の仕様につながる研究|

開発における国際協力を歓迎しますが、いわゆる「リージョナル・スタンダード(地域規格)」に対しては注意を喚起したいと思います。一例として、インターネットの急速な進化が挙げられます。これはグローバルな HTTP 規格に基づき、先進社会を一変し、今では発展途上経済に対しても具体的な測定手段ともなっています。このようなインターネットの進化により、インドネシア、マナドのコーヒー生産農家が文字通りリアルタイムでコーヒーのグローバル価格を知ることができるようになり、今まではこのような情報を独り占めしてきた取引業者に対し、自身の収益を最大限にすることができます。

上記のように、IT 規格は今や世界レベルとなっています。IT デジタル後の世界には境界線はありません。最近になって日本の規格協会が IT 規格を扱う ISO(国際標準化機構)の重要な専門委員会(JTC-1:私どもも SC34 の会員です)の事務局員になることを申し出たことは、日本による世界的な規格認証機関への関与の兆しであり、歓迎すべきことです。

よって CompTIA は、日本が ISO/IEC や ITU など IT に関係する国際電気通信連合などの業界や公的な国際的な規格機関に焦点を置き、さらには将来すべてのステークホルダーの利益となる積極的にコンセンサス主導型の規格へ貢献することを提言いたします。日本の消費者とビジネスは、世界規格の採用によりグローバルレベルで利益を享受することになるでしょう。

5. 国際標準化に関する公正なルールの制定への貢献

報告書は、日本がより公正で、かつ開かれた国際標準化システムの実現に積極的に貢献するよう希望し、その概略を述べています。同時に、国際標準化に関係する知的財産を取り扱うにあたってのルールを明確にすることにより、国際標準化に関する公正なルールの制定にも貢献するよう希望しています。報告書は、世界貿易機構の TBT 協定における「国際規格」および「国際標準化機関」を定義する条項は含まれておりません。

この理由から、これらの定義に関しては今まで様々な論議がなされてきました。特に 米国は、ISO・IEC や ITU などの代表的な国際的標準化機関がヨーロッパを拠点とし ている一方で、米国を拠点とする IEEE や ASTAM などの協会のほうが十分な透明 性、門戸開放、公正性があるとして国際機関として適していると主張し続けていま す。加えて、ISO/IEC などの国際標準化機関と CEN や CENELEC などの地域的な標 準化機関との間の協力を促進する、または ECMA や IEEE などの主要な標準化協会 が国際規格の設定プロセスを加速化するなどのアドバンテージを握ってきた一方、フ ァスト・トラック・システムなど原文作成時のプロセスに透明性が欠けているなどとし て批判されてきた一部の環境が存在しています。日本にとって、より公正かつオープ ンな国際標準化システムの実現に貢献することは必要です。

報告書は特に以下を推奨しています。

WTO の TBT 協定の発行または実施およびその他の活動の改善に関する討議に積極的に参加することにより国際標準化システムがより公正かつオープンになるよう積極的に貢献すること。

CompTIA は、WIPO など知的財産関連問題に関する様々な団体で既に実際に行われている採択プロセスに参加したいという日本の希望を歓迎します。ですが、上記 2項の通り、規格の商業化に関連するような事項は概してマーケットの中に留まっており、過度に干渉的なルールは実際にはイノベーション押さえ込むことにより、報告書が希望するように逆効果をもたらしかねないことを提言します。

IT 業界規格の価値は、規格により提供される情報と業界の規格採用とのバランスに左右されます。規格の普及は、これら規格が業界で広〈理解され、さらに市場の需給によって設定された価格で業界が積極的に支払うと同時に「正しい」情報が送信または提供された場合において成功します。正しい情報と理解が組み合わさったときに、それが共生的に規格の価値の成長と拡大が可能になります。

さらに、既存の機能に関し競合する規格が存在する場合、市場メカニズムにより価格最適化が生まれます。最終製品と同時に、規格間の競合が価格を押し下げ、開発者にとって次世代の規格を創り出すためのインセンティブとなります。

変化のない停滞した環境(つまり開発がない環境といえます)においては、情報価値は相互運用システムによって実現し、情報交換を支配する単一の規格が最も有利となります。TCP/IP ソフトウェアなど基礎となる環境が有効に共有化されるため、既存の環境の最大価値と成長が既に実現している環境において多くもないリソースを拡張または新規格への投資を行うことは、ほとんど意味をなしません。

規格は、規格のユーザーが機能性を共有化できるまたは既に共有化されていることに同意できる場合において有効に働きます。低いレベルでのインフラ層における規格が典型的な例といえます。抽象的概念という高いレベルのスタック(例えばアプリケーション・ソフトウェアなど)まで上がると、そこでは技術革新が起こっており、押し付けのスタンダード・コンバージェンスは技術革新を妨げ、導入にコストがかかる扱いにくい規格を生み出すことになります。

これは上位レベルの規格を専有物にするべきと言っているわけではありません。相 互運用、そして結果的にはコンバージェンスを実現するためにはオープンな開示と 進行中のコンセンサス・ビルディングが必要なのです。IT 業界は、現在進行中のプロセスとしてコンセンサスを反映した標準規格を開発する努力を尽くさなければなりません。様々なステークホルダーとかかわる業界には、開発する製品といずれ標準規格となりうる規格の価格を下げようとするあらゆる動機があります。確かに IT における技術革新の歴史は上記に引用したムーアの法則につながった先人たちを足場とした標準規格の革新ともみられます。主要な標準化団体すべてが RAND(妥当かつ非差別的)条項を学術的・商業的に開発される規格に採用していることにより消費者の利益となります。

RAND(妥当かつ非差別的)条項は、パテントポリシーにおいて標準化された技術の実施許諾使用に関する条件として定められましたが、その解釈が不透明だという議論も一部あります。さらにライセンサーがライセンシーにたいし過剰なライセンス料を請求する可能性もあるとの危惧も見受けられます。実際のところ、RAND条項の解釈はそれほどやるべき価値があるとは証明されておりません。ですが、過去の実施状況を見直すことは将来の研究には有効な要素です。

世界中の業界標準化団体の大多数が、RAND (妥当かつ非差別的)条項に基づくライセンス契約により近年にソフトウェア規格に特許を受けた物質を加えることを許しています。これは、標準規格が IT 開発における最先端技術を正確に反映したものとするために行われました。

ISO/IEC では、標準規格が提案された場合、通常のプロセスが 5 年以上も実際のところ長引きかねないのに対しファスト・トラック・システムにより最終投票までトータルで 6 ヶ月の審議期間が実現しました。動きの早い IT 世界のコンテクストでは、5 年といえば永遠ともいえる長さで、規格によっては 5 年もたたないうちに影が薄れてしまいました。

香港 IT 連合から JTC-1(ISO/IEC 合同専門委員会、IT 基準)の複数の専門委員会に派遣された専門家は、それぞれの協議会やオンライン討議(インターネットが実現した能率性によりいまや大多数の業務がオンラインで行われています)に参加しました。ファスト・トラック・プロセスは、IT 業界にとって計り知れない利益となり、早い段階でこれらの規格に合わせて製品を開発することにより、互換性が高まるなど消費者にとっての利益にもなると証明されました。

ANSI、ECMA、 ETSI、IEEE、 IETF、ECMA などの既存の業界主導型国内・国際機関は、コンセンサスに基づき運営され、構成団体にとって満足のいく規格により標準規格として提案される規格を事前に選別する機関として機能しています。ですから、これらは ISO/IEC プロセスにとって商業的に価値の高い付加価値を提供しています。

パテントシステム

グローバルパテントシステム実現への取り組み強化(P25)

報告書は、グローバルパテントシステム実現への取り組み強化に対する確固とした 提言に関しその概略を述べています。

特許とは、技術革新がより速いペースで実現し、テクノロジーが営業秘密として保護されることにより更に広いマーケットに出ることを可能とする保証ですので、CompTIAはこの動きを賞賛いたします。これは、多くの技術革新が中小規模の企業によって生み出され、特許こそが彼らの今後の技術革新を可能とするロイヤルティまたは特許交換への「取引可能な通貨」ですので情報技術(「IT」とします)業界において特に重要なものとなります。

報告書は、世界規模のビジネスの急速な拡大により外国での特許申請が拡大しているため、パテントシステムの調和、特許申請の実施、相互承認および審査結果の利用に向けての取り組みを強化する必要性があると述べています。

(1) ワンアプリケーションの推進

三極特許庁((欧州特許庁、日本国特許庁、米国特許商標庁)間における特許明細書のフォーマット統一化に向けての合意に基づき、日本政府は早急にこれらの明細書の実施を行い、特許協力協約を新たに合意されたフォーマットを実施するために改正するべきです。日本政府は、さらに申請の直接変換を可能とするためにも上述のフォーマットに含まれていないその他の明細書の統一化を進めるべく議論を促進するべきです。

(2) 長期にわたる特許審査官の交換による日米間の国際審査協力を実現 日米で同一の特許申請を行った場合、両国の審査官の間で信頼を構築するべく同 一の結果が得られるようにするため、日本政府による日米間での長期にわたる審査 官交換そして日米で同一の申請を共同で審査することを提案、協議しています。

(3) 特許の相互承認に向けての取り組みの推進

三極特許庁(欧州特許庁、日本国特許庁、米国特許商標庁)間の審査結果の相互利用の促進を目的として新たに設立された「ワークシェアリング・タスクフォース」における議論に加えて、日本政府は、米国特許商標庁または欧州特許庁に先駆けて実施可能である実務レベルでの二国間協力を進めています。

|CompTIA は、中小企業の技術開発者向けの市場でのコスト・カットと時間削減、そし

てすべての関係者にとっての経済利益の拡大を生み出すよう、特に特許のファスト・トラッキングシステムを実現するためのハーモニゼーションを支援しています。特に、21 世紀にはソフトウェアは技術的進歩から切り離すことができないとの認識が理解されるため、CompTIAはコンピューター関連開発(CII)またはソフトウェア特許の特許保護を支援いたします。例えば、気候予測や気候変化測量と同様リサーチの中でも重要な分野であるソフトウェアは宇宙産業およびバイオテクノロジーの中心にあります。

報告書のコンセプトは、知的所有権における協力の価値を国際レベルで認めた世界知的所有権機関による日本も調印国である特許協力条約(PCT)と一致しています。 国際協力の恩恵は、2006年3月13日から31日まで開催された商標法条約改正の採択に関する国際外交会議において世界知的所有権機関においても更に補足されました。

オンラインコンテンツ

報告書は、インターネットユーザーが、インターネットで製作されたコンテンツや創造的なマテリアルが流通するコンテンツを含む著作権取得済みのマテリアルを楽しめるよう希望しています。報告書は、技術開発やユーザーが様々なコンテンツを楽しむことができるだけの柔軟性を持つ、ユーザーによる要望を支える法的システムの確立を求めています。

報告書は、インターネット・サーチサービスに関連する問題の解決を求めています。 日本政府は、インターネット・サーチサービス提供業者が著作権で保護されているサーバー上のマテリアルをコピーまたはコンパイルした場合、サーチ結果をディスプレイした場合の著作権問題について調査し、必要な手段を講じ、デジタルおよびネットワーク環境において適切な法的システムを探る予定です。さらにコンテンツサーチ、アクセステクノロジー、世界レベルでの標準化、さらには適正な保護ルールの開発を探ります。

CompTIA は、改正ベルヌ条約およびWTOによる貿易関連知的所有権協定に基づく既存の著作権法に適用する限り、今回のやりがいのあるイニシアティブに関する取り組みを支援します。特に、コンピューター関連開発(CII)やソフトウェアなど技術に関連する知的所有権に関する法が存在しない場合、著作権法は開発者とその著作物を守ることでその著作物への適切な報酬を受けることができるため更に重要となっています。上述したように、デジタル経済では境界線がなく、日本国内の著作権法の変更においては、著作物の著作者が「本来の保護」と将来の創作のインセンティブ両方を得ることができるよう著作物の世界レベルでの著作権に関する慣例と基準を考慮すべきです。著作物へのアクセスを劇的に拡大した技術の多大なる進歩が、著

作権者の権利を尊重する方法で規制を受けることはより重要なことです。

よって推進事務局は、自らの挑戦として、開発とオンラインアクセスを促進するために技術提供者と共同でオンラインサービス・プロバイダと著作権者間の交渉における取引費用を減少させるよう取り組まなくてはなりません。

これはインターネットの世界勢力のメリットを損なってはなりません。オンラインサービス・プロバイダは、出版社の領土権を留意しなくてはなりませんし、推進事務局は、オンライン環境でそれらの権利を強化することは多大なる複雑性とコストが伴うことを認識する必要があります。推進事務局は、今回の課題への解決に達するため著作権者、技術提供者そしてインターネットベースのオンラインビジネスと共になって取り組む必要があります。今回の課題は、シンプルかつ芸術的な創造性と消費者によるオンラインコンテンツへの広範囲に及ぶアクセス両方を維持するという最終的なゴールを生み出すことになります。

模造品および海賊版製品

報告書は、海賊版製品の問題点とその内容を詳しく明確にしています。

CompTIA は、本書に記載する理由により、大きくは海賊版製品の製造者および販売者の犯罪化に繋がる、力強い知的所有権保護を支援します。革新的な製品を生み出す中小企業への損害は、確実に経済的に生き残る能力を妨げかねず、それこそ創造性を持つためのインセンティブへの損失につながります。さらに、税収面での国への損害は、海賊行為は違法事業であり税システムの枠外にあることから、多大であるといえます。

報告書は、「模造品・海賊版コピー不拡散条約」(仮題)の概要を述べています。 CompTIA は、ドラフトをまだ読んでいませんが、概ねその考え方に同意しております。 同条約は、WTO の加盟国による批准により適切な多国間の WIPO などの貿易組織よって長期にわたり管理されます。

まとめ

日本は長期にわたって技術革新をリードし、その結果、主要な経済的利益を実現してきました。日本の技術革新におけるリーダーシップは知的財産の保護を基盤として、その上に築き上げられました。日本は欧米と同様、これまで長年にわたりソフトウェア関連特許を認め、このような特許が、日本がICTの分野で世界をリードする国の1つとなる過程で重要な役割を果たしてきたことを確認してきました。

|CompTIA は、報告書において、標準規格プロセスへの参加および特にコンピュータ| - 関連開発にかんする特許・著作権を含む知的所有権保護の強化、さらに推進事 |務局の技術革新と創造性を守るという壮大な目的の知的財産を強化する考えを歓| 迎しています。

業界を犠牲とした標準規格プロセスへの政府介入を拡大することや、知的所有権を 希薄化または除去することは、日本における素晴らしい産業の発展を育んできた過 去の政策から大き〈逸脱することになります。さらに、このような動きは、世界の他の 諸国に対し「技術革新の促進」を名目に、知的所有権の保護を弱める措置を取る口 実を与えるという意図しない結果を招くことになります。

このような理由から、CompTIA は IP HQ(推進事務局)と Study Group(調査部会)に 対して、今回の提出文書で私どもが提起した見解および課題を注意深く検討され、 |開かれた慎重な方法で審議を進められるよう要請したいと存じます。 当協会はこれ らの事項を取り扱う連絡事務所を日本に開設しています。 私どもが運営する の と申します。私の連絡先および住所は以下の通りです。 CompTIA の

, CompTIA

|私どもはここに再度、当協会の暫定的な見解を申し述べる機会を与えられたことに |感謝し、今後、審議の手続きが進められる過程でStudy Group(調査部会)およびIP HQ(推進事務局)に対し、適切であれば将来的に開かれる会議への参加を含めて、 より多くの情報をお伝えする機会が与えられることを歓迎いたします。

敬具

|(社)日本映| 「知的財産推進計画 2006」102 頁の「私的使用複製について結論を得る」及び 103| |像ソフト協会|頁の技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象についての結論を得る」、 |57 頁の「コンテンツ海外流通マーク(CJマーク)等を活用する」に関し、以下の4点を 提案いたします。

> 1. 違法複製物のダウンロード行為が著作権法 30 条1項柱書に該当しない旨の明 記

> 「知的財産推進計画 2006」では、模倣品・海賊版の個人所持は「社会悪」としてい ます(61 頁、67 頁)。 違法複製物のダウンロードは海賊版の個人所持を生み出す行 為ですから、わざわざ著作権法 30 条1項柱書がこれを適法だとするべきではありま せん。

> したがって、違法複製物のダウンロード行為が著作権法 30 条1項柱書に該当しな い旨を明記するよう提案いたします。

2.複製防止目的の暗号化技術を解除してする複製禁止の明記

DVDビデオをはじめ、デジタル放送や新世代ディスク(HD DVD、Blu-ray ディスク)の複製防止技術には、いずれも暗号化技術が用いられています。そして、コンピュータでの複製を防止するためには、これからも暗号化技術を活用していく必要があります。著作権法 30 条1項2号は、技術的保護手段を回避して複製することを禁止していますが、文化審議会著作権分科会の報告書によれば、暗号化技術は、それが複製防止目的のものであっても、著作権法上の技術的保護手段ではないとされています。

そうであるならば、著作権法が暗号を解除して複製することにお墨付きを与える結 果となってしまいます。

映画等のコンテンツの無断アップロードや P2P ファイル交換は、DVD ビデオ等のパッケージをソースとする場合、リッピングツールと呼ばれる暗号を解除して複製するソフトウェアを用いて複製されます。これを著作権法が許してしまうならば、無断アップロードや無許諾ファイル交換を防止する実効ある対策を採ることは非常に困難です。著作権法が暗号を無効化して複製するリッピングを明確に禁止することが、このような著作権侵害行為を防止する最も有効な方法です。

したがいまして、複製防止目的の暗号化技術を解除して複製する行為の禁止を著 作権法で明記することを提案いたします。

3.技術的制限手段回避機器等の譲渡への刑事罰の導入

技術的制限手段の回避機器等の譲渡は、現在は、「リッピングソフト」と呼ばれるコンピュータプログラムが、大量に、ネット上で頒布されていたり、「DVDビデオのコピー技術」の指南書籍・雑誌により販売されています。そのため、その頒布先は非常に広範であり、その結果惹き起こされる技術的制限手段を回避する複製は、P2P等で流布される等、被害者の範囲も広く、被害作品も非常に広くなります。

しかるに、その被害の実態を権利者が把握することは非常に困難です。被害を未然に防ぐためには、技術的制限手段を回避する「リッピングソフト」の流布を防止する協力な手段が必要です。

したがって、「知的財産計画 2006」103 頁に記載されている不正競争防止法上の技 術的制限手段回避機器等の譲渡に刑事罰を導入することを提案いたします。

|4.CJマーク事業の支援と継続について

日本のコンテンツの著作権者等は、2005年3月、コンテンツ海外流通促進機構に CJマーク委員会を設置し、同委員会が中心となり、中国、香港、台湾において、日 本コンテンツの侵害(海賊版など)に対し、CJマークも活用して、具体的な権利行使 を実施してきました(CJマーク事業)。

このCJマーク事業は本年2月までの間に、上記地域等において、取締3175件、逮捕者1140名、押収海賊版DVDなど362万枚という成果を挙げています。また、現地取締機関の実務担当者に対して、日本コンテンツの特徴や海賊版の見分け方など

に関する研修会を開催し、これまでに上記地域等で 18 回の研修会を実施し 2000 名 以上の捜査員が参加するなどして、日本コンテンツ保護への理解と協力を求めてい ます。

しかしながら、日本コンテンツの海賊版を一掃するには未だ途半ばであり、C」マー ク事業を継続し体制を強化し、アジア地域における海賊版対策を一層と推進していく 必要があります。

そのため、日本政府からの支援の継続を提案いたします。

以上

会

ロージナ茶「知的財産推進計画 2006」の見直しにおいて盛り込むべき政策事項として、以下の ものを提案する。

0. 目標

知的財産戦略の目標として、「国民全体の創作能力、創作活力、批評能力の抜本的 な底上げを通じての、優れた創作者の現れやすい環境整備と奨励」を掲げる。この |目標は、議会制民主主義と自由市場経済を是とする日本国を支える国民の資質とし て望ましいものであり、公益を本旨とする政府の政策目標として適切なものである。 その趣旨は、『ほんとうの知的財産戦略について』 |http://thinkcopyright.org/shirata1208.html において、詳述してあるので参照された しし。

- II. 創作物流通効率を最大とするために
- 11. 上記目標と、日本国憲法の掲げる言論表現の自由の掲げる価値に鑑み、文化政 |策、知的財産制度、物流政策、通信・放送政策全域において、現在の情報流通に関| |係するとみられる全ての規制(法的根拠の有無を問わず)・障害(物理的なものと制度 的なものを問わず)を洗い出し、それら規制・障害について、その存在理由と存在に よる損失を、法学的・経済学的に評価検討し、下記の基準において合理的な立証が 存在しない規制・障害については、撤廃・除去するべきである。
- 1-1. 上記の法学的・経済学的評価検討においては、米国において言論表現の自由 を担保するための法理として用いられる審査基準と類似した基準において行うべき である。すなわち、その規制・障害が正当化されるためには、(1) 規制が存在するこ とによって、流通が促進される種類の規制については、規制立法の目的が重要な目 的(利益)であるか、手段(規制方法)に目的との実質的関連性があるかを政府が立証 すること (2) 規制が縮小されることによって、流通が促進される種類の規制につい ては、当該規制立法の目的が真にやむを得ない目的(利益)であるか、手段(規制方 法)が目的を達成するために必要最小限(必要不可欠)なものであることを立証するこ とを義務付けるべきである。

- 2. 上記施策を遂行するために、その施策遂行を存在目的として掲げ、統一的に推進するための組織を根拠法のある政府機関として設置し、必要な権限を与えるべきである。また、その政府機関の行う政策・規制内容・説明責任については、それが情報流通を真に促進するものであるか否かという評価基準において、広〈国民による評価の下に置〈よう審査制度を設けるべきである。
- 3. 上記政策評価の基礎資料とするため、国内の知的財産関連商品の生産・流通に関する公的な統計資料を整備し公表するべきである。あるいは、国内の知的財産関連商品の流通・生産に関連する事業者に統計資料の整備と提出を義務付けるべきである。
- 4. 上記のように情報流通を促進することを目的とする我が国の政策とは異なり、強い知的財産権保護や規制を求める諸外国の主体およびその創作物について、国内の保護・規制に追加してより強い保護・規制を与えうる制度を導入するべきである。

(たとえば、その政策において強い著作権保護を求めている米国作品については、以下のような追加的保護を日本国内で与えられるようにすることが考えられる。(1) 米国が要求する保護期間への自動延長(2)非親告罪化した上で違法所持、複製、 販売等に対する特別捜査制度および懲役刑を原則とする厳罰化(3)民事賠償については三倍額以上の特別賠償額を認める等。)

Ⅲ. 創作物活用効率を最大とするために

この部分に関する提案については、『著作権管理データベースと窓口業務に関する 提案』http://grigori.jp/pdf/20070214-DB.pdf も参考にされたい。

- 1. ベルヌ条約に基づいた現行著作権法を存続させる一方で、それに並行する制度として、商用目的創作物の登録制度を創設すべきである。商業利用を想定していない作品について基礎的な法的保護を与えつつ、商業利用を目的としていると自ら表明(すなわち登録)する作品について、現在の市場機構や流通機構に適合的である柔軟な保護政策を適用するためである。
- 1-1. 登録にあたっては、その作品から得られた経済的利益の一定割合を登録料を 徴収し、さらに一定年限ごとに登録を更新するようすべきである。すなわち、商業利 用しているのであれば経済的利益が発生しているのであり、経済的利益があるなら ば、登録料を支払うことが可能であるはずである。こうすることで商業利用がなされ なくなった作品を自動的に登録データベースから除外することができることになる。

- 1-2. 近年、商用作品の創作活動において制作委員会方式、投資組合方式など多数の出資者の資金に基づいて行われることがある。これらの投資による創作活動は当然に利益を目的としているのであるから、登録を義務付けるべきである。また登録をすることで、それら投資に対して責任を負うべき主体や、投資の対象となる作品の内容が明確になるだろう。この点からも現代の創作様態において登録制度が必要であるといえる。
- 2. 上記登録制度の登録データベースを国立国会図書館データベースと統合し管理させ、登録料等を国立国会図書館の財源の一つとし、国立国会図書館による、図書等に限定されない幅広い商用創作物のよりいっそうの収蔵と利用を促進すべきである。
- 3. 登録によって公示されるので、商業目的(制度利用者の市場における収益回収可能性に否定的影響を与える)での無断複製のうち、デッドコピー(そのまま丸ごとの複製)については、非親告罪として捜査機関が摘発を行うものとする。
- 3-1. 登録によって公示されるので、商業目的での無断複製その他の侵害行為についての民事訴訟において、被告(侵害者)が原告(制度利用者)のコンテンツを参照したこと、その存在を知っていたことを擬制しうる。それゆえ、訴訟において、原告は、被告コンテンツが原告コンテンツに客観的に類似していることを立証するのみで侵害が認められることにする。すなわち、侵害がないことの立証責任が被告に移転する。
- 4. 著作権等管理事業法が施行されているが、支配的事業者の影響力が強く競争の 導入が不十分であるため、制度改正にもかかわらず創作者の利益が増大していない。そこで、事業者の競争を促進するために、通信事業において採用された「ドミナント規制」類似の制度を導入すべきである。
- 4-1. それぞれの事業者の保有するデータベースを上記登録制度データベースに統合し、その登録制度データベースを一般公開する。すなわち、登録制度データベースは国民一般の負担において整備維持されているのであるから、万人に対して同一の条件で公開すべきである。
- 4-2. 管理事業においては、著作権管理についての徴収·支払の窓口業務に限定する。
- 4-3. 管理業務における徴収・支払の明細の整備と公開を義務付ける。その事業者の事業効率を評価するためである。また、それら徴収・支払い明細と上記知的財産関連商品の流通に関する統計資料の突合せを行い、信頼性の維持に努めるべきである。

||||. 創作者の利益を増大し、作品創造力を最大化するため

最近文化庁にも提出された「著作権法にもとづく保護期間をさらに延長すべし」という要望からも判るように、創作者の権利や利益の保護がいまだ十分でないと考えられる。そこで次の施策について採用するべきである。また、その趣旨は、『ほんとうの創作者利益について』 http://thinkcopyright.org/shirata0115.html において、詳述してあるので参照されたい。

ただし、以下のうち3、4の提案は、1.で提案した登録制度とは両立し得ない規定である。そこで3、4の提案は、登録制度が我が国の政策として採用不能である場合の代替的な提案として理解されたい。

- 1. 著作権法第 15 条の職務著作規定、さらに著作権法第 16 条と 29 条の映画の著作物に関する規定、さらに著作権法 116 条 3 項の人格権の移転に関する規定を改正し、実際に作品を創作した本人が権利主体となるべき原則を徹底すべきである。そうでなければ、創作者のインセンティヴが低下するだろから、我が国の知的財産戦略の大きな障害になることは明らかである。共同著作物等について効率的に運用を図りたいという場合には、I であげている登録制度を利用するものとする。
- 2. 一方、著作権法の保護を必要としない創作者のために、著作財産権および著作人格権を放棄あるいは一般の人々の自由利用に供するための具体的な制度を設けるべきである。その際には、既存の国内外の自由利用許諾の仕組み等に十分配慮し、それらと矛盾しない制度とすべきである。
- 3. 作品の譲渡契約あるいは使用許諾契約について、創作者本人と出版等事業者との間の契約期間を特定年限に限定し、その年限を越える部分の譲渡契約・使用許諾契約を無効とする強行規定を設けるべきである。すなわち、特定年限毎に、創作者本人にある作品に関する全ての権利が完全な状態で復帰する制度を導入するべきである。この制度によって、創作者の利益を保護する一方、権利の帰属先が不明確になる弊害を一掃することができる。アメリカで採用されている「終了権」は選択制であるが、本提案では創作者本人が継続の意志を明確に示さない限り、権利が復帰するものとする。
- 4. 保護期間延長の理由として挙げられていた創作者の家族・遺族の保護を確実なものとするため、創作者本人が死亡した場合には、上記の特定年限に関わらず、創作者本人と出版等事業者との間の譲渡契約・使用許諾契約が失効し、ある作品に関する全ての権利が完全な状態で、被相続人に復帰する規定を導入するべきである。

5. 創作者が創作活動の過程において、不意に著作権侵害として訴追の対象となるといった懸念をなくすために、いわゆる「フェアユースの法理」を我が国著作権法にも導入すべきである。「他者の著作権侵害をしているかもしれない」という懸念のもと、創作者が萎縮することは、我が国の知的財産戦略上損失となるからである。

IV. 海外展開支援について

商用作品については、経済的利益が追求されることは当然である。そこで、日本の 創作物がより効果的に国外市場で受け入れられ、我が国の経済的利益に貢献する ことを期待すべきである。そこで、そのための支援を行うこともまた知的財産戦略の 重要部分である。

しかし、現在のところ海外に日本のコンテンツを国外市場で受け入れさせるための効果的な施策がとられているとは言い難い。

ロージナ茶会としては、コンテンツ政策として、日本コンテンツの海外展開方策について提案する。なお、PPT ファイルでも公開しているため、そちらもあわせてごらんいただければ幸いである。(『日本コンテンツの海外展開に関する私案』http://grigori.jp/pdf/20061005-kaigai.pdf)

1. 国内のクリエイタやコンテンツプロバイダが、海外に対してコンテンツを輸出する、 もしくは海外用のコンテンツの制作を行うという際に、そのバックアップをする組織の 設立を提案する。

この組織は、各国のコンテンツ市場について常に情報を集め、ユーザのニーズやその土地のトレンド、文化背景について調査を行い、その国で何が売れるかを調査する機関とする。同時に、国内のコンテンツプロバイダが展開する際に、情報の支援と共に人の支援や流通路への仲立ちも行うこととする。大使館・領事館等に併設し、海外の生の情報を収集すると同時に、現地のコンテンツ流通路を確保する、総合的な海外展開機関である。その俸給は成功報酬制とすることで、常にコンテンツを海外に売ることを考える機関とする。

この際に、国内コンテンツ業界が海外展開に対して消極的であるというのであれば、 国内コンテンツを自ら買い上げて売ることをも含めてミッションとする。

2. 国外でのコンテンツ展開に対して大きな障害になる一つが、流通ルートの確保である。そこで、流通ルートそのものについても支援を行うことを提案したい。物理的な場所としては費用対効果が見込みにくいかもしれないが、インターネット上であれば、費用としても大きくはかからない。

現在フランスの INA が全世界に向けて映像アーカイブの公開を行っているが、日本のコンテンツについてもインターネットを通じた公開が可能な場所の構築と、それを支援する制度を作ることを提案したい。INA よりもさらに徹底し、ウェブサイトは各国

語に対応、また、たとえば5分以上をみる際やクオリティの高い画質でみる際には少額の課金を行うようなシステムを載せることで、コンテンツを公開する著作者に利益が出るようにする。

また、アーカイブは数年以上前の作品のみとし、アーカイブの作品を見ると、その作者の最新作が提示される、というようなビジネスモデルを予め取り込むことも考える。 日本のコンテンツを無料で知ることができる場を国家として提供する、それをもって、 日本コンテンツの海外での知名度を上げるという方策を提案したい。 なお、もちろんのことながら、この場所の利用は国民であれば誰でも利用可能とし、 コンテンツの種類についても特に制限は設けないものとする。

3. 日本をコンテンツ制作・流通を行いやすい場所にする方策も必要である。日本ではコンテンツを制作しやすい、日本から発信すれば世界中に対して簡単に流通できるという環境を用意することで、日本はコンテンツ制作大国と同時にコンテンツ・ハブとしての地位を得ることも可能になるはずである。よって、そのために下記の方策を提案する。

3-1.クリエイタの支援として、様々なタイプ・ジャンルのクリエイタ、プロデューサーが活躍する場所を複数の都市につくることを提案する。これは特区のような制度をもちいておこなうものである。内容は、たとえばコンテンツ産業振興の拠点として使われた場所については、地方税減免や、クリエイタやプロデューサーが安く借りることができるとするようなことである。

規模は小さく、メジャーな売れ方はしないが、コアなファンを生み出すようなシーンを 国内の各所に作り出すことで、それぞれのコラボレートや、それを取り入れることに よってメジャーが活発化するなど、多くの効果が見込むとができると考えられる。

3-2.また、クリエイタ支援を兼ねたものとして、クリエイタがコンテンツの制作に集中できる工房のようなものに対する支援を提案したい。できあがったコンテンツの編集・販売・権利管理・税金管理等を行うための機関を用意し、それを安価にクリエイタが利用可能にする。クリエイタが制作に集中し、その他のことは任せられる環境にすると同時に、コンテンツ販売機関は、前項であげた海外展開機関と協力して、国外への展開も考えるものとする。

3-3. コンテンツハブとしての日本を目指すこともあわせて提案したい。たとえば日本で最初に作品を公開することに対して特典を与えることや、より効率的なインターネット配信システムを日本に作り出す、ということによって、世界の全てのコンテンツは日本を通じて配信される、という状況を作り出すことを目指すべきである。

コンテンツハブとしての地位を占めることで、自国の作品の配信にとっても有利であり、また、他国のコンテンツからも多くの利益を上げられよう。

以上をロージナ茶会からの提案としたい。

タイプフェイスの保護は慎重に検討し、行うなら特別法の制定を

近年の知財問題への意識の高まりを反映してか、本資料においてもタイプフェイスの保護について触れられている(p.47)。確かに、ドイツやフランス、アメリカなど欧州においては、近年タイプフェイスが法律によって保護されている。しかしながら、こうした流れを単純に日本に適用することは真に日本の国益に適うのだろうか。

まず、欧米と日本との違いを考慮する必要がある。特にアルファベット中心の欧米と日本とで、タイプフェイスの文字種がケタ違いであることは、熟考しなければならない。これは、少なくとも以下の問題を内包する。

1、新たなタイプフェイスの開発にとてつもなく大きな労力を要することは確かである。これは製品として保護すべきという論理にもなりえるが、逆に言えば、共有の財産として自由に使える国民の自由な表現、文字文化を支える財産としてのタイプフェイスが存在し辛いということをも意味する。欧州のように、誰もが自由に使えることが明白なパブリックドメインのフォントデータが、日本にはほとんど存在しない。これは、2003年の東風フォント問題や、1996年のNACSIS-UCSフォントなどのケースに見られるように、Linux等のオープンソース開発や教育機関などのコンピュータ利用において、大きな障害となる問題である。

2、タイプフェイスを構成する字種が膨大であることは、「タイプフェイスの一部が他のタイプフェイスに類似している」といった類の訴訟リスクが高まることが容易に想像される。例えば開発者自身の手書き文字をフォント化した Y.ozFONT は、一部がMicrosoft 社製のフォントに類似しているとの指摘を受け、発生しうる法的リスクを回避するために、該当する Microsoft 社製フォントに似せないように文字を書き直すという方法で再作成がなされている。タイプフェイスにまつわる法的リスクの上昇は、フォント価格の上昇や、新しいタイプフェイスの開発の萎縮、ひいては、印刷・文字組み・タイポグラフィなどの日本の文化を萎縮、衰退させる可能性もある。

次に、現状多くのフォントがソフトウェアとしてのライセンシングにより著作権法の保護が適用される形態で販売されていることも重要なポイントである。例えば Adobe 社は、「フォントソフトウェア」という名目で販売を行っている。これは、フォントのグリフ、タイプフェイスとしての保護がなされないために、ソフトウェアとしての保護を著作権を利用して得ようというアプローチである。しかしこれは、間接的にだが最低 50 年間はタイプフェイスが保護されるということを意味する。工業製品として利用されるフォ

ントにおいて、この保護期間は明らかに長過ぎる。現に50年ほど前の印刷物の書体を見れば、もはや「イメージが古い」ことは明瞭であり、今日のタイポグラフィにおいては全〈実用にはならない。工業製品としてのタイプフェイスの寿命はせいぜいが 20年程度であると思われる。

こうした背景を鑑みるに、単純に著作権法でタイプフェイスの保護を謳うことには危険性があることをまず認識し、どうしても対応が必要な場合は、15 年間という必要充分な保護期間を持つ意匠権の変更を以って行うか、あるいはドイツのようにタイプフェイスについての特別法の制定などによって対応すべきであると考える。

8 (社)ビジネ2007.3.29

ス 機 械・情内閣官房知的財産戦略推進事務局御中

報システム

産業協会

「知的財産推進計画2006」の見直しに関する意見募集の件

JBMIA 知的財産委員会 法務·著作権小委員会委員長 門野陽

標記の件に関して当協会に特に関連する事項のうち、とりわけ著作権に関連した事項について法務・著作権小委員会として下記の意見を提出させていただきます。なお、これまでに当協会で要望したいくつかの項目については既に法整備等実行に着手していただいたものもあり、この点につきましては高く評価するところであります。

今後も引き続き積極的に取り組んでいただきくことを強く希望するところであります。 記

1. ソフトウエアライセンス契約の保護

特許権についてはライセンサーの倒産時や譲渡時における包括ライセンス契約による通常実施権の新登録制度ができたことは一応評価されるべきものと考えます。

しかしながら、その具体的実施手続き等について未だ不明な点が多いので継続して具体策を講じていただきたい。

同様にソフトウエアライセンスの保護についても早急に検討を行い、ソフトウエアライセンサーが倒産又は権利を譲渡した場合においてもライセンシーが安心して事業活動に専念できる法体制を確立していただきたい。

なお、知的財産権のライセンス契約におけるライセンサーが倒産した場合に、当該ライセンスが第三者に対して対抗力を有することを条件に管財人の解除権を制限し、 ライセンシーの立場を保護する内容を含む新しい破産法が 2005 年1月に施行され たが、著作権法にはそもそもソフトウエアライセンスの第三者対抗制度がないため、 破産法が改正されてもソフトウエアライセンシーが不安定な状態に変わりがないため、早急なソフトウエアライセンシーの保護制度の整備を強く望むものである。

2. 図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについて

図書館や公民館等の利用者は、殆どの場合私的使用のために同所に設置されているインターネット端末を使用して情報をプリントアウトすることを希望していると思われる。このことは、学術、研究向上のためにも極めて重要なことであり、このような行為は許されるとする法律上の手当てを求めるものである。

3.インターネット上に公開されている情報のプリントアウト

経済産業省発行の「電子商取引等に関する準則」でも言及されているように、企業 にとってインターネット上に公開されている情報のプリントアウトは、コピー禁止を

謳っていない限り黙示の許諾として認められるべきであり、権利制限規定としてこのための法津の手当てもお願いしたい。

4. 著作権法の抜本的な改定

昨今のデジタル化、ネッワーク化に伴い、現行の著作権法では対応しきれない問題が余りにも多い。こうしたデジタル化、ネットワーク化に対応した新たな法律の創設 又は抜本的な著作権法の法律改正を行うべき時期にきていると考える。

5. 私的録音録画補償金制度の見直しについて

前回も指摘したとおり、私的録音録画補償金制度は、多くの問題をかかえており、早急に対応すべき課題として私的録音録画補償金制度の縮小・廃止の是非も含めた同制度自体の根本的な見直しについて期限を設定した上で結論を出すべきである。また同制度については、 この制度自体ユーザーに知られていない、 私的録音・録画を行わないユーザーからも課金のおそれがある、 一般的にはユーザーは音楽ファイルのダウンロード時に料金を支払うことになっており、ダウンロードに用いられるハードディスク内蔵型録音機器等自体にも補償金が課金されるとしたならば、ユーザーは二重課金されることになりかねない、 徴収された補償金が権利者に実態に即した正しい分配が行なわれていないおそれがある、 技術的保護手段の開発・普及によりそれら技術を保護する環境が格段に整備されてきており、ユーザーが自由に録音・録画できる範囲が極めて狭くなっているか、殆ど自由に録音・録画できる状況がなくなってきている、等の理由により、既に破綻を来たしており速やかに廃止することを望むものである。

なお、当協会としては、例えばドイツにおけるように複写機、プリンタ、FAX 等の機器に補償金が課金されることのないよう強〈望むものである。

6. 著作権法におけるいわゆる「間接侵害」について

最近の著作権侵害に基づく最高裁判決、下級審判決において、著作権法第112条 1項の「侵害する者又は侵害するおそれのある者」には、著作権法上物理的な違法 行為を行っているものが実際に存在しているにもかかわらず、著作権侵害の結果を 惹起する手段や場所を提供したり、機器や通信システムを製造、販売する者(カラオ ケ店舗経営者、掲示板の管理者、ファイル交換のサービス提供者、プロバイダ等)に ついて教唆者または幇助者として侵害主体に準じるとしてこれも含まれる旨の判断 がでている。

現在著作権法にはいわゆる間接侵害の規定がなく、上記の事例は何れも判決によって判断されているので法律で条文上明確にしていただきたい。

以上

9 (社)音楽出版社協会

|(社)音楽出|「知的財産推進計画 2007」の見直しに関する意見

社団法人音楽出版社協会 会長 朝妻一郎

「知的財産推進計画 2006」の見直しに関する意見

1. 著作権等保護期間の延長

著作権保護期間の著作者の死後 70 年への延長を早急に実現するべきと考えます。

著作権保護期間については、「知的財産推進計画 2006」において、「著作物全体を通じての保護期間のバランスに配慮しながら検討を行い、2007 年度中に結論を得る」とあります。

すでにこの問題については長〈検討が行われてきており、今年 3 月には文化審議会著作権分科会のもとに、過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会が発足し、延長の障害となると見られる点についても解消のための検討が始まっております。これらの検討の結果を踏まえ、保護期間延長の結論を 2007 年度中に得た上で、2008 年度に著作権法の一部改正、2009 年施行を実現することが必要です。

小泉前総理大臣が「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、わが国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする」(2002 年施政方針演説)ことを宣言し、わが国の「知的財産立国を目指す国家戦略」が動き出しました。著作権保護期間延長はこの戦略の大きな推進力になるものです。

著作権保護期間 70 年(著作者の死後 70 年間保護)は、EU、アメリカをはじめ多くの国で実現しており、主要国で 50 年に止まっているのは日本だけといっていい状況になりました。

世界第2位の音楽市場を有するわが国で、世界の主要国では当然保護されている 著作物が無償で使用されているという事実は、海外の権利者に与える経済的影響 が大きいこともあり、国際的非難を招きかねません。国際標準から外れたままでは、 取り残されるおそれがあります。すでに韓国などでも 70 年への延長が検討されているといわれます。

最近では、映画、アニメ、マンガ、ゲームなどが海外で高い評価を受け、また広〈受け入れられております。今後、この動きが拡大することが予想されますが、ひとりわが国の著作物のみ海外での保護を受けられな〈なるおそれがあります。

「無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、我が国経済・社会の新たな発展を図るという国家戦略」(「知的財産推進計画 2006」)である知財立国を推進しようとしているとき、その基盤である知財が財産である期間を国際比較の中で短いまま放置するということは、国家戦略の放棄にも等しいものです。

また、これに際し、戦後 60 年を経てなお継続している、平和条約に規定されている 明らかに不平等な取り決めである戦時加算の撤廃をあわせて実現するべきであると 考えます。

国際間の協調を図り、知財立国を推進するために、2008年度中に著作権等の保護期間の延長のための著作権法改正を行うことを「知的財産推進計画 2007」に盛り込むことを要望します。

2. 私的録音補償金制度の抜本的見直し

私的録音補償金制度については、すでに文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会等で検討が行われており、「知的財産推進計画 2006」においても「私的録音録画について抜本的に見直すとともに、補償金制度については廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め、抜本的な検討を行い、2007 年度中に一定の具体的結論を得る」とされています。

著作権法はその目的として「著作物ならびに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」と規定していますが、今日、「著作権の制限」によって認められている「私的使用のための複製」が「公正な利用」をはるかに逸脱して「著作者等の権利」を侵害し、「文化の発展」を阻害していることは明らかです。

ベルヌ条約のいわゆるスリー・ステップ・テスト、「著作物、実演またはレコードの通常の利用を妨げず、かつ、権利者の利益を不当に害しない、特別な場合」という3つの要件を満たしていないこともまた異論のないところでしょう。

しかも、ラジオの放送あるいはアナログ・レコードからオープンリールあるいはカセット・テープにコピーしていた現行著作権法制定当時はもちろん、私的録音補償金制度が制定された 1992 年とも大き〈情勢は変わりました。現在、私的使用のための複製は、パソコンによる CD R/RW へのコピーから、デジタル携帯オーディオプレーヤーの急激な普及による大量の私的複製などにより膨大な量に上っています。

その一方で、私的録音補償金制度の形骸化は目に余るものがあります。これら、 現代における私的複製の手段のほとんどが制度の対象外になっているのです。当 協会の試算では、録音可能なデジタル記録媒体のうち、私的録音補償金の対象とな っている記録媒体は 10%にも達しません。補償金制度は、現在まった〈機能していないといっていい状態にあります。この結果、著作権者、レコード製作者、実演家等の権利者は甚大な被害を蒙るに至っております。

「発明や著作物等の知財の創造は個人の自由な発想が鍵であり、創造性を重視する社会に向けた環境整備が欠かせない。発明者・創作者の投資回収の機会を確保する観点から、知財の法的保護が必要ないことはいうまでもない」とする知財推進計画 2006 の方針を実現するためにも、

- イ. 記録媒体を別にする分離型機器に加え、一体型機器も対象とする
- ロ. 政令指定方式の廃止
- 八. 製造業者を支払い義務者とする

以上 3 点を含む私的録音補償金制度の改正のための著作権法改正を 2008 年度中に行うことを、知財推進計画に盛り込むべきであると考えます。

3. 携帯電話向け違法音楽配信の根絶

市販の音楽 CD 等から作成した携帯電話用の音源を、権利者の許諾な〈無料で携帯電話ユーザーに公開するケースが、一昨年ごろから目立つようになってきました。

日本レコード協会が昨年末に行った調査によれば、携帯ユーザーの 35.5%がこの 違法音源を掲載した違法サイトを利用しており、12 - 15 歳の若年層に限れば実に 64.5%が利用しているという結果が出ております。また、この 12 - 15 歳の層では、 33%がアップロードの経験があると回答しており、3 人に 1 人が違法行為を行っていることになります。

この結果、年間約2億8700万ファイル以上のダウンロードが行われていると推定され、これは2006年の有料音楽配信モバイルダウンロード数の80%以上に相当します。

市販音楽 CD 等の音源を権利者の許可な〈複製、アップロードする行為は、明らかに著作権法違反であり、刑事罰の対象となるものです。私どもは、音楽関係権利者団体及び携帯電話事業者とともに、このような違法音楽配信根絶に向け、活動を行っております。

携帯このような違法行為の蔓延は、知財戦略に大きな障害となるものであり、国を 挙げての対策が必要です。ぜひ知財推進計画に盛り込まれるよう要望します。

以上

10 日本民主主1. はじめに

義著作者総

連合

日本民主主義著作者総連合(民著総連)は、創作者の切実な要求実現と創作者の希望に輝く未来のために、すべての創作者・利用者とともにその歴史的役割を果たすことを最大の目的としている。創作者の人間としての尊厳を守り、平和と民主主義、社会の進歩を進めるべく、今回の「知的財産推進計画 2006」の見直しにおいて、これまでわれわれ民著総連が多くの論議を経て築き上げた政策について提言した

しし

この政策は「現場」からの声、すなわち民著総連組合員からの意見をもとに論議を 重ねて生み出したものである。

2. 民著総連の提言する基本政策

昨今、日本において著作権法改悪をはじめ、民主的著作者を不当に抑圧する数々の文化破壊政策が推し進められてきた。また世界に目を向ければ、日本はいわゆる「萌え」という平和主義のなかで培われた文化を商業主義的輸出によって普及させることにより、アジア諸国をはじめいまや全世界に対して平和主義を広めるに至っている。このような視点からわれわれ民著総連は、以下三点の基本政策を打ち出すこととする。

- 1) 著作物の創作に携わる知識労働者を奴隷的隷属状態から解放し、資本家の手からわれわれの著作物を取り戻すべく、法人著作制度撤廃を実現する
- 2) 創作者が創作活動の過程において、不意に著作権侵害として訴追の対象となる といった懸念をなくすために、いわゆるフェアユースを著作権法に導入する
- 3) 知識労働者の経済的地位向上のために、創作物の流通効率を最大化するシステムを構築する

3. 法人著作の撤廃

民著総連は、情報時代における労働形態において、知識労働者が資本家から搾取されているとの認識の下、この搾取構造をいかに打破し、いかにして知識労働者の幸福が実現するかについて考えてきた。

しかし、「著作権問題を考える創作者団体協議会」等によって現在進められている著作権保護期間延長を求める動きは、知識労働者に資することは少なく、資本家にとってより有利に働くと考えられる。 つまりわれわれがめざす方向とは反対のものであり、知識労働者および利用者の利益を脅かすとともに、知識労働者と資本家の「二極化」を招いている。

無論、保護期間をさらに延長すべきという要望の根底に流れる知識労働者たちの不満や無念、遺憾な思いは、われわれと共通するものである。創作者すなわち知識労働者の権利や利益の保護が不十分であるとの見解は一致している。しかしながら、繰り返しになるが、われわれは著作権保護期間延長で知識労働者の権利保護が十全になるとは考えていない。むしろ格差が拡大し不利益につながる可能性すらあると考えている。そこで、知識労働者の権利や利益の保護を推進すべく、提案したいのが法人著作規定の撤廃である。

いわゆる法人著作に関しては、知的労働を行った創作者本人ではなく、その雇用 者あるいは制作指揮者に権利が発生することになっている。ここで言う法人著作と は、雇用関係下における職務著作の場合(著作権法第15条)と、映画の著作物の制作に関わる場合(著作権法第16条と29条)である。さらに著作権法116条3項の人格権の移転に関する規定も含む。

創作活動が企業活動として組織的に行われている現在、職務著作に該当する場面は飛躍的に拡大しているし、映画の著作物も flash 等の創作技術発展によって、さらに大きな市場となっている。二つの場合が無視しうるほど特殊な場面であるということはできないだろうし、それらの業態に携わる創作者の立場からみれば権利が奪われ、知識労働者が不当に資本家から搾取されていると言えるのである。このような制度を今もって残しているならば、知識労働者のインセンティヴを著し〈低下させ、知識労働者の経済的利益を奪い、生活を脅かすことになる。

また付記しておくと、こうした法人著作に関する規定は、ベルヌ条約に依拠して著作権制度を設けた諸国の中でも、我が国に特有の制度である。たとえば、フランスやドイツなど大陸法系に連なる諸国では、あくまでも創作者本人に権利が発生し、その権利が雇用契約などの効果によって雇用者に移転したり、使用許諾されるような仕組みが採用されている。著作権がまずもって創作者に発生する場合には、創作者は雇用者や制作指揮者と権利交渉するときに強い立場を得られるから、創作者は自らの望む利益を獲得しうる可能性が高まる。そして前述した国でできていることなのだから日本でもできないわけはないのである。

以上のような理由から著作権法第 15 条、第 16 条、第 29 条を、創作者本人に有利になるよう改正するように求める。

さて、ここで法人に著作権を認めないとなると、雇用者あるいは制作指揮者にとって権利交渉が煩雑であり余計な手間がかかるとする向きがあると思う。しかしながら、その主張には説得力がない。複雑な契約を処理する法的あるいは技術的な手段は、まずもって創作者本人の権利保障のために用いることが原則となるべきであり、その上で権利を法人に帰す場合は個別に契約すべきなのである。

だが、資金源の確保や成果物の分配等の都合から法人が著作物およびその権利を一元管理した方が効率的であり、創作者にとっても効用が高いということも同時に言えるだろう。 商用作品の創作活動において制作委員会の名の下に作品を発表する場合も多くあることを鑑みると、出資者の資金に基づいて行われることが有用であるう。 これらの投資による創作活動は当然に利益を目的としているのであるから、その場合、法人の権利保護は二階建て制度によって行うことを提案したい。

二階建て制度とは、既に各方面から提案されている、商用目的の創作物のための著作権法とは全〈別の制度のことである。特徴として、登録と同時に商用に適合的な新しい権利が発生し、同時に、著作権法の保護下から外れるということ、そして権利期間を設けて更新を行うようにし、登録及び更新には費用を必要とするが、更新を続ける限りにおいて権利が守られるということがある。

実質的に法人著作制度と変わらないのではないかとの疑念については、何年かに 一度巡って来る登録の度に、創作者本人に権利の確認をすることで払拭できるだろう。たとえ弱い立場にいる知識労働者であっても、不利な条件で結んだ契約を何年 かに一度見直すことが可能になる。創作者本人が次第に著名になり交渉力が増加していれば、より有利に契約を結びなおすことがが可能である。すなわち、二階建て制度の登録は、一定年毎にすべての権利が創作者本人に復帰するものとし、再確認をとらなくてはならないものとする。交渉相手たる法人がさらに継続して著作権の譲渡なり使用許諾なりを得ようとする場合には、改めて創作者本人と契約交渉をしなければならないのである。これによって、零細な創作者保護にもつながるのである。

4. フェアユースの導入

知識労働者は、創作者であると同時に利用者であるとも言える。われわれは多くの先人に学び、巨人の肩に乗る存在であることは言うに及ばないであろう。しかしここで改めて強調したい。いくら独創性や新規性が創作物にあるとしても、全くゼロから創作しているわけではない。仮に、本当に新しいもの、本当に独創的なものがあるとしても、その定義上われわれの認識の枠外にあるのだから、創作物として認識できないだろう。既知の創作物の体系をもとにわれわれは認識し、鑑賞し、創作しているのである。

われわれは既に流布している創作物を、時として風刺し、倣って学び、新たなる創作物として昇華させることが多くある。その際対象となるのは、古典的な創作物に留まるというわけではない。時事的な流行や同時代の著作物を利用することも多い。

以上のような意図的な利用を保護することも、文化の発展や多様性を考えると必要であると考えられる。有名な例を挙げれば、フランスにおいてはパロディが法的に保護されている。わが国においては、こうした保護が及ぶのか法文によって明確に規定されていないため、創作者たちが萎縮している可能性がある。このような利用に関して、フェアユースとして積極的に法的保護をするべきだ。

パロディ以外の二次創作に関しても、一定の要件の下でフェアユースとして認めるべきだろう。その要件とは、著作物、実演またはレコードの通常の利用を妨げないこと、権利者の利益を不当に害しないこと、特別な事情が考慮される場合の三点(ベルヌ条約で、権利の制限を行っても良いかどうかを判断する際に利用している3-step-test に依拠)である。これを満たしている利用法について、全般的に認められるようにすべきである。つまり現在列挙され規定されている、著作権の効力が及ばない著作物の利用行為(著作権法30条~47条の3)を、限定を設けない抽象的な規定に改正すべきだ。

そして先述した二階建て制度についてフェアユースの観点から提案すると、上記の要件を満たした二次利用に関しては、必ず許諾を与えなくてはならないとする(ただし、二次創作で得られた利益は一定程度還元する)であるとか、登録後更新されなかった著作物については商業的採算が合わなくなったものと見做してパブリックドメインとし、使用と利用を行いやすいようにすることが考えられる。

さらに、著作権者の権利放棄に関して詳細な規定をおくべきと提案する。すなわ

ち、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスや GPL などに関して法的地位を明確に示すべきだと考える。

意図的でない利用に関しても、特別な場合を考慮してフェアユースを適用することを法律で規定するべきであろう。昨今、著作権や著作者人格権を根拠とした、いわゆる「別件訴訟」が多々発生している。権利の濫用を防ぐためにも、そして不意に著作権侵害として訴追の対象となるといった懸念をなくすために、いわゆるフェアユースを著作権法に導入するべきなのである。

5. 流通効率最大化システムの構築

最後に、知識労働者の経済的地位向上のために、創作物の流通効率を最大化するシステムについて提案する。

それにはまず、著作物の登録窓口の一元化が必要である。ただし応諾する場所は一つとするが、著作権管理のサービスや運用をする窓口は複数あるものとする。これは、著作権管理窓口業務とデータベース業務を分離することを意味している。すなわち、ある著作権がどの団体で管理されているのか統一的なデータベースで把握することで利用者の利便性を向上させつつ、著作権管理団体におけるサービスの多様化を図ることで著作権者の細かな需要に応えようというものなのである。データベースとしては一つにし、利用したい者がひとつの窓口に問い合わせれば、著作権者と必ず連絡が取れるようにする。こうすることによって利用の問い合わせを確実なものとなる。そして同時に、競争も起こりうるということである。

この際、民主的創作者の利益を守るために必要なのは、データベースが一つになっていること、そしてその管理が中立的に行われているということである。データベース事業はあくまで登録と利用申請に対する応諾義務を持つだけであり、データベースに登録される際にその権利が常に信託されているとは限らないものとする。

権利情報のみの管理の場合は相手を教えるだけになり、創作者当人が交渉に当たるものとする。一方で、著作権管理窓口が利用応諾交渉を肩代わりすることもありえる。ここで窓口業務と言っているのは、あるコンテンツを作成する際に、権利のクリアを行うであるとか、利用のための手続きを代行してくれたりする業務のことである。そのための交渉力は高いが料金が高いであるとか、ある業界についてはある特定の団体の交渉力が高い等々、多様性はあって良いだろうし、分野や目的毎に複数存在することがありえる。

登録用の窓口業務と言うこともありうるだろう。どのように登録を行えば、例えば権利の束の分け方や信託と交渉のどちらにすればよいか等を創作者本人にアドバイスし、どう登録すれば収益を上げることができるかということをコンサルティングする事業も考えられる。

こうすることによって、創作過程で生じる著作権上の諸問題、例えば映画撮影時に映りこんでしまった他者の創作物に関しての悩み等が解消されるようになり、民主的 創作者が安心して創作できるようになるのである。著作権の侵害を恐れる萎縮がな 〈なるばかりでな〈、創作活動に集中したいと希求する創作者も、自らの手で自らの作品を管理したいと思う創作者も、共に自身の要望に沿って主体的な選択が出来るようになり、経済的地位も改善されると考えられる。

以上。

11 日本知的財産協会

06 日知理第 106 号 2007 年 3 月 29 日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 御中

日本知的財産協会 理事長 神杉 和男

「知的財産推進計画2006」の見直しに関する意見

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴事務局にて意見募集なされております首題の件に関しまして、知的財産推進計画 2007 策定の観点から、以下のとおり当協会の意見を申し述べます。

当協会といたしましては、これまでの貴事務局、知的財産戦略本部の活動につきまして敬意を表しますと共に、今後とも、国際産業競争力強化の観点から、更にご尽力、ご指導いただきますようお願い申し上げます。

なお、当協会といたしましては、「知的財産推進計画 2007」策定に当たりまして、積極的に支援させていただ〈所存でありますので、時宜に応じて、説明、意見交換の機会を設けていただければ幸甚に存じます。

敬具

記

1.全般

知的財産推進計画 2007 策定に当たっては、先ず、知的財産推進計画 2006 を含め、これまで策定された諸施策について、実施状況をしっかりとフォローし、その結果、見直すべきところは速やかに見直す(軌道修正する)ことが重要かと考えます。特に、知財活用の面からの成功例をピックアップし、公表することが有用ではないかと考えます。

一方、これまで策定された諸施策のうち、中長期的な視点からじっくりと評価しなければならない施策(例:産学官連携)については、個々の施策に応じた評価、フォロー、軌道修正等が必要と考えます。

次に、新規に知的財産推進計画 2007 に取り込むべき施策については、産業界の声も十分に反映し、早期に取り組むべき施策、しっかりと議論を行った後に取り組むべき施策等々、メリハリのある優先度を付けた立案をすることが重要と考えます。

更に、知的財産立国に向けて、官が取り組むべき施策、民が取り組むべき施策、官

民協力して取り組むべき施策を区分し、国際産業競争力強化の観点から、専ら民が取り組まなければならない施策については、基本的には、民の自主性に任せることが重要であると考えます。

2.各論

以下に、当協会として、特に重点的、優先的に取り組んでいただきたい事項を掲げましたので、ご検討の程、よろしくお願いいたします。

. 国際的な展開

(1)世界特許システムの実現

・世界特許システムの実現に対しては、先行技術調査結果の共有化(One Search)、特許庁での審査レベルの統一と相互利用、承認(One Examination)等、多くの課題を伴うが、容易に調和できるものからステップ・バイ・ステップで着実に実現していくべきであるとのスタンスから、当協会としては欧米の出願人・権利者団体と共に、第一段階として「日米欧三極での出願明細書のフォーマットを、PCTをベースに統一していく」ことを提案してきた。このフォーマット統一実現により、各極の特許庁は同一フォーマットで審査できるため、審査協力、引例調査等、審理が容易となり、更に出願人も各極間で出願を移行する際のフォーマット変更が不要になり、機械翻訳も容易になることでコスト削減が図れる等、多くの利点が期待できる。更には、電子出願手続きの統一化についても、まずは日米欧三極特許庁間で早期実現をお願いしたい。

世界特許システムの構築に向けた出願明細書のOne Format を第一ステップとして、One Search、One Examination、One Patent へと、段階的統一の実現を図るべきである。

- ・本課題においては、すでに日米欧三極特許庁間で作業がスタートしており、これを評価したい。今後とも、当協会等日米欧三極ユーザー団体としても早期実現に向けて三極特許庁への協力を惜しまない。
- ・引き続き、日米間の特許審査ハイウェイ試行等を踏まえ、One Search, One Examination 実現に向けて、先ずは三極特許庁間でのサーチ結果、審査結果の相互利用を積極的に推進していただきたい。当協会としても、会員企業に日米間の特許審査ハイウェイ試行等の積極利用を勧めると共に、本制度の本格実施に向けて、運用の改善等、積極的な支援、協力を行って行きたい。
- ・また、日米欧三極特許庁間で開始された審査実務(記載要件、進歩性/非自明性要件)に関する比較研究を促進し、各極特許庁による審査のバラツキをなくすると共に、将来的には三極特許庁における進歩性の判断基準等を統一し、審査結果の相互承認を実現することをお願いしたい。
- ・一方、実体的側面での特許制度調和に向け、現在、特許制度調和に関する先進国(B+)全体会合にて協議中の特許登録要件を含む実体特許法条約についても、早期締結ができるよう関係先との調整、協議を促進願いたい。

・更に、先般開催されたAPEC会合において日本から提唱された特許明細書の様式統一、審査結果の相互利用等についても、早期実現に向けて、関係先との調整、協議を促進願いたい。

(2)途上国における知的財産保護の強化

企業が海外知財戦略を積極的に推進するに当たっては、当該国・地域における知的財産制度およびその運用が公正且つ適正に機能していることが重要である。然るに、途上国における知的財産制度および同運用についてはまだまだ課題が多く、これらの改善は、グローバルな事業展開をしている日本の産業界にとって解決されるべき課題の一つである。

まずは、途上国との経済連携協定(EPA)等の交渉の場を利用して、引き続き、産業界の声を反映した知的財産制度および同運用の改善を強力に要請していただきたい。特に、多くの途上国においては、エンフォースメント面での課題が多く、知的財産権を取得しても、十分な運用、活用ができないという実態も多くあり、これらの早期改善に力を入れるべきである。また途上国における税関等のエンフォースメント機関に対する研修、教育等を含めた(官民)協力、支援も継続し、より力を入れていただきたい。

また、ASEAN地域においては、ここ数年来、政府間でASEAN統一知的財産制度の創設、統一オフィスの設置等に向けての議論が行われているが、種々の事情で進展していないようなので、この議論に拍車が掛かるよう、二国間、多国間交渉の場でその必要性について要請願いたい。

(3)模倣品·海賊版対策

当協会は国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)の協力会員の一つとして、特に中国対応活動の幹事を務め、中国における知的財産制度および同運用の改善、模倣品・海賊版の取り締まり強化のための活動を政府関係者等とも協力して推進してきており、今後とも継続して協力推進する所存である。しかしながら、模倣品・海賊版の被害は他の国・地域に拡大しており、各国と連携しつつ、世界税関機構(WCO)、国際刑事警察機構(インターポール)などの国際機関とも協力して、模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現を目指すよう、貴事務局の強力なリーダーシップの下、関係各府省庁にて積極的な活動を推進願いたい。

(4)国際標準化活動の強化

(4 - 1)国際標準化について

国際標準総合戦略の下、政府が産業界の自主的活動を促す支援策を強化することが重要であると考える。産業界は日本の技術の国際標準化のために国際会議に人を送るなどしているが、この人財の育成と確保(雇用)は各企業の努力にかかっており、それには自ずと限界がある。本課題は、官民協調して推進することが重要であり、関連人材の育成等(人材の育成プログラムの開発、講師の選定、教育の場の提

供等)を含めて、中長期的な戦略の下で、諸施策を強力且つ迅速に推進願いたい。

(4-2)国際標準化技術に関する知的財産権について

標準化技術が広〈活用されるためには、当該技術に係る知的財産権が合理的かつ非差別的条件(RAND条件)で実施許諾されることが重要であるが、国際標準化の前提として、当該標準化技術に係る知的財産権が適切に保護されることが重要であると考える。日本企業が取得した知的財産権が海外において未契約のまま使用される、あるいは契約はしたものの実施料が未払いであったり、過少申告され国益を損なっているという問題があるので、日本企業の取得した知的財産権が海外において適切に保護されるよう、国として諸外国に強力に働きかけることが、国際標準化の前提と考えるので、この点についての施策をお願いしたい。

(5)各国の法改正・審査基準等の改正のウォッチ

昨年、米国においては、特許法ならびに審査基準の改正が提案され、特許法改正案については本年議会にて審議される予定である。中国においても、審査指南の改正が行なわれ、今は特許法等の改正が遡上に上がっている。法改正・審査基準改正等が、外国からの出願人に対し負荷を及ぼしかねない事案については、わが国固有の知的財産の権利成立を危うくし、企業のグローバル化にブレーキをかける惧れもある。各国の法改正事項だけではなく審査基準等の改正についても、官民で共同してウォッチし、いち早く対応スタディし、意見を発信する体制の確立が必要である。

. 知財創造から活用

(1)戦略的な知的財産管理

企業における海外への特許出願比率、特許査定率、一元的な管理体制の整備等については、個々の業種、企業態様、規模等によって異なることはいうまでもなく、各企業の自主性に委ねるべきものと考える。特許庁においては、現在「戦略的な知的財産管理に向けて < 特許戦略事例集 > 」を取り纏められたが、この中には日本企業にとって参考になる事項も含まれているが、一方では、他の国・地域の競合企業にとって結構有益な資料になり得るとの見方もあるので、十分な配慮が必要と思われる。

日本の企業が、グローバル知財戦略において海外の先進企業にまだまだ遅れをとっている現状に鑑み、今後日本の企業が国際競争力のある真のグローバル企業になるためには、国際競争力の観点から知財戦略を構築することが大切である。今後は、各国のシンクタンク等を活用し、先進的なグローバル事業展開を行っている外国企業における知財戦略等について、国としてヒアリング、調査、分析等を行ない、これらを公表することにより、わが国の企業が知財戦略を構築するための示唆を提供願いたい。

(2)ライセンシー保護制度

包括ライセンス契約単位での通常実施権登録制度の創設を含む、産業活力再生特別措置法等の改正が予定されており、ライセンシーの保護の観点から、従来(個別権利の通常実施権設定登録制度)よりは一歩前進したものと考えるが、長期的には当然保護制度の導入も視野に入れ、本制度創設後の実施、運用状況に応じて改善、見直しを行っていただきたい。

また、本制度導入に当たっては、この種制度を持たない海外のライセンサーの理解を得るためにも、海外に対する制度説明用英文資料の早期作成と公表をお願いしたい。

(3)秘密保持命令制度の拡大

特許権等侵害訴訟においては、営業秘密関連資料等の裁判所への提出に当たり、秘密保持命令制度が創設され、当事者が安心して証拠資料等を提出できるインフラが整備された。しかしながら、特に職務発明訴訟については同制度がないため、当事者が訴訟対象発明への貢献度を証明するための資料、対価算定のための製品コスト等に係わる諸資料、第三者との契約内容等に関する資料を提出することに躊躇せざるを得ず、裁判所において十分且つ事実に基づいた審理が行えないケースもある。このため、早急に、職務発明訴訟についても秘密保持命令制度を導入することを検討願いたい。

(4)ライフサイエンス分野における知的財産制度を強化する

ライフサイエンス分野においては、産業の対象となる技術が飛躍的に革新されてきており、化学物質やバイオテクノロジーを駆使して生み出された製品などのいわば技術のハ-ドに止まらず、既存物質や基本技術を応用するいわば技術のソフトの研究開発とその活用にも広がりつつある。高度医療技術、医薬品の新たな効果の発現、食品や化粧品の新規用途などは、その典型的な知的生産成果として位置づけられる。このような傾向は、先端科学技術の発展が著しい国において認められる傾向であり、科学技術の先進国としてリードするわが国においても、これら技術のソフトの所在を明確にし、その知的財産の保護の在り方を企業とともに検討すべきである。

. 中小・ベンチャー企業の支援

中小・ベンチャー企業が金銭的、人的な問題により知的財産の創造、活用において苦労していることは理解できるので、中小・ベンチャー企業を支援する方策の一つとして、団塊世代の大量定年を迎え、これらの業務支援に志のある大手企業OBのデータベースを早期に構築し、この人材を活用していくことが有用ではないかと考える。当協会としても、このデータベース作成に積極的に協力する所存である。

また、上記に加えて、企業知財OB,弁理士、中小企業診断士、弁護士等からなる中小企業支援ネットワークを早期に構築することも有用化と考えるので、これに対する国、地方公共団体からの資金面等でのサポートをお願いしたい。ただし、中小・

ベンチャー企業を過度に保護することになると産業界全体のバランスが崩れ不公平 になるので、この点を配慮した上で、諸施策を推進いただきたい。

. 大学等における知的財産の創造と産学連携の推進

(1)大学等における知的財産の創造

各大学における知的財産本部と技術移転機構(TLO)の連携機能強化または必要に応じた一体化は大学における適切な知的財産管理上重要な項目である。したがって、これら機関の適切な評価システムを構築(経済学的な視点を含む)し、レビューされたい。また、知的創造サイクルの基となる発明を創造する研究者に対する知財意識の高揚(意識改革)、知財教育の重要性に鑑み、これらについて各大学に対して今後とも適切な指針を示すと共に、各大学での自主的な運用を促していただきたい。時限的な財政支援が終期に至ろうとしているが、現状をレビューしこれらの活動が縮まることのないよう、財政基盤整備についても考慮願いたい。

一方、企業との関係では、大学は、基礎研究の成果につき産業界にとって有用な権利化を図ると共に、個々の産学連携に当たっては、産学連携の本質、個別テーマについての研究目的、成果の普及等について相互理解を図ることが重要であることを徹底して欲しい。なお、企業との協議結果を踏まえた柔軟な共同・委(受)託研究契約の締結が増えてきているが、契約の停滞による機会損失を回避するため、契約締結について更なる柔軟性確保に向け、関係者への徹底を図って欲しい。

(2)企業における質の高い知的財産の創造

先ずは、発明を創造する研究者、技術者に対する知財意識の高揚(意識改革)、知財教育の重要性に鑑み、当協会としてもこれに積極的に取り組むが、各企業においても、業態に応じた適切な人材育成施策をとるべく経営トップ層を含めて検討するよう、当協会としても会員企業に働きかけたい。

業界による出願、権利保有、活用構造の違いは、それなりの意味を持っており、これを一般論として論ずることなく、各業界の特殊性に応じた適切な対応を求めるべきである。

特許登録率の低い企業名の公表等の過度な施策は、各国にも例を見ない施策であり、また知的財産(発明)の創造意欲の減退をも惹起させる可能性があるため、慎重に運用すべきである。

なお、従来技術調査のための環境整備として、特許庁保有のすべてのデータについて、民間が容易に利用可能な形態で、インターネットにて無償で提供すべきである。これにより、無駄な出願が抑制されるという副次的効果も期待できる。併せて、推進されている特許庁審査官のサーチノウハウ(検索ガイドブック)の開示を継続し、できるだけ多くの分野に広げていただきたい。

. 出願構造改革・特許審査の迅速化

・特許審査の迅速化

審査迅速化は重要であるが、権利活用の面から考えると不安定な権利付与は後日の紛争を招くのみであり、これを防ぐためには、審査、特に、進歩性の判断、権利範囲に見合う開示内容に係るサポート要件の判断、発明単一性や補正制限の判断等の運用面における審査の質の維持、向上、拒絶理由通知書の適切記載を含む審査のバラツキの抑制が前提となるので、この点を考慮した審査の運用、施策をお願いしたい。また、出願人としては必ずしも早期の権利化を望まない出願もあり、出願人の望む時期に迅速に審査、権利取得できる制度、運用をお願いしたい。

.コンテンツの振興

(1)コンテンツの利用促進の観点からのバランスの取れた施策

コンテンツ創造サイクルの活性化、ひいてはコンテンツビジネスの振興は、創造に対するインセンティブ確保もさることながら、これと活用の促進がセットになってはじめて実現できるということ、すなわち、コンテンツ保護をただ一方的に強化すればよいということではなく、その活用を図るための方策を考える(具体的には、著作物の通常の利用を妨げず、権利者の利益を不当に害しない範囲で権利制限するか、あるいは許諾権を報酬請求権化し、公正な利用促進を図る)という、バランス感覚が必要になるということを大前提として進めていただきたい。

特に、音楽配信事業に代表される、デジタルコンテンツのユーザーにとって安価で便利な利用環境が整備されると、結果として権利者も、そのコンテンツが広〈普及し、その利用対価の回収も可能になるビジネスモデルが構築できるようになることは証明されている。コンテンツのデジタル化、コンテンツ流通のネットワーク化及びブロードバンド化、IPマルチキャスト放送に代表される放送と通信の融合等メディアの多様化などを踏まえ、従来の複製禁止を原則とする考え方から、新しい時代に対応した利用許諾を前提とした著作権制度のあり方も視野に入れた施策を、是非ともお願いしたい。

(2)コンテンツ流通のためのシステム整備

上記(1)のような視点を維持しつつ、また国民、殊に消費者の利益・利便性を十二分に配慮しながら、法制度設計や適正なコンテンツ流通のためのシステム開発について、コンテンツビジネスにかかわる個人・団体を含めたコンテンツ制作者/製作者、流通事業者、ハード/システムメーカー等が一体となって、利益を享受できるWin-Winの仕組みづくりをお願いしたい。

. 日本ブランドの振興

・産業競争力強化のためのグランドデザインの検討

「コンテンツビジネス振興」というテーマは、知的財産政策のあり方について数多くの施策・検討事項が挙げられている知的財産推進計画の中でも、特に「重要な政策課題」のひとつとして取り上げられているが、短期的視野による目先の利益確保や特定の業界の既得権益保護に走った施策を行うのではなく、コンテンツビジネス分野

|に国が集中的に政策を施すことの意味を明確に意識した施策、 つまり日本の国際的| |な産業競争力を強化し、日本ブランドの価値を国際的に高め、また雇用促進を含 |め、長期にわたり国民の利益を確保していくための"グランドデザイン"を描いていた だきた〈、このことを充分に意識・認識した施策をお願いしたい。

また、「コンテンツビジネス振興」では、特にデジタルコンテンツとして現在我が国が 国際競争力を保有するゲームやアニメーション等の振興を図ることも重要であるが、 |将来に向けて、グローバルな情報基盤となり得るソフトウェア技術や、次世代の知を 育む教育コンテンツ、人生に豊かさを与える教養コンテンツ等、日本文化を高め世界 に発信できるコンテンツの創造やビジネス振興にも注力していただきたい。

その意味で、ユーザーの視点に即し、技術の進歩や国際的な視点から、デジタルコ ンテンツの利用環境や法的環境の整備の必要性に基づく施策をお願いしたい。

, 知的財産人材の確保・育成

・知財人材育成のための総合戦略

|本来、人材育成は地道に且つ明確な目標をもって行うものであり、一朝一夕には効| 果が得られるものではないが、企業、日本弁理士会、当協会等における人材育成の 既存ノウハウを、中小・ベンチャー企業、大学等の人材育成に活用していくことにつ |いては、異存ないところであり、当協会としても協力を惜しまない。なお、民間、既存 機関で実施できる人材育成についてはこれらに任せ、民間、既存機関では対応不可 である人材育成については、国、(独)工業所有権情報・研修館、地方公共団体等に おいて積極的に推進すべきである。

また、働く社会人が学べる夜間の法科大学院や専門職大学院等の増設と環境整 備、併せて、理工系出身者でもチャレンジし易い法科大学院入試制度、司法試験制 度への改革をお願いしたい。

以上

フォーラム

|12 ||著作権教育||第5章 人材の育成と国民意識の向上-」の「5.国民の知的財産意識を向上させ る」、

- |(1)教育機関における柔軟で実践的な知的財産教育の環境を整備する
- (5)知的財産に関する国民への啓発活動を強化する についての提言

平成 18 年度に引き続き平成 19 年度においても、人材の育成と国民意識の向上に ついての提言を行いたい。著作権を取り巻く現状は、経済的側面ばかりが強調され 尊重されており、産業的枠組みの中で議論されがちであるが、著作権は万人にかか わることであり、特許等の産業財産権のようにはいかない。そのことを再度認識し、 利用者たる国民のみならず、経済活動として著作権を扱う者、さらには著作権者に 対しても、正しい著作権の啓蒙が必要である。

と〈に国民の知的財産意識の向上については、学校における知的財産教育のみな らず、社会全体の知識の底上げを目指すことを提言するものである。

1.(1)について

学校教育においては、「知財教育」を特別なカリキュラムとして位置づけるのだけではなく、就学年に応じて、各学年各教科の中に潜む知財問題を絡めて、知的財産権の基礎的部分を体得させるような学習指導要領を検討すべきであると考える。一定の理解力が付く高校生程度になってから、具体的な制度を「知財教育」として単元化する等、学習者の程度に応じた柔軟なカリキュラムの策定が必要である。

2.(5)について

現在、著作物の利用については、経済的側面からの著作物流通の整備は行われつつあるが、商業ベースの利用者へ利便性が図られるばかりで、一般市民、教育関係者に対する配慮が少ない。知的財産といっても、著作権と産業財産権は明確に区別されるべきであり、文化的意義を軽視してはならない。国民全体の意識の向上のためには、産業面だけでなく、最終的に著作物を手にし、楽しむ市民、生徒、児童等が、著作権を障害と感じることなく、著作物を自由に利用し、また自らも著作者として発信できるような環境の整備が必要である。市民の積極的な著作物利用の推進を図ることは、著作権意識についてより身近に考える事の大きな契機となる。

- 3. 国民の知的財産意識を向上させることについての新たな提案
- (5)知的財産に関する国民への啓発活動を強化するに関連して、著作権意識の 啓発活動を支える環境づくりの一環として、以下の提案を行う。

著作物利用の原則は契約による利用である。しかしながら、そのような利用については、まだまだ一般市民レベルではなじみが少ない。どのような場合に無許諾で利用できるのか、という権利制限にあたる場合の利用に終始し、関心もその点が中心であることも少なくない。著作権意識の向上には、著作物の契約利用を身近なものにし、積極的な著作物利用を促進する必要が大である。

しかしながら、その利用スキームは産業利用に前提にしたものが少なくない。著作物の利用推進を図るには、一般個人の私的使用を超えるが零細な利用や教育等を含む非商業利用への配慮が必要であり、そのような利用を支援する構造の検討が必要である。

商業利用の場合は、人的経済的に組織を構成し、著作物利用について一括した検討、要請が可能である。一方、一般利用者、特に個人の利用者は、個々の努力により適法な利用を努めようとすることが精一杯であり、まとまった提言等を行うことは難しい。また、利用者-権利者間の交渉については、個々人の交渉には限界があり、さらに一般利用については、「利用者団体」というものは、性質上、形成されにくいものと言わざるを得ない。

このような状況を鑑みたとき、知的財産意識の向上のためには、これら一般利用者の契約利用への環境整備が必要であると考える。また、教育利用については、利用方法、許諾方法等につき、提言し改善することまでも視野に入れ、それぞれの現

場でまとまるよう組織づくりを進める必要がある。 以 上

13 著作権保護 < 第 4 章 I-2(4)項関連 >

期間の延長

|問題を考え| わが国の著作権の保護期間を現在より 20 年延長すべきか否かの問題について るフォーラム|は、延長によるさまざまな悪影響を危惧する声も少なくない。 保護期間は一度延ば |せば短縮は現実に難し〈、そのため将来の世代にまで影響が永続する可能性があ| る。よって、拙速な結論を避け、多様なセクターの関係者から広く意見を聞き、かつ、 延長がされた場合の文化的・経済的影響について実証的なデータや予測に基づい て慎重に議論するべきである。

(参考)当フォーラムの発起人: http://thinkcopyright.org/list.html (現在 92 名)

14 モバイル 刈平成 19 年 3 月 29 日

ディア企画

(株)

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

モバイルメディア企画株式会社

「「知的財産推進計画2006」の見直しに関する意見募集」に対する意見

|このたびは、「知的財産推進計画2006」の見直しに際し、意見を提出する機会をい ただきましたことに深く感謝いたします。また、これまでの知的財産戦略本部におけ る活動は、日本のブロードバンド市場とデジタルコンテンツ市場の活性化につながる ものと、大いに期待しているところです。弊社としましては、以下のとおり意見を述べ させていただきます。

1 基本的な方針に対する意見

「知的財産推進計画2006」において目標として掲げられている「世界最先端の知財 立国を目指す」ことに強く賛同いたします。また、5つの視点として掲げられる取組方 針のうち、とくに、「スピードある改革を行う」ことが重要であると考えております。

2 「知的財産推進計画2006」の見直しに対する意見

ご承知のとおり、インターネットやモバイルの世界では、今後の日本のデジタルコン |テンツの在り方を左右する大きな流れが押し寄せています。 知的財産基本法に基づ 〈国家戦略及び方針策定に際し、技術革新の速さ及び顧客ニーズの変化を踏まえ、 以下のとおり意見を申し述べます。

(1) Web2.0 が顕在化させた顧客ニーズ

• 米国 YouTube には、世界中から映像コンテンツがアップロードされ、多くの

アクセスを集めています。この人気を利用するべく英国 BBC が YouTube に番組を提供し始めました。その一方で、米国 NBC は News Corp と提携し、YouTube に対抗する動画サイトを立ち上げると発表されています

• この新しい動きは、「自分にあったコンテンツを手軽に探し、自分の都合に合わせて楽しむ」というニーズの顕在化であると考えています。そして、Web2.0 と呼ばれる大きなトレンドのなか、多くの人たちが SNS やブログに、映像コンテンツを利用しはじめています。なかには、コンテンツのタグやブックマーク数により、整理したうえで提供するサイトも現れ始めています

• このような、デジタルコンテンツの素材利用の流れも、ひとつのトレンドを形成しはじめていると言えるでしょう。ただし、人気コンテンツの中には違法にアップロードされたものも多く、そのコンテンツ製作者の作品に対する誇りを逸する行為やビジネス上の経済的損失を与えていることも事実です

• この状況の中で、コンテンツ製作者、配信事業者、ユーザ共に合法的に利用できるような制度を構築するとともに、経済的にも Win-Win-Win となるようなスキームを構築することが求められております

•「知的財産推進計画2006」の見直しに際しては、従来型の視聴スタイルを 前提とするだけではなく、このような新しい視聴スタイルも予め考慮のうえ、議論いた だくことが重要と考えております

(2)2008年以降の携帯電話向け地上デジタル放送専用番組の放送解禁

• 放送法改正により、2008年より携帯電話向け地上デジタル放送(以下、ワンセグ)の専用番組の放送が解禁される見込みです

• ワンセグを搭載した携帯電話端末は、すでに300万台を越えており、さらにその台数は増加し、国民の多くが所有する手軽な放送受信のデバイスになることが想定されます

• しかし、2008年以降に、放送コンテンツの二次利用(マルチユース)や、過去の放送コンテンツ(アーカイブ)が手軽に再利用できない環境の場合には、ワンセグが提供するコンテンツは非常に限定的なものとなり、デバイスは普及しても、コンテンツは利用されないという事態も危惧されます

• このワンセグは、新しい日本のデジタルコンテンツ市場創出の強みになると大いに期待されるところです。「知的財産計画2006」の見直しに際しては、このワンセグを活用したデジタルコンテンツの普及促進に対する方針を打ち出していただくことも重要と考えております

|(3)新しい携帯電話向け放送視聴サービスの登場

• 米国のベライゾンワイヤレス、シンギュラーワイヤレスの両社は、クアルコム社の「MediaFLO」と呼ばれる技術を採用し、新しい携帯電話向け放送サービスを、 年内には開始すると発表しています

• 同サービス提供のためには専用周波数が割り当てられることが必要となり

ますが、新しい放送インフラにおいて、米国を始めとする欧米各国に大き〈水を開けられないよう、日本においても実現にむけたアクションを起こすことが重要です

• このような新しい放送インフラが登場することにより、先に述べました新しい映像コンテンツの楽しみ方、すなわち、自分の都合にあわせ手軽に楽しむ、デマンドベースに適したデジタルコンテンツ市場ができあがる可能性もあります

• これにより、デジタルコンテンツの新しい流通経路としてだけではなく、アーカイブの利用機会を増やし、関連業界全体に新たな収入機会を生み出すことが期待されるところです

•「知的財産計画2006」の見直しに際しましては、このような新しい携帯電話向け放送サービスの登場も想定した戦略及び制度を立案いただきた〈考えております

3 さいごに

以上

「知的財産計画2006」に基づき、新しいサービスに適した映像コンテンツの製作促進、映像コンテンツの2次利用(マルチユース)促進にむけた方針策定及び官民あげての取組みが開始されていると理解しております。国全体として、この取組みをさらに加速することはもちろんですが、事業者としては、リビングルームでじっくりと映像コンテンツを楽しむという従来型の視聴スタイルとは異なる顧客ニーズに応えることも求められています。そのため、ワンセグが広く活用され、さらには MediaFLO といった新たな携帯電話向け放送技術が導入されてゆくと考えております。このような新しい流れを制度面でも実現できるよう、「知的財産計画2006」見直しにおいて考慮いただきたく、意見を申し述べさせていただきます。

15 北海道

「知的財産推進計画2006」の見直しに向けた意見

「知的財産推進計画2006」の見直しに当たっては、次の事項を盛り込むよう、提言 します。

平成 19 年 3 月 29 日

北海道知事 高橋はるみ

「知的財産推進計画2006」の見直しに当たっては、次の事項を盛り込むよう、提言します。

知的所有権センターの強化(継続)

中小企業、ベンチャー企業には知的財産戦略を推進する人材が不足しており、知 的所有権センターは、それら中小企業等に対する特許に関する情報の提供や特許 情報検索の指導・相談、特許流通の支援などに一定の成果を上げている。産業の 活性化に向け、今後、中小企業等に対する支援を一層強化する必要があることから、知的所有権センターの管理運営に対する助成措置と特許流通アドバイザーや特許流通アソシエートの配置など人的体制の強化が必要である。

知的財産権関係民事事件の第一審の選択制等(継続)

東京地裁と大阪地裁に専属化されている特許権、実用新案権等に関する訴訟の第一審の管轄について、地域における裁判へのアクセス権を確保する観点から、従前どおり地元の地方裁判所でも裁判が受けられるように競合的管轄に戻すことが必要である。

また、現在、東京高裁に専属化され、4月から知的財産高等裁判所に専属化される控訴審については、司法判断の統一性を図る観点から措置されたものとその必要性は理解するが、上記と同様の観点から、米国の連邦巡回控訴裁判所(CAFC)のように地域の利便性の向上を図るため、巡回方式の採用についての検討が必要である。

商標に関する先使用権の保護強化(継続)

商標を使用する意思のない者が、特定の飲食店名について商標権を取得し、当該 飲食店に商標権の買い取りを強要する、いわゆるブローカー行為が散見される。

商標法第32条において、先使用による商標を使用する権利が認められているものの、「需要者の間に広〈認識されている」ことが必要であり、結局、地域の飲食店の経営者は、高額な金額で商標権を買い取ったり、店名を変更したり苦慮している。このため、地域で営業する飲食店等の保護のため、商標の使用義務の強化や先使用権の保護強化についての検討が必要である。

小・中・高生に対する知財教育への取り組みの実施(新規)

国民の知財意識を効果的に醸成するためには小・中・高等学校の各学校段階を通じた取り組みが重要であり、文部科学省が知財教育に関する指導内容等を定めるとともに、その指導方法についての教員研修を推進するほか、知財に関する課外授業などの活動に対する資金面での援助など、知的財産に関する教育と学習の振興を図る取り組みが必要である。

16 (社)情報科学技術協会

|(社)情報科|「知的財産推進計画2006」の見直しに関する意見

知財立国の推進は国家目標であり、知財の創造・保護・活用の三つが円滑で調和の取れた形で制度化される必要があると考えます。また著作権制度は、これら全てにおいても重要な構成要素であります。すでに「知的財産推進計画2006」においても著作権制度の見直しや法改正の提案がされており、その一部は実現しつつありますが更に検討して推進すべき事項があると考えます。そこで「知的財産推進計画2006」の「第4章 の3.(3)著作権にかかる課題を解決する」に関して、これらの事項を下記に列記いたしました。「知的財産推進計画2007」には是非とも盛り込んで

頂きた〈意見を提出いたします。

1. ホームページ印刷利用の権利制限

- ・「デジタル化時代に対応した権利制限の推進」が課題として上げられているが、インターネットの普及によりホームページの閲覧とその利用は日常生活に深く浸透しつつある。そのため、ホームページの印刷利用は家庭内だけでなく、学校や企業では閲覧行為の延長線上の行為として不可欠になっている。
- ・ したがって、家庭・学校・図書館・企業等の機関内でのホームページの印刷を権利制限事項として法改正を希望する。

2. 薬事法にかかわる権利制限の推進

- ・平成 18 年臨時国会において行政庁に対する申請・報告等にかかる文献等の複製について権利制限の必要性が認められ法改正されることとなった。しかし、薬事法に基づき医薬品等の適正使用のために医療関係者へ提供される文献等の複製については、平成17年度の文化審議会著作権分科会において「引き続き検討を行うことが適当」とされたが検討されていない。
- ・薬事法に基づ〈医薬品等の適正使用のための情報提供は、国民の生命・健康に かかわる公益性の非常に高いものである。
- ・ したがって、少なくとも薬事法に基づく医薬品等の適正使用のため医療関係者へ 提供する文献等の複製については、早急に権利制限とすることを希望する。
- 3. 学術著作物の権利処理機関の一本化と均一使用料による一任型権利処理の 推進
- ・学術著作物の生産は科学技術の発展とともに急速に伸びており、その効率的な活用は日本の科学技術の発展に大き〈貢献する。しかし現状では、権利処理機関が複数存在するだけでな〈、その処理方法の違い、管理著作物の網羅性の欠如、海外を含めた権利者側の指し値方式、などの課題があり、学術著作物の円滑な流通と適正な著作権処理が進んでいない状況がある。
- ・ したがって、権利処理機関の一本化と均一の適正な使用料に基づく一任型権利 処理を進める必要がある。

|4. 著作権等管理事業法の見直し

- ・現状では、著作権等管理事業法による管理事業者でなくても、著作権管理事業が行える状況にある。しかしこの状況は、とくに学術情報を利用しなければならない研究活動にとって使用料の高値誘導を導いており、高値の結果としては広く適正な著作権処理を行うことが難しく(罰則強化では対応が困難)なっている。
- ・ したがって、著作権等管理事業法を見直して著作権等管理事業法に基づいて登録された管理事業者のみが著作権管理事業を行えるよう法改正を希望する。

以上

17 (社)日本書知的財産推進計画 2006 の見直しに関する意見

籍出版協

会、(社)日社団法人 日本書籍出版協会

本雑誌協会 社団法人 日本雑誌協会

両協会では、昨年、知的財産推進計画 2006 に盛り込んでほしい項目について、意見を提出いたしました。その中で、いくつかの項目につきましては、計画の中に盛り込まれておりますが、残念ながら採り上げられなかった項目もあります。

両協会としては、昨年要望いたしました項目に加え、以下の各事項につきまして是 非とも 2007 年の計画策定にあたりご検討いただきますようお願いいたします。

1.文字・活字コンテンツの振興の必要性

2007年の計画策定の骨子となると思われる「世界最先端のコンテンツ大国の実現を目指して」では、「世界から高い評価を得ている我が国のコンテンツ」の例として、アニメやゲームソフトが掲げられていますが、世界で高い評価を受けているコンテンツはそれにとどまらず、書籍・雑誌・新聞等の出版物によって流通する文字・活字コンテンツも同様に非常に高い評価を受け、ビジネスとしても成功を納めています。

一例として、2007年3月27日の朝鮮日報社説では、日本の文学作品が韓国最大の書店である教保文庫の最近一週間の売上げ上位10位のうち、6点が日本の小説であると報じています。また、このような文学作品からテレビドラマや映画が作られ、例えば韓国で最近作られたドラマ『白い巨塔』は、大きな反響を呼んでいます。

また、イギリスでも、桐野夏生の『グロテスク』や、村上春樹の短編集が話題を集めていると聞いております。このように、日本の文学作品は世界市場の中で、今後さらに重要な地位を築いていくものになっていく可能性を持っています。

このような著作物を最初に世に送り出す出版物があってこそ、コンテンツの利用が促進されていくといえます。 つまり、世界最先端のコンテンツ大国の実現を目指すのならば、その前提として、世界最先端の文字・活字コンテンツを持つことが不可欠であり、この文字・活字コンテンツに対する十分な保護とその活用を図れる環境がなければ、コンテンツ産業全体の発展を期することはできません。

そのためには、活字から映像、音楽まですべてのコンテンツを含んだ"All Japan"の総合的なコンテンツ産業の海外展開を図ることも必要ではないかと存じます。今秋から、コンテンツ産業が一同に会する「JAPAN 国際コンテンツフェスティバル」が開催されるとの事ですが、このような機会を、さらに海外の国際ブックフェア等の場でも展開していけるよう、あらゆるコンテンツ産業が協力して相乗効果を高めていくことが必要であると考えます。

2005 年 7 月に施行された文字・活字文化振興法およびこれに伴って活字文化

議員連盟が公表した「施策の展開」では、文字・活字文化振興に関して、出版活動への支援として、以下のような措置の必要性について提言しています。

 文字・活字にかかわる著作物再販制度の維持

 学術的価値を有する著作物の振興・普及

: 著作者及び出版者の権利保護の充実

 翻訳機会の少ない国々の著作物の翻訳、日本語著作物の翻訳の振興· 支援、それに必要な翻訳者の養成

 世界各地で開催されるブックフェア等国際文化交流の支援

上記の項目については、コンテンツの創造・保護・活用についての我が国の基本原則を定める「知的財産推進計画」においても、最大限の考慮が払われるべきものであると考えます。

|2.権利保護の強化

コンテンツ産業の成長・発展のためには、著作物の保護と活用のバランスがうま〈取れることが不可欠であります。利用の拡大を求めるあまり、創作者の保護が薄〈なるようなことは絶対に避けなければならないことです。

日本の著作権法では、公益に資する目的等における著作権制限規定が設けられておりますが、例えば教育機関における権利制限(同法 35 条)は、欧米諸国におけるものより極めて広範な自由利用を著作権者等へのなんらの補償なしに認めており、これはベルヌ著作権条約に照らしても、認められる範囲を超えるのではないかとの意見が欧米の複写に関する著作権管理団体からも出されております。

もとより、一定の権利制限規定は、公益上の要請や、障害者等の著作物利用を可能にするために必要な場合があることは十分承知しております。しかし、あまりに広範な権利制限規定は、コンテンツの創造・流通・活用に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分に配慮する必要があると考えます。

また、海賊版撲滅のための官民一体となった施策の一層の展開が必要であると考えます。従来の印刷による海賊版に加え、違法に著作物をスキャンして、インターネットで配信するなど、海賊版の手口は年々巧妙になっており、世界的な規模に広がりつつあります。出版界においても、海賊版の問題では古くから悩まされており、各出版社においても様々な対抗措置の努力を重ねております。

最近、ベトナムで村上春樹、吉本ばななの作品が相次いで翻訳出版され、ブームとなっている一方で、正規版の 2 倍を越える海賊版が出回っているとの報道がされています(2007.3.26 産経新聞 Web)が、海外での翻訳出版の成功と海賊版の出現は、残念ながら切っても切れない関係があります。現在では、ほとんどの国が著作権制度を整え著作権条約に加盟していますが、特に途上国においては、実際のエンフォースメントにおいてまだまだ多くの問題を抱えております。

今後、日本政府としてこれらの国々における知的財産制度のエンフォースメントが確 実になされるような政府間の協力体制をより一層強化していただくようお願いいたし ます。

3. プロデューサー機能の強化によるコンテンツの振興

計画 2006 および「世界最先端のコンテンツ大国の実現を目指して」において、コンテンツの創造・流通・利用に際して、プロデューサー機能の充実を図るとされていることには、全面的に賛成いたします。著作物を優れたコンテンツに磨き上げ、市場において評価される「商品」としてその著作物を国内・海外を問わず広範な流通を実現するために、このような制作・流通・広告・宣伝等を担う者の存在がコンテンツ振興には不可欠であります。

活字コンテンツにおいて、このプロデューサー機能を果たしているのは、まさに出版者でありますが、現行著作権法では、出版者には固有の権利が認められていません。これは出版者と同様に、著作物の発行と流通を担うレコード製作者、放送局が著作隣接権者としての保護を享受していることと比較しても大きな問題であると存じます。

活字コンテンツの保護と利用を促進するという観点から、「出版者の権利」創設の議 論が改めて行われることを要望いたします。

放送と通信の融合等、デジタル化・ネットワーク化時代ではメディア間の相乗効果を高めていくことがさらに需要になります。このようなメディアの多様化については、出版業界も避けては通れない情勢の渦中にあります。新しい時代に対応した法制度の検討には、著作権をはじめとする知的財産権上の課題も山積です。そのような制度の見直し論議の場に、出版界からも有為な人材を委員として派遣し、"All Japan"のコンテンツ産業の発展のために協力していきたいと存じますので、関係の委員選考に際しては、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

以上

18 (社)日本音 2007年3月29日

楽著作権協内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

会

東京都渋谷区上原3-6-12 社団法人日本音楽著作権協会

「知的財産推進計画2006」の見直しにあたり盛り込むべき政策事項

|標記について、以下のとおり意見を申し述べます。

1 著作物の保護期間の延長

(1) 趣旨

映画以外の著作物に係る保護期間を現行の「著作者の死後50年を経過するまでの間」から「著作者の死後70年を経過するまでの間」に延長すべきである。

(2) 理由

ア 文化的視点

「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(平成19年2月9日閣議決定)に謳われているとおり、文化芸術は「国民全体の社会的財産」であり、その価値を適切に保護するのが著作権制度である。時代を超えて愛される名作を享受する人々が支払う対価は、出版社、音楽出版社等によって新たな創作に再投下され、それによって現在活動する創作者、そして次代を担う新人に機会が与えられることとなる。つまり、一部の特権階級がパトロンとして芸術を庇護するのではなく、広く市民の力で文化芸術を育む社会においては、保護期間の延長は、創作へのインセンティブを高め、創作・利用のサイクルを活性化する上で、非常に重要な役割を果たすと考える。

早〈著作権を消滅させて対価を支払わずに著作物を利用することをよしとする風潮は、創作軽視、利用偏重の社会の証であり、そのような土壌から豊かな文化芸術を 生み出すことなど望むべ〈もない。

イ 知的財産立国推進の視点

知的財産を文化や産業の基盤として豊かで活力のある社会を築こうとするに当たり、その一方の柱となる著作物の保護期間が欧米をはじめとする諸外国の多くより短い状態を放置しておくことは、国家戦略の放棄を意味するに等しい。真の知的財産立国を実現するためには、欧米諸国の水準に到達するよう、著作物の保護期間を延長すべきである。

ウ 国際的視点

相手国が大切にしている文化資産に対しては、自国においても同様の敬意を払わなければ、真の文化交流は生まれない。デジタル化・ネットワーク化が進展し、著作物が瞬時に国境を越えて流通する時代においては、一国のみで著作物を適切に保護することは不可能である。我が国の保護期間が「死後50年まで」であることから、保護期間を「死後70年まで」としている欧米諸国等の著作物でそれら諸国等においてなお保護されているものを、我が国では「死後50年」経過後パブリック・ドメインとして無許諾で利用することができることとなる。これを国益に適うなどと見る向きもあるようだが、短絡的な発想というほかない。いわゆるコピーライト・ヘイブンとして我が国が利用されるようなことがあれば、国際的な批判を招きかねないし、米国が保護期間に関する相互主義を採用しておらず、米国よりも短い保護期間を定める国の著作物についても「死後70年まで」の保護を与えていることを考えればなおさら、国際的調和を無視した視野の狭い損得勘定を「知財戦略」とすることは許されるものではない。

したがって、これらを踏まえれば、保護期間についての国際的調和を図ることは急務である。その際、現状の我が国と諸外国との間の文化交流の総量を見て、特に交流の密度が高い欧米諸国をはじめとする60か国以上が既に採用している「死後70年まで」を事実上の世界標準とみるべきことは、いうまでもない。

2 私的録音・録画に係る実効性のある補償金制度の検討

(1) 趣旨

文化審議会著作権分科会において、現在進められている私的複製の範囲の明確化についての検討の経過を踏まえ、実効性のある補償金制度の在り方を早急に具体化すべきである。

(2) 理由

補償金制度の廃止を主張する情報通信機器メーカー等の主要な論拠は、DRM (Digital Rights Management)関連技術の発達であったが、補償金制度に代替可能で、かつ、消費者にも受け入れられるようなDRMが存在しないことは、(社)私的録音補償金管理協会及び(社)私的録画補償金管理協会が実施した「私的録音・録画と著作権に関する海外調査」報告からも明らかである。補償金制度に代替するようなDRMが存在しない以上、広〈薄〈負担する補償金によって一定の秩序の下での私的録音・録画の自由を維持するほうが、消費者にとっても望ましいということができる。

このような見地に立ち、私的録音録画の実態を踏まえた、消費者、権利者双方の利益に配慮した新たな補償金制度を確立し、世界に向けて発信することができれば、知的財産立国を標榜する我が国の大きなアピールになると考える。

3 著作権の間接侵害に関する規定の創設

(1) 趣旨

著作権のいわゆる間接侵害行為について、一定の要件の下で差止請求に服することとするよう立法措置をすべきである。

(2) 理由

|デジタル化・ネットワーク化の進展により、いわゆる間接侵害行為に対する差止請求

を認めなければ、合理的な解決を図ることができない事案が増加している。すなわ ち、著作権の直接侵害者が多数存在する、又はその特定が事実上困難であるた め、直接侵害者に対する差止請求によって著作権侵害を防止し、又は排除すること は不可能に近いが、直接侵害行為への関与者(間接侵害者)に対する差止を認め |れば、著作権侵害を実効的に防止することができ、かつ、間接侵害者とされた者に 過大な負担をかけることもないという類型の著作権侵害行為が問題となる事案であ る。

にうした事態に対処するため、裁判例は著作物の利用主体(直接侵害者)を規範的 |に捉えてその範囲を一定程度広〈認めることによって、又は利用主体に準ずる者に 対する差止を認めるという解釈論によって、合理的な解決を図り、著作権保護の国 際的水準との調和を図る努力を続けてきた。

しかし、下級審判例の中には、明文の規定がない限り、著作物の利用主体と性格付 |けることができない者を差止請求に服せしめることは解釈論としては無理であるか| ら、上記のような合理的な解決を図るためには明確な立法を要するとの立場をとるも のもある。

このような下級審判例が存在することに鑑みると、著作権者及び著作物利用者の双 |方がそれぞれのビジネスを進める上での予測可能性を確保するという観点からし て、具体的紛争が起きた場合の裁判例の集積に待つというだけでは十分でないの |が今日の状況である。そこで、著作権者による差止請求に服する者として明文の規| |定をもって律するものと将来の裁判例の集積に委ねるものとの範囲を、立法措置に よって一定程度明確にすることが望ましい。

以上

報技術産業

協会

19 (社)電子情「知的財産推進計画2006」の見直しに関する意見

|平成19年3月8日付で意見募集をされております「知的財産推進計画2006の見直 しにあたり盛り込むべき政策事項」につきまして、下記の通り、社団法人 電子情報 技術産業協会の意見をご提出申し上げます。

|政府の知的財産戦略本部は、知財戦略会議の時代からすると 2002 年より足掛け6 |年間、矢継ぎ早の改革を実行されてきており、細部においては、賛否を伴うものがあ ったものの、その方向性は的確なものであり、功績が非常に大きいものであったとい うところにおいては、当電子情報技術産業界としても評価するものである。

ところで、2006年度からは、知財改革の第2段階と位置づけられ、改革の着実な実 |行に移していくことが宣言されている。具体的には、知財高裁や特許審査の迅速 |化、模倣品対策のための水際及び国内制度整備、知的財産の利活用のための信 託制度の整備など、知財立国を目指すための基盤整備はかなりの程度目途がつい てきたと思われる。

今後は知財改革の着実な実行もさることながら、これらの制度整備による日本経

済への効果の検証が客観的かつ公平な観点から進められるべきと考える。そのためには、改革をそのまま放置せず、改革によって如何なる成長が達成されたか、また、足りない部分はどこかについて精査し、改革の妥当性、必要に応じた軌道修正、制度の不知の除去などにリソースを集中していくことが、真の知財立国を目指す上で非常に重要であると考える。

なお、評価に当たっては、専門調査会など幅広いメンバーによる議論を通じ、客観性を十分確保した上で進めることが適切と考える。

ついては、個別の課題に関して、以下の通り提案する。

<知的財産の創造>

1. 職務発明制度に関する継続的な検討

改正特許法35条の施行に対応して、各企業では、使用者・従業者間の契約等を整備したところである。職務発明に対する報償については、企業の経営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、今後もその運用や訴訟の状況を把握しつつ、職務発明制度に関する評価、見直しを行っていくべきである。

2.ソフトウェアに関する日本版バイ・ドール制度

「ソフトウェア開発の成果」に係る知的財産についても民間が活用できる制度(いわゆる日本版バイ・ドール規定の適用拡大)導入に向けて、産業活力再生特別措置法の改正(産業技術力強化法への規定の移管)が国会で審議されているところであるが、かかる法改正を推進するとともに、各省庁に対する新制度の周知徹底と適切な運用(ガイドラインの作成等)がなされることを期待する。

<知的財産の保護>

3.有効な特許審査

特許審査の迅速化、効率化のための諸施策については、今後も官民協力して推進していくべきである。併せて、権利の安定性およびイノベーション促進の観点から、特許審査の質の向上も図るべきである。特許性の判断基準については、進歩性の判断を中心に既に検討がすすめられているが、引続き官民協力の上で議論されるべきであり、また、特許の質の向上に資するという観点から、広く公衆(コミュニティ)の資源も活用する手段を考慮される等、様々な技術や資源の利活用を念頭においた知的財産政策が推進されるべきである。

4.特許制度・運用の国際的調和

世界特許システムの実現に向けて、日米欧三極特許庁が先導して取組みを推進すべきである。特に、審査結果の相互利用のための法的スキームの実現等には米国の特許制度との調和が必要であり、先願主義への移行等米国特許法改正に向けた

働きかけを更にすすめることを要望する。

また、ビジネスのグローバル化に伴い、各企業は BRICs 諸国等にも発明拠点を拡げている。中国等では我が国産業界の要望も受けて、知的財産法制度や運用の整備がすすめられ、その環境が改善されているところであるが、特許制度・運用の調和に向けて、各国の特許審査の質の改善等に係る取組みを更に推進されることを要望する。

5. 商標法における商品、役務の類否判定 - 「類似商品・役務審査基準」の見直し

「類似商品・役務審査基準」については、経済の実態や取引の実情に応じたものとなるよう、引続き検討すべきである。特に、当電子情報技術産業に関連する商品に関しては、近年、ビジネスのグローバル化など市場の状況が大き〈変化していることから、相互の類否関係、商品概念の類似関係、商品の記載等につき国際的調和も考慮した抜本的な見直しが必要であると考えており、産業界等の意見を広〈聴取した上で検討をすすめられることを要望する。

<知的財産の活用>

6. 倒産・譲渡時における知的財産権のライセンスの保護

破産時や権利譲渡時に知的財産権ライセンスを保護する制度について早急に検討 すべきであり、早期に所要の法改正がなされることを強く要望する。

(1) 特許権ライセンスについては、「包括ライセンス契約による通常実施権の登録制度」が産業活力再生特別措置法の改正法案の中に盛り込まれ、今通常国会で審議されているが、この新たな制度の具体的な部分は更に政省令等で決められることになる。

この新たな登録制度が積極的に活用可能なものとなるように、この制度の詳細について引き続き鋭意検討していただきたい。

更に、海外におけるライセンス保護制度とのハーモナイゼーションといった観点から も、米国・ドイツと同様の「当然保護制度」の導入に関して、是非とも継続検討の場を 設けていただ〈よう強〈要望する。

(2) 著作権ライセンスについても、実効性があり、かつ新たな負担を強いることのないライセンス保護制度の早期導入を強く要望する。

7.技術標準の策定・普及

国際競争力を強化するため、我が国発の技術が標準化されるような戦略的な取り 組みを推進されることを要望する。また、情報技術分野等では、その技術の進展に 対応して、オープンな標準を含む技術標準による社会全体のイノベーションの促進 を図るとともに、技術標準の策定・普及における知的財産の権利者と利用者とのバ ランスを考慮した国際ルールの構築も含めた制度整備の検討を要望する。技術標準に係わる制度整備の検討にあたっては、相互運用性を確保する方策についてもあわせて検討がなされるべきであると考える。

8.オープンソースを含むソフトウェアの活用

高度にネットワーク化された社会においてイノベーションを促進するためには、情報システム同士でのデータのやり取りを共通のプラットフォーム上で行えるようにするためのオープンな標準の構築が不可欠である。オープンソースソフトウェアは、このオープンな標準の構築を通じてイノベーションを推進するうえで重要な原動力となりうるものであり、その円滑な活用に向けて、知的財産権の保護とのバランスを図ったオープンソースソフトウェアの活用方法(先行技術としてこれを活用する仕組み作り等)について引続き議論されるべきである。

< コンテンツ流通促進のための法制度改革 >

9. 私的使用目的の複製に関する検討について

私的使用目的の複製については、「推進計画 2006」において、技術的保護手段の進展等の実態を踏まえて範囲の明確化などに関しての検討が進められることとされているが、検討の前提となっている「実態」について、十分な把握がなされているとは言いがたい。以下の調査を行うべきである。その上で、範囲の明確化に関する検討を進めていただきたい。

- (1)私的複製の結果、著作物の通常の利用が妨げられ、あるいは権利者の正当な利益が不当に害されているかどうかについての利害関係のない機関による調査
- (2)技術的保護手段の進展の実態を踏まえるために、コンテンツの各流通形態のシェア・著作権保護技術の有無と特徴等についての利害関係のない機関による調査
- (3)調査の前提となる質問事項についても、利害関係のない機関による作成又は関係する審議会小委員会等委員等による精査が必要

10.私的録音録画補償金制度の廃止に向けた検討について

本制度はデジタル技術を活用した著作物の複製のコントロール、対価徴収の仕組みが実現できなかった当時の状況下で制定されたものであり、技術の進歩により、著作物の保護や利用者からの直接の対価徴収が可能となる中、もはやその使命を終えつつあり、近い将来の廃止に向けた議論を加速すべきである。今後進むべき方向性としては、コンテンツの利用をコントロールする技術と課金システムとを組み合わせたビジネスモデルを促進することであり、これにより、著作物の利用に応じた消費者(受益者)負担とクリエータへの利益分配が実現されていくべきと考える。

現行制度の廃止に向けた具体的検討にあたっては、制度の前提となっている私的使用目的の複製に関する実態(著作物の通常の利用が妨げられあるいは権利者の正当な利益が不当に害されているか、また、技術的保護手段の進展の実態)の調査

を踏まえ、たとえば無料放送の録画(視聴者から直接対価を徴収せず広告収入等により成り立つビジネスモデルであり、英米ではタイムシフトのための録画は無償無許諾で出来る)、購入者がその購入した音楽 CD について自らのために行う録音など、現状で上記のビジネスモデルとは事情の異なる例外的な場合については、そもそも権利者に対する補償が必要な場合とは何かを再検討するべきである。従来、社会全体で総体として著作権者等の利益を害していることが現行制度の存在理由とされてきた。しかし、抜本的見直しの過程では、著作権者等の被る経済的損失の有無について、多岐にわたる目的の下に行われる私的複製を個別に検討していくことが必要である。検討の際には、

私的録音録画を自由且つ無償でなしうる範囲についても合わせて検討すべきである。

その上で、仮に何らかの補償が必要な場合であっても、制度維持のための社会的コスト・権利者への有効還元率・公平性・透明性等の観点から、現行の補償金制度の適否を検討し、必要に応じ、管理団体の構成、共通目的基金設置の妥当性及び返還制度の実効化策等についても抜本的に見直すべきである。

11.技術的保護手段等の回避等に係る法的規制について

デジタルコンテンツの利用においては、技術的保護手段や技術的制限手段によって権利者の利益の保護が図られている例が増えており、これら技術的手段の回避 行為や回避目的の装置の製造、譲渡等については著作権法および不正競争防止 法において既に規制されている。

したがって、新たな法的措置の必要性の有無については、慎重な検討を行うべきで ある。

- 12.権利者の利益と公共の利益バランスのための権利制限について以下の利用を可能とするための権利制限規定が必要である。
- (1)ネットワークシステムの運用や通信効率向上のために行うシステム・キャッシング やバックアップに伴う複製
- (2)新たな技術·機器の研究開発過程において技術·機器の評価·検証に用いるための複製、上映などの利用
- (3)プログラムの研究・開発、性能の検証、バグの発見・修正、相互運用性確保等を 目的として行う当該プログラムの複製・翻案
- (4)店頭での機器のデモ等を目的とする上映・公への伝達
- |(5)障害者・高齢者による著作物の享受を可能とする目的で行う複製等
- (6)検索エンジン、翻訳ソフト、OCRソフト、要約、サムネイル作成ソフト等のコンテンツを有益に検索、活用するための仕組みを創出し提供するために必要な複製、翻案、送信
- |(7)著作物の通常の利用を妨げず著作権者等の正当な利益を不当に害しない行為|

一般

<通信・放送の融合>

13. 通信と放送の融合に対応するための著作権法改正検討について

技術進展によって、通信と放送の融合と称される、著作物の新たな利用態様が登場しており、これに対応して著作権法上の課題も指摘されているところであるが、技術進展に遅れることのないように課題が解決されていくべきである。

通信と放送の融合による新たな利用態様には、難視聴地域等に IP プロトコルを用いて放送を同時再送信するという態様 (IP マルチキャスト) や、インターネット上でWeb を開設して様々なコンテンツを放送類似のサービスで提供する態様など、幾つかの利用態様が含まれている。IP マルチキャストについては、その実現のために、著作権法上の取扱いが明確化されたが、IP マルチキャストへの対応だけでなく、通信と放送の融合に関連して必要となる課題解決に向けて、より広範な論点について議論が必要である。

<コピー・ワンスの見直し>

14.地上デジタル放送の録画ルールの改善について

地上デジタル放送を受信した者が行う録画は、現在のところ、技術的な措置を施す ことによって非常に限定的にしか認められておらず、消費者の利便を損なう結果となっている。放送にかかる著作権者等の利益を保護しつつも、技術的な措置の緩和による、消費者の利便性を回復することが急務である。以上

20 日本アイ・ビ 知的財産戦略計画2006見直しに盛り込むべき政策事項に関し、弊社の考えおよー・エム(株) び要望を取りまとめましたので、提出いたします。よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

1. 特許の質の向上

情報化・グローバル化・ネットワーク化が進む21世紀において、我が国が豊かな国であり続け、諸外国から信頼されるためには、特許審査の迅速化・効率化のみに着目するのではなく、併せて特許審査の結果成立する特許の質にも着目し、その向上を図ることが不可欠である。質の低い特許の存在は、権利が不安定である為、産業界に無用の紛争を招き、却ってイノベーションを阻害するからである。

|特許の質の向上を図る試みとして、以下の政策が採られるべきである。

第 1 に、特許要件の基準、とりわけ進歩性基準をより厳格に定めるべきである。 情報化・グローバル化・ネットワーク化が進む今日では、従来に比べて情報・知識へ のアクセスが格段に容易になっている。従来であれば一部の専門家のみが有してい た専門知識に、インタネットを介して誰しも容易かつ低コストでアクセスすることがで きる。さらに、改善された教育制度、改善された情報へのアクセス、先行技術の蓄積のお陰で、平均的な個人の技術レベルは着実に向上してきている。このような実情に鑑みて、進歩性基準をより厳格に定めるべきである。このような要請は、情報技術(IT)分野において顕著である。

第 2 に、出願書類の質を客観的に示す指標を官民協力して策定、公表すべきである。

質の低い出願書類は、特許審査の遅延を招くだけでなく、その結果成立する特許の質を低下させる。したがって、出願人には透明性・明確性の高い出願書類を準備、 提出することが求められるが、それを支援する手段として出願書類の質を客観的に 示す指標を官民協力して策定、公表することが推進されるべきである。

第3に、公衆・コミュニティの審査資源の利活用を推進すべきである。

特許の質の向上は、官民協力して取り組むべき課題であるが、審査件数の増大や出願内容の高度化が相まって、その取り組みには自ずと限界がある。そこで、官民のみならず、広〈公衆(コミュニティ)の資源をも活用する手段を併せて考慮すべきである。例えば、公衆が審査に関与しやすい環境を整える観点から情報提供の手段を電子化したりさらには現在米国で検討が進んでいるコミュニティパテントレビューを日本でも検討を開始すべきであり、また、コミュニティの成果物を審査資料として活用する観点からソフトウェアの分野ではオープンソースソフトウェアを先行技術として利用しやすい仕組みを確立したりする等、様々な技術や資源の利活用を念頭においた知的財産政策が推進されるべきである。

第4に、特許庁の先行技術資料へのアクセスも早期に実現するべきである。

具体的には、2014年1月の予定でインターネット経由での全面公開を目指している 特許庁の特許検索システムについては、可能な限りこれを前倒しし、出願人の先行 技術調査の便宜を早期に図るべ

2. ソフトウェアについての標準化に関するオープン·スタンダード(オープンな標準)と 知的財産権についての議論の必要性

高度に情報化・ネットワーク化された社会において情報システムの果たす役割は大きいが、情報システムはその構造内において、および外部システムとの関係において相互依存性が高く、いわゆるネットワーク効果が強く働く特性を有しており、世の中に蓄積されている大量の文章・データ・情報に対して様々なソフトウェアを介してアクセスし、交換・共有し、利用していくことは、政府・企業・個人にとって極めて重要な活動となっている(*1)。これらの活動について特定技術に基づくハードウエアやソフトウェアが強制される(いわゆるロックイン、囲い込み)という制約を受けることは、イノベーションに最も適した解決策を選択するにあたっての政府・企業・個人の選択肢が制限されていることを意味する。このような状況の下において採用される共通プラットフォームは、ソフトウェア相互間におけるオープンな標準、すなわち、開かれた参画

プロセスの元で合意された(標準化プロセスが特定の企業によってコントロールされるものであってはならない)具体的な仕様(特にITの分野においては、インターフェース、プロトコル、データやファイルのフォーマット)の公開されている技術標準に即したものであることが、イノベーション実現のためには不可欠である。

したがって、イノベーションを阻害しないためには、ソフトウェア間の相互運用性が確保されることが必要不可欠となっている。そして、この相互運用性は、オープンな標準に準拠して作り出された技術や製品がその後、改良・拡張されていく際にも、必ず保持されつづけなければならず、さもないと、ネットワーク効果のために、結局はクローズドな関係当事者の間においてのみ相互運用性のある技術が支配的となってしまうおそれがある。よって技術標準の普及においては、オープンな標準により相互運用性が制約の無い形で確保されることがイノベーション促進のための必要不可欠の前提となるものであり、標準に準拠する各製品分野間での相互運用性が確実に確保されるよう、知的財産権の観点からも必要な方策(たとえば裁定実施権の適用など)がとられるべきである。

この点、平成18年10月公表の経済産業省「ソフトウェアに係る知的財産権に関する準則」においては特に技術標準に関連したソフトウェア間の相互運用性を不当に阻害する態様にて行われる特許権の行使については、民法第1条第3項の権利濫用規定の適用の可能性が示されており注目すべきである。また知的創造サイクル専門調査会の報告書に記載されている「権利行使がイノベーションを阻害する場合に対応するソフトウェア間の相互運用性の確保の阻害など、特許の存在がイノベーションを阻害する場合について、独禁法の厳正な運用等に努めるとともに、裁定実施制度の活用の可能性も含め、必要な制度整備を検討する」というのは今後の非常に重要な検討事項と認識している。

さらには、近年のネットワーク化の進展、相互にコミュニケートすることが機能実現において不可欠であるプログラムの特性を鑑みれば、相互運用性を確保するために必要な情報を得、かつ使用する目的でプログラムの著作物の利用を一定の条件のもとで権利制限することは、イノベーションを促進し、我が国の国際競争力の強化を図る上で検討されて然るべきと考える。

* 1:かかる観点からは、オープンな文書フォーマットが採用され、文書フォーマット 選択にあたっての柔軟性・自由度が確保されていることも重要な要素となる。オープンな文書 フォーマットが採用されていない場合には、政府その他の機関により蓄積 されつつある文書が、将来、技術的もしくは法的な理由から、政府等がアクセスし、 利用することに不必要な制約が生じるおそれがある。極めて重要な意味をもつ文書 フォーマットであるが、文書フォーマットそのものは約束事にすぎず革新的なもので あるわけではないので、文書フォーマットに関して強力な知的財産権が認められるよ うなことがあっては政府その他の機関の政策・業務遂行、イノベーションの促進を阻 害するおそれが大きい。よってわが国においても、オープンな文書フォーマットが普 及することが重要であり(同事項は国際的にも広く重要な問題と認識されており、たとえば昨年にはオープンな文書フォーマットである ODF(オープン・ドキュメント・フォーマット)が ISO(国際標準化機構)において国際標準規格として了承されており注目すべきである)、これを普及させるべく必要な施策を検討すべきであり、特に、文書フォーマットに関しての、知的財産権の保護と利用のバランスというものがきちんと議論されるべきである。

3. 倒産・譲渡時等における知的財産権ライセンスの保護

破産時や権利譲渡時等に知的財産権ライセンスを保護する制度に関して、平成18年12月に経済産業省から意見募集が行われた「包括ライセンス契約による通常実施権の登録制度の創設」(以下、「新たな登録制度」という)の提案(*2)については、現行登録制度の直面する特許権の包括ライセンス契約に係る課題の解決を試みるものであり、積極的に評価されるべきものと考える。しかしながらライセンス条件の登録を前提とする同制度は、登録情報の限定的な開示を予定しているものの、一定の場合(特許権の譲渡がライセンス契約における対象特許権のうち極部分的なものに留まるケース等)において各事業者の重要な営業秘密たるライセンス戦略に係る情報が必要な限度を超えて開示・流用される可能性を残すものであり、事業者が登録を躊躇せざるを得ない側面を残すものと考える。

よって、包括ライセンス契約の保護制度の検討にあたっては、新たな登録制度の導入の検討に加えて、同制度の利用を選択しない事業者の保護のため、格別の登録無しに通常実施権の保護を認める米国・ドイツにおける保護制度に類する制度の導入についても引き続き検討が行われるべきと考える。

また我が国の法制度上、米国・ドイツ型の法制度の導入が困難と判断される場合にも、イングランド等における実施権の保護制度に倣い、譲受人が既存のライセンス契約の存在を認識しているものと解し得る場合には、登録が無くともライセンスを譲受人に対抗可能なものとしてライセンシ保護が図られるような制度の導入について検討の余地があるのではないかと考える。また同国においては、ライセンスの登録手続きにおいてサブライセンシ名を特定することなくサブライセンス権の存在について登録することが可能とされており、実務上いわゆるライセンスバックにおいてサブライセンス権を許諾し、これを登録することにより、サブライセンシ名を特定せずに既存ライセンシをサブライセンシとして保護することが可能となっている。かかるサブライセンス権登録によるライセンス保護制度の導入についても検討の余地があるものと考える。特許権に係る包括クロスライセンス契約を始めとする我が国の知的財産権ライセンスについての実効性のある保護制度の導入が、複数のアプローチにより検討されることを要望する。

***** 2

4. 日本版バイドール制度の適用拡大

「ソフトウエア開発の成果」に係る知的財産についても民間が活用できる制度(いわゆる日本版バイ・ドール規定の適用拡大)を導入すべく、産業活力再生特別措置法の改正(あるいは産業技術力強化法への規定の移管)が予定されていると認識している。かかる法改正を推し進めるとともに、各省庁に対する新制度の周知徹底と適切な運用(ガイドラインの作成等)がなされることを期待する。

連絡担当者:

21 日本発条弊社は、2005年8月に関東財務局にグループ企業内信託を届出、現在まで11の (株) 子会社の知的財産権(およそ200件)を信託管理して参りました。

その経験から当該信託に関わる関係法につきましてコメントさせて頂きます。

1.信託参加できるグループ企業の範囲拡大

信託業法第51条第10項では、親会社の子会社に対する議決権が過半数を保有することとされています。

本条の趣旨は元々、グループ企業内の知的財産の集中化に応えるものであったと理解しておりますが、現在の要件ですとその活用の巾が大きく制限されてしまいます。

2006年5月1日に施行されました会社法では、親会社から一定の支配権(=実質的な支配権)が及び得ると見られる法人等を子会社の対象としております。

グループ企業の知財活用促進の面からも、多くの子会社が本制度に参加できる様、 本条第10項に「その他の当該会社」の条文の追加をお願いする次第です。

2. 登録免許税の減免

登録免許税法では、信託の登録にかかる費用は、特定承継の場合の権利移転の登録に比べて安価になっております。しかし、会社規模が大きい場合には移転件数が 多数となることが予想され、トータルとしてはそれ相応に高額となってしまいます。

|信託の登録にかかる費用が、グループ企業内信託実施の妨げとならないよう、登録

免許税の減免をお願い致します。

3.公開公報の表示方法(委託者の表示)

現状は、公開特許公報・特許公報に委託者名は表示されません。委託者名が表示されないと、第三者からは原権利者の存在が認識されず、委託者企業の発明件数はゼロと誤認されるおそれがあります。

特許出願件数(発明件数)はその企業の技術力を表す基準の一つと考えられます。 事業展開上、このことがマイナスにはたらくことも考えられますので、このことがグループ企業内信託実施の妨げとならないよう、何らかの形で委託者名が公報に掲載されるようお願い致します。

以上

22 日本製薬工平成19年3月29日

業 協 会 、知的財産戦略推進事務局御中

(財)バイオ インダストリ

一協会

日本製薬工業協会 財団法人バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会

「知的財産推進計画2006」の見直しに関する要望

|拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

さて、貴ホームページに掲載の「知的財産推進計画2006」の見直しに関する意見 募集につき、日本製薬工業協会と財団法人バイオインダストリー協会のメンバーで 構成される知的財産合同検討委員会として、下記のとおり要望いたします。よろしく お取り計らいのほど、お願い申しあげます。

敬具

記

1. リサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針の推進

「知的財産推進計画2006」で、「先端技術分野における知的財産問題に取り組む」ことが課題として採り上げられ、総合科学技術会議での検討の結果、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許に関する使用の円滑化に関する指針」として策定された。本指針は政府作成の指針としては世界初のものであり、創薬研究の推進・環境整備に大き〈寄与すると期待している。

本指針の実効性を担保するためには、国内外における幅広い普及が不可欠であり、関係府省の協力により、国内の大学等や民間企業に広く周知されるとともに、海

外にも積極的に発信し、各国へ普及されることを切望する。

しかしながら、遺伝子等をはじめとするリサーチツール特許の権利者の多くは欧米のベンチャー企業であり、かつ、指針では強制力を伴わないため、懸念が顕在化する危惧は残されている。そこで、海外への普及によりコンセンサス形成を図るとともに、法制化の可能性の検討もお願いしたい。

2. 先端医療技術の特許制度による保護の推進

「知的財産推進計画2006」では、「ライフサイエンス分野が抱える知財の諸問題」の1つとして、再生医療等の先端医療技術の特許制度による保護及び運用の在り方が総合科学技術会議で検討されることとなっていたが、検討されなかった。先端医療技術は日々著しく進展しており、技術の進歩に対応した特許制度の保護が急務である。そのためには、高度な医薬の使用方法を含め、これら先端医療技術を「方法の発明」として特許保護することが最も実態に即した対応であると考える。本課題はここ数年来推進計画に記載されているものの、残念ながら進捗が認められていない。先端医療分野における国際競争力を高め、イノベーションを加速させるためには、不可欠の課題であり、早急の対応を切望する。

3. 食品・化粧品等消費財の新規用途発明の特許保護

近年、人口の高齢化やライフスタイルの変化等に呼応して、いわゆる「生活習慣病」への関心が高まり、医薬分野に限らず、保健・健康を指向した研究開発が拡大している。食品・化粧品等の消費財分野でも、身体の生理学的機能や生物学的活動に関与する特定の保健機能を有する成分の探索、これらの食品・化粧品用途への応用が研究開発の主流となり、食品分野では、こうした食品の第3次機能に着目した食品を「機能性食品」と呼んでいる。

平成 18 年 6 月に改訂された「新規性・進歩性」に関する審査基準では、公知食品・化粧品の用途限定発明の判断基準が明確化され、これら消費財の用途発明による特許保護は原則として困難になっている。しかしながら、企業による機能性食品の研究開発には多額の投資が必要であるにもかかわらず、ただ乗りが容易である現状においては、特許保護によるインセンティブが得られず、開発意欲をそぐことになり、ひいては本分野における我が国の技術力・国際競争力低下を招くことになる。一方、権利行使が一般食品にも及ぶとの懸念もあることから、機能性食品等の新規用途発明に関する特許保護のあり方を、権利行使のあり方とともに検討をお願いしたい。

4. 生物多様性条約に関連した知的財産課題の解決

生物多様性条約に関連した知的財産課題として、遺伝資源の特許出願における 出所開示、伝統的知識の取扱い等が国際的に議論されている。特に、「アクセスと 利益配分」は資源提供国と利用国の間での議論が平行線をたどっており、解決の糸 口さえ見えない状況である。こうした状況が続くと、医薬品、食品、化粧品等の我が 国バイオ産業の振興が妨げられることになる。 本課題に総合的に対処するために、関係省庁による「知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議」が設置されたことは喜ばしいが、「アクセスと利益配分」問題の解決には、産業界の要望も重要である。たとえば、提供国の生物遺伝資源の保護と活用は産業化段階に応じた考え方の採用や、産業形態を考慮し、利益貢献度に応じた合理的な利益配分を行うといった基本的な考え方の共有するなど、今後とも、産業界の要望を踏まえつつ、関係省庁の枠にとらわれない総合的かつ主導的な取組みに期待する。

5. 日米欧特許制度のハーモナイゼーションの推進

世界特許システムの構築に向けた「特許審査ハイウェイ」の日米試行プログラムが開始されるなど、方向性は歓迎するが、日欧等の「先出願主義」に対して、米は「先発明主義」を固持している。特許制度は各国の政策を反映すべきものであるものの、こうした基本制度の相違は、グローバル市場における権利確保の不安定性につながる。したがって、先願主義をグローバルスタンダードとすべく、欧州特許庁との連携により、米国特許法の改正を後押しすることを要望する。

6.薬事行政との関係における著作権の権利制限の見直しについて

国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製に関する権利制限については、「知的財産推進計画2006」に記載のとおり第165回国会に改正法案が提出され、同国会において成立し、2007年7月から改正法が施行されることとなった。

その一方で、医療関係者(医師、薬剤師等)に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う文献等の複製については、05年度の文化審議会著作権分科会において継続審議(「適切な措置について引き続き検討を行うことが適当である。」)とされたが、06年度の文化審議会では検討の俎上にも上らず、積み残しのままとなっている。

製薬企業は、薬事法により医療関係者に対して医薬品の適正使用に関する情報の提供に努めることを義務付けられているが(薬事法77条の3)、現行の著作権法においては、事前に著作権者の許諾を得ることが必要となるため、これが当該義務遂行の障害となるとの問題が存続している。

医薬品に関する情報の提供は、国民の健康・生命に係わる極めて公益性及び緊急性の高い行為であることから、この問題の解決を著作権者と製薬企業に代表される利用者との私的自治に委ねることは適切ではなく、立法的な措置による調整が必要と考える。

そこで、本件に関する審議検討が早急に再開され、国民の利益と著作権者の利益と のバランスを配慮した適切な権利制限規定が定められることを要望する。

7. 試験研究の例外の明確化

特許法 69 条の試験研究の例外の適用範囲が必ずしも明確ではない。他者特許技術を研究対象としたり、他者特許技術に改良を加えることは産業の発展に資するも

のであるが、その際に他者特許技術をどの程度使用して良いのかが不明である。

例えば、研究では、他者特許技術を調査し、更により良い方法、ものを見出そうと することがしばしばあるが、その際の他者特許技術のどの程度までの使用ならば試 |験研究であり、どこから侵害になるのか不明である。 他者から実施許諾を得る手段| も考えられるが、必ずしも許諾を得られるわけではない。このために、研究が遅延し たり、不要な係争対策を行わなければならない可能性がある。

これらの問題を少しでも軽減するために、例えば、以下のスイス特許法改正案 (Gowers Review より引用)程度の明確化ができれば、ライフサイエンス分野の研究 実態に即した形での研究推進に寄与することが期待できる。

Swiss research exception

The effects of a patent do not extend:

- (a) to acts undertaken in the private sphere for non-commercial purposes
- (b) to acts undertaken for experimental and research purposes in order to obtain knowledge about the object of the invention, including its possible utilities; in particular all scientific research concerning the object of the invention is permitted
- (c) to acts necessary to obtain a marketing authorisation for a medicament according to the provisions of the law of 15 December 2000 on therapeutic products.
- (d) to the use of the invention for the purpose of teaching in teaching establishments
- (e) to the use of biological material for the purposes of selection or the discovery and development of a plant variety
- (f) to biological material obtained in the field of agriculture which was due to chance or which was technically unavoidable

以上

23 学協会

- |(社)|国立大||1.||国立大学の社会的役割への配慮と知的財産推進計画への位置づけについて 長期的に価値を生むような基盤的、基礎的な知的財産(基本特許等)の創出・管 理・活用を通じて我が国の国際競争力に貢献するという国立大学の社会的役割を 踏まえた上で、知的財産推進計画において国立大学の役割を明確化すること。
 - 2.国立大学の知的財産業務の特性に配慮した財政的支援や誘導施策の体系の構 築について

国立大学法人における知的財産業務が新しい活動であり、その量的、質的内容 が今後も大きく変動する蓋然性や、基盤的、長期的視点に立つ大学の知的財産業 |務の特性に配慮し、従来の「知的財産本部整備事業」、特許料等の支援施策と同様 に、明示的に知的財産業務を支援するための財政的支援や誘導施策の体系を構築 すること。

また、一部の大学に対する支援のみならず、知的財産本部の体制が現在脆弱な 大学に対しても、関連機関による一元的支援体制を構築するなど配慮すること。

3.知的財産に関する共通的課題についてのガイドラインの提示について学生、ポスドク等の共同研究への参加のルール、リサーチツール、マテリアルトランスファー契約、大学におけるソフトウェアやデータベースなどのコンテンツ分野の知的財産に関する取扱いなど共通的課題について、関係者の意見を取り入れつつ、国として一定のガイドラインを提示すること。

4.知的財産専門人材の育成・確保について

大学等における知的財産専門人材の育成について、産学官の交流や対話を通じて、育成すべき人材の量的質的なニーズを明確にすること。

また、我が国の国際競争力強化のために必要であるが、大学独自では取り組みが遅れている国際的な産学官連携・知的財産活動やライフサイエンス分野など、特に専門性、特殊性を有する分野に関する知的財産専門人材の育成・確保に対する支援を行うこと。

5.外部研究資金制度における省庁間の整合性の確保について

外部研究資金制度の間で、申請書類等の形式や内容、研究成果の権利化に関する取扱いなどについての省庁間の不整合や知的財産政策との一貫性の欠如等の問題が散見されるので、早急に調整し、一貫した知的財産政策の体系を構築すること。

(別紙)

要望事項の説明資料

- 1.国立大学の社会的役割への配慮と知的財産推進計画への位置づけについて 長期的に価値を生むような基盤的、基礎的な知的財産(基本特許等)の創出・管理・ 活用を通じて我が国の国際競争力に貢献するという国立大学の社会的役割を踏ま えた上で、知的財産推進計画において国立大学の役割を明確化すること。
- 2.国立大学の知的財産業務の特性に配慮した財政的支援や誘導施策の体系の構築について

国立大学法人における知的財産業務が新しい活動であり、その量的、質的内容が今後も大き〈変動する蓋然性や、基盤的、長期的視点に立つ大学の知的財産業務の特性に配慮し、従来の「知的財産本部整備事業」、特許料等の支援施策と同様に、明示的に知的財産業務を支援するための財政的支援や誘導施策の体系を構築すること。

また、一部の大学に対する支援のみならず、知的財産本部の体制が現在脆弱な大学に対しても、関連機関による一元的支援体制を構築するなど配慮すること。

【事実関係】

(1)国立大学法人における知的財産業務

国立大学は、平成16年4月に国立大学法人となり、知的財産の保有が可能となると同時に、国立大学法人法第二十二条により「当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること」が法人の業務として位置づけられることになった。これに伴い各国立大学法人は知的財産業務を本格化し、約3年が経過した。

(2)知的財産推進計画における大学の知的財産業務の位置づけ

知的財産推進計画 2006 は、「我が国の研究資源の多くを有する大学等の役割は極めて大きい。各大学等においては、今後、一層本格的に知財活動に取り組み、契約、マネジメントの改善や各種ルールの整備を着実に進めるとともに、件数のみに偏らず質の重視を念頭に、基本特許につながる重要な発明を国内外で戦略的に権利取得し、活用することが必要である。また、国際的にも、活動を中長期的に維持・強化する体制と運用を確立することも重要である。」としている。

大学の役割として「基本特許につながる重要な発明を国内外で戦略的に権利取得し、活用すること」が重要であること、大学に知的財産に関わる「活動を中長期的に維持・強化する体制と運用を確立すること」が重要であることを指摘している。

(3)大学知的財産本部整備事業

文部科学省は、平成15年度より「特許等知的財産の機関管理への移行を踏まえ、大学等における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施するため、全学的な知的財産の管理・活用を図る大学知的財産本部を整備し、知的財産の活用による社会貢献を目指す大学づくりを推進する」ために、国公私立大学等43機関を対象とする「大学知的財産本部整備事業」を開始した。事業年度は平成19年度までとなっており、その後の支援については未定である。

(4)大学知的財産本部整備事業の対象とならない国立大学法人における取組み「大学知的財産本部整備事業」の対象となっていない国立大学法人であっても、独 自に大学知的財産本部を設置するなど知的財産業務に取組んでいる。

(5)特許料等の優遇措置

産業技術力強化法附則第3条およびTLO法(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律)附則第3条により、国立大学法人が国と同等の特許料等の免除を受けられるのは平成18年度までであり、それ以降の優遇措置は、産業技術力強化法第16条または産業再生法第32条、33条に基づ〈軽減措置(審査請求料:半額軽減、特許料1?3年分:半額軽減)のみとなる。

【問題点】

- (1)国立大学法人における知的財産業務の特性への配慮の必要性
- 1)大学の知的財産の性格と社会的役割

大学は、次代を担う人材の養成と学術研究の推進を基本的な役割としている。知的財産は、大学の研究の成果を社会還元(事業化等)するための手段であり、収益そのものを目的としていない。

また、大学はその本来的役割から、特許の実施者になりえない以上、知的財産により短期的収益を上げることを目的としているわけではない。むしろ、民間では扱いにくい、より長期的に価値を生むような基盤的、基礎的な知的財産(基本特許等)を創出し、一国の経済活動にとって長期的に必要となる技術や標準を提案していくことを通じて、国の経済の持続的発展や競争力に貢献していくことが、国立大学法人における知的財産業務の社会的役割である。このことは、知的財産推進計画でも触れられており、基本認識とすべきである。

2)大学における知的財産業務の教育的側面

大学は、知的財産に関わる専門的人材の育成のみならず、将来社会で活躍する人材一般に対する知的財産教育も担っている。知的財産マインドを持った社会人の育成は、我が国の知的財産活動の基底を構築するものであり、大学にとっては、このような知的財産教育を通じた社会への貢献も重要な責務である。このような専門的および一般的知的財産教育にとって、大学の知的財産業務は、優れた教育の場、教材としての意味も有している。大学の知的財産業務の教育的役割についても配慮する必要がある。

3)国立大学法人の知的財産業務の公共的性格

国立大学法人は、国の公共的業務を国に代って実施する法人としての性格を有している。公共性の観点から、国立大学の知的財産業務は、すべての国民、中小企業を含む企業等に対して、知的財産サービスへのアクセスの機会を保証すべきものである。この点から、「大学知的財産本部整備事業」の支援対象となっていない小規模大学、地方大学であっても、財政的圧迫にも関わらず、知的財産業務に取り組んでいるところである。

(2)知的財産業務の成長段階への配慮の必要性

国立大学法人は法人化以来、「大学知的財産本部整備事業」、特許料等の優遇により、特許の出願等、知的財産の権利化のための業務に取り組み、多数の特許出願を達成するなど実績を上げてきた。この経験によって、法人化以前は経験のなかった知的財産の権利化に関する業務については、一定のノウハウや経験の蓄積ができたところである。

今後は、それらの知的財産の管理のステージ、さらにはライセンスや譲渡等の知的財産の活用のステージに進むことになる。しかしながら、知的財産の管理や運用に関しては、法人化以来の時間が短く、ほとんど経験を積んでいない。知的財産の管理や運用のステージでは、権利化段階以上に複雑で多岐にわたる課題に取り組まなければならず、権利化段階とは異なる、広範な能力や人材が必要となると考えら

れるが、その手当はほとんどできていない。

権利化に関しても、今後は国際特許の取得が拡大すると思われるが、このための業務に関しても経験が乏しいのが現実である。

「知的財産推進計画」が指摘するように、大学にとっては、知的財産に関わる「活動を中長期的に維持・強化する体制と運用を確立すること」が必要とされる段階にある。

このような状況の下で、「大学知的財産本部整備事業」、特許料等の優遇が廃止されれば、大学における知的財産業務の一層のコスト上昇のため、知的財産業務は著し〈後退するか、短期的にコストを回収しやすい知的財産(研究開発下請機関化し、譲渡しやすい特許を優先する等)へ傾斜していくおそれがある。このような事態は、大学の知的財産業務の本来の目的、大学に期待される社会的機能に反するだけでなく、国全体の知的財産戦略にとっても望ましいものとはならない。

(要望内容)

(1)長期的に価値を生むような基盤的、基礎的な知的財産(基本特許等)の創出・管理・活用を通じて我が国の国際競争力に貢献するという国立大学の社会的役割を踏まえた上で、知的財産推進計画において国立大学の役割を明確化すること。

国立大学が、有意義な知的財産を創出し続けることを通じて、我が国の知的財産戦略の推進に今後いっそう貢献し、ひいては我が国経済の持続的発展に貢献していくためには、国立大学を知的財産創出の重要な拠点であることを明確に位置づける必要がある。そのために、国立大学の特性や社会的役割を踏まえて、知的財産推進計画等において国立大学の役割を明確化する必要がある。

もちろん、国立大学における知的財産および知的財産業務の意味や位置づけについては、国立大学自身が率先してビジョンを示し、関係者がそれを共有化していく責任があるが、知的財産推進計画の策定に際しては、関係者の意見も取り入れて、国立大学の役割を明確に示していただきたい。

(2)国立大学の知的財産業務の特性に配慮した財政的支援や誘導施策の体系を 構築すること。

国立大学の知的財産業務が法人化を契機として開始された新しい業務であり、経験が十分でなく、その質的、量的内容が今後も大きく変動する蓋然性が高く、さらに多面的に展開していくべき状況にあること、国立大学の知的財産業務が短期的収益を目的とする活動ではなく、人材育成を含む長期的視点に立つ活動であること等に配慮し、今後も一定の財政的支援、誘導施策を継続することが必要である。

ただし、国立大学法人の公共的性格に配慮し、従来のような一部の大学のみに対する支援が妥当であるか、業務の多様化を踏まえれば、すべての業務を内生化することが合理的か、等々、今日的状況を踏まえて、施策のあり方を検討する必要がある。と〈に、知的財産本部の体制が現在脆弱な大学に対しても、関連機関による一元的支援体制を構築するなど配慮が必要である。

国際特許関連業務や知的財産権の管理、運用におけるリスク管理等の今後重要性を増す業務については、そのあり方を検討し、財政的支援や誘導施策の体系を構築する必要がある。例えば、ガイドラインやプロトタイプの設定、情報の共有化による業務の効率化、複数大学による業務の共同化、国もしくは関連機関による一元的支援体制の構築等について検討すべきである。

また、財政的支援については、知的財産業務が国立大学法人の固有の業務であることから、また長期的な財政的安定性を確保するためには、国が運営費交付金を通じて支援することが望ましいという考え方もありうる。しかし、国立大学法人における知的財産業務が新しい活動であり、その量的、質的内容が今後も大き〈変動する蓋然性に配慮すれば、現段階で財政的支援の望ましい水準を定めることは困難である。過渡的状況下で、状況の変化に柔軟に対応し、望ましい方向に誘導するためには、従来の「知的財産本部整備事業」、特許料等の支援施策と同様に、運営費交付金とは別枠で、明示的に知的財産業務を支援していくことが望ましいと思われる。ただし、従来の施策をそのまま延長するのではなく、状況に応じた総合的な施策の体系が構築されることを期待するものである。そこでは、公私立大学や独立行政法人研究機関への配慮とバランスの視点も含まれるべきである。

3.知的財産に関する共通的課題についてのガイドラインの提示について 学生、ポスドク等の共同研究への参加のルール、リサーチツール、マテリアルトランスファー契約、大学におけるソフトウェアやデータベースなどのコンテンツ分野の知的財産に関する取扱いなど共通的課題について、関係者の意見を取り入れつつ、国として一定のガイドラインを提示すること。

【事実関係】

これまで知的財産推進計画等において検討すべき課題とされながら、明確に結論を提示することが困難であるため、結論に至っていない共通的課題が以下のとおり存在している。

1) 学生、ポスドク等の扱い

学生、ポスドク等の共同研究への参加(とくに雇用関係がない場合の扱いについて)のルールが不明確。とくに、学生の就職活動への影響等、学生としての権利との調整をいかに図るかは教育的観点からも重要な課題となっている。

2) リサーチツール、マテリアル・トランスファー契約等

「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」(文部科学省、平成14年7月31日)、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(総合科学技術会議、平成18年5月23日)等で方向性は示されているが、いまだ明確でない。このため、学術研究の推進を阻害しかねないとの懸念がある。

3) 研究者、学生の異動に対する考え方

すでに、有体物(マテリアル・トランスファー)に関しては「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」(文部科学省、平成14年7月31日)で、基本的な指針は提示されているが、実際の運用においては不確定な要素が多い。例えば、厳密に適用しようとすると、学術研究の円滑な推進を阻害しかねない。また、契約等で対応する場合にも、知的財産に相当する内容を明確に定めることが困難な場合も少なくない。

なお、学生が大学院進学やポスドクとなって異動する場合も少なくないが、このような場合については明確に規定されていない。

|4) 大学におけるコンテンツ分野の知的財産の扱いに関するガイドライン

大学は、e-Learning、博物館をはじめとして、大量の学術コンテンツを保有し、また創出し続けている。これらの資産を活用するとともに、流通を促進することは大学のみならず社会全体にとっても重要な課題である。しかし、コンテンツ分野に関しては、従来の知的財産業務ではほとんど扱うことがなく、経験がない。権利保護と流通のためのガイドラインを定めて、各大学がコンテンツ分野の知的財産業務を円滑に進められるようにすることが望まれる。

また、プログラムやデータベース等のソフトウェア分野についても、従来の知的財産 業務では対応しきれない問題を抱えており、一定のガイドラインの策定が望まれる。

|5) 不実施補償と共有特許(特許法 73条)の関係について

最近、共有特許に関する規定(特許法73条)を根拠に不実施補償を拒否するケースがしばしばみられる。大学の立場からは知的財産の有効利用の観点から、不実施補償を要求するべきところではあるが、民間企業の知的財産管理の立場からは、不実施補償が必ずしも現実的でない場合があることも事実である。そのため、不実施補償の扱いについては明確な結論が得られていない状況にある。

大学の共同研究手続、知的財産管理の円滑な運用のためには、原則論ではなく、 現実的な対応方法を模索し、それをガイドラインとして提示していくことが期待され る。その際、不実施補償に代えて、間接費の一定率の上乗せも一つの選択肢であ る。

6) 外為法による制約(軍事転用可能技術の輸出規制)

外為法(外国為替及び外国貿易法)による軍事転用可能技術の輸出規制の問題は、安全保障問題であり、これまでの知財推進計画では扱われてこなかったが、知的財産政策との関連で論点となりうる。

留学生や外国人研究者の場合、日本滞在6ヶ月までは大学内での活動に制約がかかりかねない状況にあり、大学とっては判断が難しい問題となっている。どこまで厳密に判断するのか、対象となる情報や資料等の範囲はどこまでか、など大学の教育

研究活動に即した明確なガイドラインが必要である。

7) 国際産学連携等における知的財産管理のあり方

前項に限らず、国際産学連携の推進や外国人研究者の登用、留学生の研究活動への参加等に際しては、大学の知的財産管理や国の知的財産政策の観点から、調整、整理すべき課題が少なからず存在している。国際産学連携等の円滑な推進のためには、適切なガイドラインが必要である。

8) 大学知的財産本部とTLOとの関係の整理について

大学知的財産本部とTLOとの関係は、大学ごと、TLOごとにその成立の経緯や活動実態に差があるので、一律の整理方針を示すのではなく、個別の事情に配慮することが必要である。

【問題点】

いずれも、明確な結論を出しに〈い問題であり、契約の中で個別に対応してい〈ことが現実的である。しかし、現場での手続きの煩雑さ等の現実的困難のみならず、 衡平性や教育的配慮等の観点からも、個別契約での対応には限界もある。ガイドラインを設定し、誘導してい〈ことが現実的である。

【要望内容】

これまで知的財産推進計画等において検討すべき課題とされながら、明確に結論を提示することが困難であるため、結論に至っていない共通的課題として以下のようなものがある。

- 1) 学生、ポスドク等の扱い
- 2) リサーチツール、マテリアル・トランスファー契約等
- 3) 研究者、学生の異動に対する考え方
- |4) 大学におけるコンテンツ分野の知的財産の扱いに関するガイドライン
- |5) 不実施補償と共有特許(特許法 73条)の関係について
- 6) 外為法による制約(軍事転用可能技術の輸出規制)
- 7) 国際産学連携等における知的財産管理のあり方

これらは、大学の知的財産業務のみならず、教育研究活動にも多大な影響を及ぼしうる事項である。個別に対応していくことには手続き的困難のみならず本質的問題もあるので、関係者の意見を取り入れつつ、国として一定のガイドラインを提示することが期待される。

4. 知的財産専門人材の育成・確保について

|大学等における知的財産専門人材の育成について、産学官の交流や対話を通じ

て、育成すべき人材の量的質的なニーズを明確にすること。

また、我が国の国際競争力強化のために必要であるが、大学独自では取り組みが遅れている国際的な産学官連携・知的財産活動やライフサイエンス分野など、特に専門性、特殊性を有する分野に関する知的財産専門人材の育成・確保に対する支援を行うこと。

【事実関係】

知的財産分野の専門人材の育成に対する社会の期待は非常に大きい。大学でも、 一般的な知的財産教育のみならず、一部の大学では大学院等を整備し、知的財産 に関わる専門的人材の育成を目指した取組みをしているところである。

【問題点】

- ·教育内容等が真に社会が求めているものと合致しているかを検証してさらに発展させる必要がある。
- ・知的財産分野の専門人材の養成が急速に展開されているが、一方で輩出した人材の活用の場やキャリアパスが不透明で、供給過剰に陥るのではないかという危惧も生じている。
- ・知的財産分野の専門人材の育成の量的、質的なあるべき姿を模索することは、もっぱら大学が責任を持つべき課題ではあるが、適切な対応のためには、産学官の対話を通じて育成すべき人材の量的質的なニーズを明確にし、大学の人材育成へフィードバックしていくことが必要である。
- ・国際的な産学官連携・知的財産活動やライフサイエンス分野の知的財産活動などは、我が国の国際競争力強化のために必要であるが、このような、特に専門性、特殊性を必要とする分野に関する知的財産専門人材の育成・確保について、大学独自の取り組みは十分でない。
- ・また、すでに現場で活躍する知的財産分野の専門家が大学における知的財産教育に参画する形で、相互乗り入れが実現しているが、社会全体の知的財産リテラシーの向上のためには、地方大学や小規模大学を含め、できるだけ多くの大学における一般的な知的財産教育や専門的人材の育成に、現場で活躍する知的財産分野の専門家が参画することが必要である。

【要望内容】

大学等における知的財産専門人材の育成について、産学官の交流や対話を通じて、育成すべき人材の量的質的なニーズを明確にし、それを教育現場へフィードバックすることが期待される。

また、我が国の国際競争力強化のために必要であるが、大学独自では取り組みが遅れている国際的な産学官連携・知的財産活動やライフサイエンス分野など、特に専門性、特殊性を有する分野に関する知的財産専門人材の育成・確保に対する支援を行うことが期待される。

5.外部研究資金制度における省庁間の整合性の確保について

外部研究資金制度の間で、申請書類等の形式や内容、研究成果の権利化に関する 取扱いなどについての省庁間の不整合や知的財産政策との一貫性の欠如等の問題が散見されるので、早急に調整し、一貫した知的財産政策の体系を構築すること。

【事実関係】

政府の外部研究資金制度の間には、申請書類等の形式や内容、研究成果の権利化に関する取扱いなどについての省庁間の不整合や知的財産政策との一貫性を欠く場合がある。例えば、

- 1) 一部の研究資金制度では、研究成果が権利化され、収益が発生した場合に収益を国庫に納付することを義務づけている。
- 2) 研究成果の権利化(特許出願等)の費用を研究費から充当することを認めている場合はわずかであり、ほとんどはその費用を認めていない。認めている場合でも、事業終了後の権利化費用は認めていない。
- 3) 知的財産権関係のみならず、外部研究資金の申請書類等の様式が制度によって異なっており、書類作成が煩雑であるばかりでなく、知的財産の観点から申請書類等の内容確認をする上でも煩雑となっている。
- 4) 政府の委託研究資金を大学が再委託で受託した場合、再委託とはいえ大学が実質的に受託者となっている場合も少なくない。日本版バイドール条項(産業活力再生特別措置法第30条)の観点からは、再委託の場合であっても研究活動から生じた知的財産権は大学帰属とし、その活用を図る方が合理的だとも考えられるが、必ずしもその趣旨が徹底していない。

【問題点】

政府の外部研究資金が拡大する中で、大学は知的財産の取扱いを含む研究管理業務の充実に努めているところである。しかし、政府の外部研究資金制度のあいだで、申請書類等の形式や内容、研究事業の実施に係るルール、研究成果の権利化の取扱い等における不一致が多々みられる。この場合、事務手続き等が煩雑になるというだけでなく、同じような活動であってもある外部研究資金では許され、別の外部研究資金では許されないといった事態が生じるため現場の混乱を招き、さらには不適切な研究費処理にもつながりかねない危険性も孕んでいる。研究を実施する観点からは、知的財産に関わる事項はもちろんであるが、それ以外の事項についても、一貫した扱いが望まれる。

また、複雑性への対処のコストをもっぱら研究実施側が負担するより、国全体の研究資金の有効利用の観点からも、外部研究資金の供給側がルールの統一、整合化を図る方が合理的である。

【要望内容】

政府の外部研究資金制度には、以下のような省庁間の不整合、知的財産政策との 一貫性の欠如等の問題がある。

例)

- 1) 研究成果が権利化され、収益が発生した場合の扱い
- 2) 研究成果の権利化の費用の扱い
- 3) 申請書類等の様式が資金制度によって異なっていること
- 4) 再委託の場合の知的財産権の帰属

外部研究資金制度が拡大する中では、知的財産の取扱いに限らず、申請書類等の形式や内容、研究事業の実施に係るルール、研究成果の権利化の取扱い等、ルール全般について、制度間で統一、整合化を図ることが望まれる。このことを通じて、政府として一貫した知的財産政策の体系を構築することを期待する。

24 (社)日本経

総論

済団体連合

会

知的財産推進計画も、2006 年度より改革の第2期に入った。これまでの数次にわたる知的財産推進計画に基づき、様々な改革がスピード感をもって行われてきている。これらの成果を、産業の国際競争力の強化やイノベーションの推進につなげていかなければならないことは、先の推進計画で指摘された通りである。

そのためには、改革の実施による成果を常に検証して、さらなる政策の見直しにつなげるPDCAサイクルの確立が必要である。同時に、中長期的な視点に立って、着実に政策を積み上げていくことも重要である。その際、特にグローバルな視点からの取組みが大切である。

日本経団連では、この1月に、「希望の国、日本」をとりまとめ、今後 10 年間を視野に入れて、成長重視の選択の重要性、そのための目標等を明らかにしたところである。知的財産委員会と産業問題委員会は協力して、「希望の国、日本」の実現と、昨年とりまとめた「『知的財産推進計画 2006』の策定に向けて」のフォローアップの両面からさらなる検討を行った。

「『知的財産推進計画 2006』の策定に向けて」で指摘したいくつかの項目については、具体的な政策措置が速やかに講じられており、政府、与党の取組みを高く評価するところである。今後は、残された課題や新たに発生した課題に引続き積極的に取り組むことが求められる。継続課題を含め、具体的項目は本提言の通りであるが、その主な点を述べると、以下の通りである。例えば、日米欧における様式の統一や審査の相互の活用への取組み、制度調和に向けた先進国会合の開催等、世界特許の実現に向けて、わが国が積極的な

役割を果たしてきており、引続き、取組みの充実が期待される。特に、米国における 先発明主義の見直しの動きを促進していくことが重要である。 模倣品・海賊版対策について、対外的な協力と働きかけ等、官民が連携して取組みを着実に進めつつある。今後ともこうした活動や政策を充実させるとともに、経済連携協定(EPA)を活用した模倣品・海賊版対策にも、引続き、積極的に取り組むべきである。

2005 年4月に、知的財産高等裁判所が設けられ、知的財産紛争の解決に向けた環境は整備されつつある。企業活動が国際化する今日、知的財産訴訟分野において、世界をリードするような信頼性のあるルールの形成が期待される。特に、技術と法律の双方に知見のある人材の育成を含め、技術的な価値判断を伴う法律問題を適切に処理するための環境を整備することが求められている。

わが国が国際標準化を推進していくための環境の整備は着実に進みつつあるが、一方で、アジア諸国における独自規格の制定、国際標準と知的財産権の一体化等、新しい動きも生じている。日本経団連としてもアクション・プランを策定することとしているが、わが国産業界は、これまで以上に国際標準化に積極的に取り組むことが期待される。政府においても引続き、インフラの整備に努めるとともに、対外政策、科学技術政策といった他の政策との連携を強化していくべきである。

デジタル化・ネットワーク化のもとで、著作物の創作・流通・活用の形態が大きく変化している。知的財産委員会においては、2月に、「デジタル化・ネットワーク化時代における著作権法制の中長期的あり方(中間とりまとめ)-産業活性化のための複線化システムの提案-」を公表したところである。今後は、こうした中長期視点に立って、著作権法制のあり方に関する検討が進むことが期待される。また、デジタル化・ネットワーク化のもとで、当面の実効性の確保策として、違法複製物であることを知りながら行う私的複製を制限することが求められる。

コンテンツ市場の拡大に向けては、デジタル化・ネットワーク化・グローバル化に伴う環境変化に柔軟に対応しつつ、多様な関係者が連携し、国際的に通用するコンテンツを創造するとともに新たなビジネスモデルを構築し、マルチユースや国際展開も含めた多様な展開を通じてコンテンツの付加価値を最大化することで、さらなる創造につなげる正のスパイラルを構築することが不可欠である。3年~10 年後もわが国がコンテンツ大国であり続けるよう、諸外国におけるコンテンツ振興政策も参考にしつつ、中期的な観点から産学官各々の役割や課題を明確化し、国を挙げてさらなる改革を推進する必要がある。

そのためには、前述の模倣品・海賊版対策や著作権制度の整備とともに、コンテンツの創造力強化に向け、プロデューサーやクリエイター等の人材育成、教育体系の確立をはじめとする教育基盤の整備、世界最先端の科学技術との連携強化、資金調達の多様化に向けた環境整備、ライブを含めた産業集積の推進に取り組む必要がある。

さらに、新たな市場の創出と流通の促進に向け、国際コンテンツカーニバル(仮称)の推進や国際共同制作協定の締結をはじめとする国際展開の推進、コンテンツ・ポータルサイトの充実やデジタル・コンテンツの流通環境整備をはじめとするマルチユースの推進、観光、教育、健康・福祉等の新市場の創出に取り組む必要がある。

知的財産の創造、保護、活用

1. 国際問題への積極的対応

(1) 世界特許の構築に向けた取組みの強化

特許制度は、国ごとに整備されてきた経緯から、現在でも属地主義が原則とされているが、一方で特許制度の活用はグローバルに行われている。審査の効率化、迅速化の観点から、日米欧を中心に、審査協力、相互承認という段階を踏んで世界特許システムへの動きを加速すべきである。その際、相互承認を進める上でも、各国の審査クオリティの統一を積極的に進めるべきである。

昨年 11 月に開催された日米欧3極特許庁および3極ユーザー会合、特許制度調和に関する先進国会合作業部会等の結果をふまえ、日米欧三極における取組みを軸に、制度や手続きの国際的調和への取組みを引続き進めていくべきである。特に、米国における先発明主義の見直しの動きを促していくことが重要である。

なお、提言「日米経済連携協定に向けての共同研究開始を求める」で指摘した通り、日米間において今後共同研究の開始が期待されるEPAの枠内でも、特許の相互承認といった制度の調和を進めることが望まれる。(2) 模倣品・海賊版対策の強化

模倣品・海賊版対策の継続的推進

模倣品・海賊版対策については、実際に政策措置の効果が現れているという指摘がなされているものの、知的財産権、コンテンツ両分野にまたがって、模倣品・海賊版の氾濫は依然深刻な問題となっている。侵害発生国や地域への対策、水際での取締りの強化、「模倣品・海賊版拡散防止条約」(仮称)の実現に向けた取組み等、継続的な対策の実行が不可欠である。

昨年、特許権のように侵害か否かの判断が税関では難しい案件では、裁判所などで争っている場合は不受理・保留にできる旨の制度改正が行われた。政府の取組みを高〈評価するとともに、その効果的な運用が期待されるところである。

コンテンツについては、政府およびコンテンツ海外流通促進機構、不正商品対策協議会、コンピュータソフトウェア著作権協会等の取組みにより徐々に成果が出つつある。とりわけコンテンツ・ジャパンマーク(CJマーク)事業については、アジアを中心に着実に実績が上がってきており、政府は同事業の運営を引続き支援するとともに、関係企業の参加を奨励すべきである。

経済連携協定(EPA)の活用

提言「経済連携協定の拡大と深化を求める」で指摘した通り、東アジア諸国等との EPA交渉において、交渉相手国の知的財産制度の基盤整備を促すとともに、実効 的なエンフォースメントを確保するための条項(模倣品・海賊版の取締りや罰則強化等)を盛り込むよう交渉すべきである。併せて、EPA発効後も執行状況をレビューしていくことが重要である。

また、提言「日米経済連携協定に向けての共同研究を求める」「日・スイス経済連携協定の早期締結を求める」で指摘した通り、EPAの枠内で、第三国における知的財産権保護対策の協力も進めていくべきである。

EPA交渉をはじめとする政府間協議等においては、アジアをはじめとする諸外国においてコンテンツ・ビジネスに係る障壁がある場合は、その解消を相手国に働きかけていくことも重要である。

(3) 国際標準化への戦略的取組み

官民が連携した国際標準化への取組みのさらなる強化

これまでの政府、関係団体等の努力により、国際標準化支援センターの設立等、 国際標準化活動分野におけるわが国の環境整備は着実に進展している。しかし、最 近では、アジア諸国における独自の規格策定、知的財産権と国際標準化との連携 の強化といった新しい動きが起こっており、政府が先にとりまとめた国際標準総合戦 略をもとに、官民が連携して、国際標準化への取組みを一段と強化していく必要が ある。

日本経団連では、2004 年に「戦略的な国際標準化の推進に関する提言」をとりまとめ、国際標準化活動の統括部署の設置、国際標準化に携わる人材の積極的な評価、国際標準化提案への積極的取組み等、国際標準化活動における企業の果たすべき役割を指摘したところである。今後も、こうした提言の内容の浸透を中心に、経営者層を含め、広〈国際標準化の重要性の理解増進に努めるとともに、あわせて、国際標準化への取組み状況に関するアンケートの実施、技術の国際標準化に関する各国の戦略分析、国際標準化の観点から取組みを強化すべき研究開発課題の抽出等、日本経団連として今後取り組む技術の国際標準

化に関する活動について、アクション・プランとしてとりまとめることとしたい。

政府による国際標準化関連のインフラの整備は、進展が見られるところであるが、標準化人材のキャリアパス形成のための公的研究機関におけるポストの充実、ベテランと若手等が国際会議にペアで参加することへの支援、日本での国際会議開催への支援等人材育成支援の強化、国際標準化に関する情報提供窓口の設置、フォーラム活動への支援の強化等民間への支援、大学等における国際標準化活動の促進、日本発国際標準の政府における積極的活用等、さらなる取組みの充実が期待される。

なお、標準化にあたっては、分野ごとの特性を考慮することが不可欠である。例えば、情報通信のような技術革新の激しい分野では、技術の創出と国際標準化を平行して進めることが重要である。一方、鉄鋼等の日本が強い技術力を持っている成熟した分野では、国際標準の維持・改良にわが国が積極的に貢献することが重要である。

対外政策、科学技術政策と国際標準化政策との連携

国際標準化は、幅広い分野に関連するものであり、対外政策、科学技術政策といった他の分野の政策との連携が、わが国としての国際標準化活動を強化するために重要である。

対外政策との連携では、国際標準化に取り組む前提として、情報の収集・共有・発信が不可欠の課題である。特に、海外出先機関における情報収集や、問題となる情報が伝わる仕組みを充実すべきである。

また、アジア地域が独自性を有している分野等においては、日中韓の連携等によるアジア発国際標準の創出を支援する一方、これをさらに拡大してPASC(太平洋地域標準会議)やASTAP(アジア・太平洋電気通信標準化機関)等における活動の充実等、アジア・太平洋地域との連携を戦略的に強化すべきである。

いずれにせよ、技術の価値が正し〈評価されるような国際標準化が重要であり、市場規模の拡大が見込まれる経済地域における独自規格への対応を含め、オープン化を推進すべ〈関係方面への働きかけが必要である。

科学技術政策との連携に関しては、国の研究開発プロジェクトで、国際市場を睨んでいる分野においては、初期の段階から、国際協力を含め、国際標準化や知的財産権の確保に取り組んでいくことが重要である。また、日本が強い技術を有する分野で、国際標準への取組みが十分でない分野について、特に、支援活動を強化していくべきである。

知的財産権と国際標準化の連携の強化

企業は、知的財産権について、独占権のもとで市場を確保する一方、ライセンスを行い、市場の拡大を図るという二つの選択肢を組み合わせながら、事業活動を展開しているが、市場の拡大を図る上での手段の一つが国際標準化であ

る。このように、知的財産権と国際標準化は密接に関連するものであり、企業として 両者を連携させた取組みの強化が期待される。

政府においては、知的財産権と国際標準化の双方が分かる人材の育成を支援するとともに、RAND条件の明確化、標準化活動に参加しない第三者問題への対応の検討等、国際標準化機関におけるパテントポリシー充実への働きかけをさらに進めていくべきである。

(4) その他

アジア地域の知的財産権制度の充実へ向けたリーダーシップの発揮

アジア地域では、中長期的な各国の技術的発展により、今後、知的財産権の適正な保護が一層重要となって〈る。わが国産業にとって重要であるアジア地域の知的財産権制度・運用の充実のために、わが国が積極的にリーダーシップを発揮し貢献をしてい〈ことが求められる。

具体的には、アジアにおける先行技術調査結果・特許審査結果の相互利用、さらには審査の統一、技術移転の促進にもつながる知財制度の整備を目標にリーダーシップを発揮するべきである。

また、制度・運用の充実には各国の知的財産人材の育成が欠かせない。現在実施しているわが国専門家の派遣や各国からの研修生の受入れを通じた人材育成を 一層進めるべきである。

海外における先使用権制度の整備促進

ノウハウとして保持したい技術を守るためには、人材の管理等マネージメントレベ

ルでの対応が、まず大事である。制度的には、先使用権制度の活用が有効策の1つであるが、わが国だけの対応では効果は薄い。海外において先使用権制度の整備は必ずしも十分に進んでいないため、海外における先使用権制度の整備を積極的に働きかけ、国際的調和の実現を目指すべきである。

海外における出願や知的財産管理のための環境整備

海外において特許にかかる費用が膨大であり、そのことが海外出願を阻害する大きな要因となっている。また、海外における知的財産の適切な管理のためには、現地情報を迅速、適切に把握することも重要である。

これら、海外における知的財産活動において、企業におけるコスト負担を減らす観点から、特許庁において、わが国の先端技術開発の成果を積極的に活用して、機械翻訳に関する環境整備を早急に進めるとともに、その公開を行うべきである。特に、精度が良く、迅速かつ低コストの日中、日韓機械翻訳システムを早急に開発し、広く利用可能とすることが重要である。

2.世界に誇れる知的財産制度の実現

(1) 知的財産分野における国際的に信頼される紛争処理機能の充実

企業活動が国際化する今日、知的財産訴訟分野において、世界をリードするような信頼性のあるルールの形成が期待される。裁判所において知的財産問題を扱う場合、法律的な判断だけでなく、技術的な判断が求められる場合が生じている。技術と法律の双方に知見のある人材の育成と活躍の場の拡充促進も含め、技術的な価値判断を伴う法律問題を適切に処理するための環境を整備することが求められている。

人材育成において、まず重要なのは、理系の知識があるかどうかではなく、説明を受ければ、技術が理解できる素養を有しているかであり、文系・理系を問わず中等教育の段階でしっかりした理科教育を行うようにすべきである。また、理系の学生が法律を学び高度な法曹人材として活躍しやすい環境をこれまで以上に整備することも必要である。

更に、裁判官等の法曹人材の外国研修の推進、調査官や専門委員のさらなる活用を含め、法曹人材の判断を支援する体制の充実も重要である。

また、弁理士の特定侵害訴訟における訴訟代理については、紛争処理機能の充実の観点から、弁理士の訴訟代理の状況や利用者のニーズを十分に踏まえて、今後のよりよいあり方を検討していく必要がある。

(2) 企業行動憲章の実行の手引きの改定

2005 年7月にとりまとめた「知的財産権に関する行動指針」について、そのより一層の浸透を図るため、企業行動憲章の実行の手引きの中に盛り込むこととする。

(3) 職務発明に関する継続的な検討

職務発明制度については、企業という様々な人々が集まる組織の一員として、研究者が力を発揮できるような仕組みを作り上げていくことに注力することが期待されるところである。

今後は、企業の運用状況や職務発明をめぐる訴訟の状況も見極めながら、職務発明制度や手続事例集のあり方について不断に検討を進め、産業競争力の強化という目的に照らして制度の評価、見直しを行っていくべきである。

なお、司法においては、改正法の趣旨に鑑み、企業の研究者と経営者が十分な話し合いを行い、その結果として契約が成立している場合には、その契約の内容を尊重するとともに、あわせて既存案件についても、改正法の趣旨を十分に参考とすることを期待したい。

(4) 創造力の強化

産学連携における実態をふまえた柔軟な対応

産学連携については、共同研究の数が最近5年間において、2001 年度の 5,264件から2005 年度には13,020 件と約2.5 倍に増加する等、結びつきが強まりつつあると考える。

こうした中、共有特許を企業が自己の事業に活用した場合のいわゆる不実施補償の是非をめぐって、産学で意見の違いが見られるところである。しかし、産学連携は、技術の内容、連携の形等により、様々なバリエーションが存在し、一律に契約の内容を決めるのは望ましいことではない。連携の実態に応じて、産学双方にとって柔軟な契約の実現を目指す必要があり、そのため、産学双方によるさらなるコミュニケーションの推進が必要である。

また、大学の知的財産本部とTLOの関係の見直しや融合、日本の大学が国際的な産学連携を行う際の契約の整備も求められる。

技術力を持った中小・ベンチャー企業の育成

技術力を持った中小・ベンチャー企業の創出は、わが国全体としての技術の裾野を広げていくために、大変重要な課題である。知的財産政策の観点からも、技術力を持った中小・ベンチャー企業への支援を進めるべきである。

(5) 有効な特許審査

企業の多様な知的財産活動の促進

審査請求の中で特許査定となる比率、いわゆる特許率について、平均5割となっていることに対して、先行技術調査を十分に行っていないからであるとの指摘がある。 先行技術調査を十分に行わないため、特許率が低い企業があるとすれば、しっかりした対応を行うことは必要である。しかしながら一方で、権利範囲をぎりぎりまで広くとって出願する場合、解釈の差によって、簡単には認められるとは限らず、特許率は低くなる傾向となる。製品化が遅い研究所の発明や、国際標準の決定が遅くなる規格関連発明のように、タイミングを遅らせた方が、事業に有利なものもある。

様々な企業がある中で、一律に、特許率で知財活動を評価することは適切ではない。企業は、自らの経営・事業戦略に沿って知的財産の創造・保護・活用に努めてきており、政府としての目標の設定、個別企業の特許率の公表等により、企業に一定の行動を強いることは適切ではない。むしろ、企業の多様な知的財産活動を促進しつつ、あわせて、特許審査の効率化を図る方策を、官民が協力して探っていくべきである。

先行技術調査のための環境の整備

先行技術調査の効率化の観点から、特許庁の保有する非特許文献に関するデータについて、著作権との関係に留意しつつ、さらなる公開を進めていくべきである。

審査官のさらなる増員

国際的に見て遜色の無いレベルまで、審査官やその役割の一部を担う人員の数を増員すべきである。そのための対策として、任期付審査官の拡大、審査官OBの臨時雇用、ポストドクターの活用、外部委託のさらなる活用を積極的に行う等、あらゆる手段を講ずるべきである。

審査手続きの柔軟化

審査に着手したら短期間で結論を出すとの審査迅速化への政府の取組みは引続き維持すべきである。一方、審査結果を必要とする時期は、技術の内容により様々であるため、事業予定が明確でなく、必ずしも早急には審査結果を必要としない将来的なものも含まれている。出願後3年以内に審査請求を行う現行制度の下で、企業の多様な知的財産活動を促進させ、かつ審査の滞貨を実質的に減じる観点から、審査の着手時期を延期しても良いとの出願人の要請を認め、適正な時期に権利成立を図れるよう審査手続きを柔軟にすることを検討すべきである。

審査レベルの均一化

審査レベルの不均一さが出願増の誘因になることもあるので、特許が認められる レベルについて、分野ごとにきめ細やかな審査の均一化を図るべきである。

(6) 権利保護と活用の調整

相互運用性の確保と知的財産権の権利行使の調整

高度にネットワーク化された社会においては、情報システム同士の組み合わせ効率を高めていく過程においてシステム間の相互依存が高まり、その結果、一つの共通プラットフォームが採用されていくようになる傾向が強い。このようなプラットフォーム上に、最も優れた技術を迅速に構築しイノベーションを進めていくためには、プラットフォームがオープンな標準(インターフェイス、プロトコル、データやファイルのフォーマット等が開かれた参画プロセスのもとで合意され公開されていること)を採用すること等により、相互運用性(インターオペラビリティ)が確保されていることが重要である。一方、知的財産権の権利行使によって、こうした相互運用性の確保が阻害される可能性も存在する。相互運用性の確保と、特許権、著作権その他の知的財産権の行使との関係のあり方について、他国の法制度も十分に考慮の上、課題の検討を行い、その対策を探っていくべきである。

リサーチツール特許の活用

バイオテクノロジー分野では、代替性のないリサーチツールに関する特許が試験・ 研究の実施を妨げるおそれがあることが指摘されている。

今般、総合科学技術会議において、ライフサイエンス分野におけるリサーチツール 特許の使用円滑化に関する指針がとりまとめられたことは評価できる。この指針の 普及が図られることを期待したい。

(7) その他

ライセンス契約の保護

ライセンス契約については、米国と同様、権利の譲渡時やライセンサーの倒産時においても、包括的クロスライセンス契約を含めて、通常実施権の確保等ライセンシーの立場に影響が出ないようにすべきである。

包括ライセンス契約による通常実施権の登録制度について、新たな提案が出されたことは、段階的対応として、一定の評価ができるが、特許権以外の権利の取扱い、契約による保護と法体系の関係、制度の国際調和等について不断の検討も進めるべきである。

ソフトウェアに関する日本版バイ・ドール制度の導入

政府向けコンテンツについては、受託者または請負者にその成果物に関する知的財産権を帰属できるよう法改正がなされているが、政府向けソフトウェアの開発事業についても知的財産権の帰属を受託者または請負者にすることができるようにすべきである。

導入に向けて、改正法案が提出されたことは、評価できるものであり、法律の早期 の成立と趣旨に沿った運用の推進を期待するところである。

医療関連行為の特許保護強化

医療関連行為の特許保護に関しては、医薬の製造・販売のために医薬の新しい効能・効果を発現させる方法について物質の特許として保護することとなった。しかしながら、物質の特許による保護には一定の限界が存在するため、方法の特許による保護を認めていくべきである。また、先端医療行為に対する特許保護についても、早急に検討を行うべきである。

3.著作権制度の整備

デジタル化・ネットワーク化時代における著作権法制の中長期的あり方

現行著作権法は、「著作物等の文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」を目的として制定されている。そこでは、創作者の経済的・人格的利益の保護といったインセンティブの付与によって、優れた著作物の創作を促し、ひいては文化の発展を促すという理念が基本となっている。

一方、昨今のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、現行著作権法の前提とは 大き〈異なった環境が出現しており、現行著作権法制がこうした変化に十分に対応 できているとは言い難い状況が生じている。

第一に、インターネット上で多くの人の知を結集することで新たな創作活動が促される等、著作物の自由な利用や相互連携が産業や文化の発展につながるとの理念が生じており、これは現行法制では予定されていなかった。

第二に、劣化しない違法な複製物がインターネットを通じて大規模に流通し、権利 行使の実効性確保が非常に困難となってきており、コンテンツ産業の健全な発展を 阻害するとともに、従来の理念の実現自体を揺るがしている。

そこで知的財産委員会の中に著作権部会を設置し、ソフト・ハード等の関連企業が

連携して環境変化に対応した著作権法制の中長期的あり方について検討を行い、2007 年2月に「デジタル化・ネットワーク化時代における著作権法制の中長期的なあり方(中間とりまとめ)」を公表し、産業活性化のための複線化システムの提案をしたところである。

中間とりまとめにおいては、一つの理念で全ての著作物を扱うという従来の考え方では、環境の変化に対応できないとの認識に立ち、「複数のシステム」を整備することで、権利保護と利活用促進の新たなバランスを構築し、産業の活性化や文化の発展を目指すことを提案した。

「複数のシステム」を導入すれば、例えば、著作物を互いに自由に利活用しあう環境を担保したり、著作物の財産的価値実現に主眼をおいて、多額の投資の回収が不可欠な著作物等を対象にした円滑な利活用の促進と実効的な保護の仕組みを実現したりすること等が可能となると考えられる。著作権法や不正競争防止法などの法制度を産業の活性化の観点から必要に応じて見直し、整備を行うとともに、それを補完するものとしての契約、技術的保護手段、ADR(裁判外紛争解決)を含む救済・紛争解決措置、社会的啓発・教育等を組み合わせることで、「複数のシステム」を設計すべきである。

「複数のシステム」の設計にあたっては、例えば、互いに自由に利活用しあうことを主眼とするものや、円滑な利活用と実効的な保護による著作物の財産的価値実現に主眼をおいたものなどが考えられ、その活用については、権利者の意思に委ねられるようにすることが考えられる。

なお、今後、議論すべき論点としては、「複数のシステム」の具体的内容、国際条約との整合性、実効性確保の具体的方策等が挙げられる。

著作権の利用に関する権利の法律上の位置付け

特許権においては、専用実施権や通常実施権について、登録を効力発生要件ないし対抗要件とする等、法律上明確な位置付けがなされている。一方、著作権においては、著作物の利用に関する一般的な権利が法律上規定されていない。今後、著作権ビジネスを発展させていく上では、法的に明確な位置付けがなされた「著作物利用権」を整備していくことが必要である。

法定賠償制度等の検討

インターネットを利用した著作権等の侵害事例においては、侵害回数ないし具体的 損害額の立証が非常に困難であるため、法定賠償制度の創設が有効であるとの考 えもある。法定賠償制度の創設等を含めて、著作権侵害に係る損害賠償請求や不 当利得返還請求等の役割・機能等に関して総合的に検討を行い、結論を得るべきで ある。

ゲームソフトの中古品流通のあり方の見直し

昨今のゲームソフトは長期にわたる開発期間と多額の資金をかけて制作されているが、中古業者により中古ゲームソフトが広範に取り扱われていることから、それが発売後間もない新品の市場や、一定期間経過後に発売される廉価版の市場に影響を及ぼし、ひいてはゲームメーカーの経営基盤を圧迫するに至っている。中古流通

問題の解決には、消費者の利益に配慮しつつ、中古ソフトの販売によって得られた利益について開発者に還元される仕組みが必要であり、政府は、そのための仕組みの構築に向けてゲームメーカーと流通事業者による協議を支援し、有効な解決策を見出すよう奨励すべきである。

コンテンツに関するあっせん・裁定制度の改善

コンテンツ契約の内容について合意に至らなかった場合について、裁判手続によらず当事者間の紛争を簡易に解決する手段として、政府は、あっせん制度(著作権法第 105 条)の改善に取り組むべきである。

また、著作権者不明のコンテンツの利用に関する裁定制度(著作権法第 67 条)については、利用者が行う調査方法の明確化や調査にかかる事務的または経済的負担を目的として手続きの見直しが行われたところであるが、制度の利用状況や国際条約との関係もふまえ、権利者の適切な保護を確保しつつコンテンツの円滑な流通に資するよう、さらなる改善に向けた検討を進めるべきである。

技術的保護手段等の回避行為に関する検討

「知的財産推進計画 2006」をふまえ、技術的保護手段の有用性を担保する観点から、接続管理(アクセスコントロール)回避行為への刑事罰の導入について構成要件の明確化も含め検討を行うべきである。

デジタル化・ネットワーク化時代に対応した私的複製の範囲の明確化(違法複製物であることを知りながら行う私的複製の権利制限規定からの除外など)情報のデジタル化が進む中、IP網を利用したリモートコントロール録画サービス等が登場する一方で、衛星・地上デジタル放送では録画からの複製を技術的に制限する等、個人の私的複製が本来的にどこまで認められるべきかを問われる状況が現れている。

政府は、デジタル化・ネットワーク化のもとでコンテンツに認められるべき「私的使用のための複製」の範囲を明らかにすべく、国際条約との整合性もふまえつつ、権利者、利用者その他利害関係者による根本的な議論を促進すべきである。特に、デジタル化・ネットワーク化のもとで違法複製物であることを知りながら行う私的使用のための複製について、違法複製物かどうかが分かるような仕組みの整備や、社会的啓発・教育をあわせ講じながら、私的複製の許容範囲から除外し、権利者が権利を主張できるような著作権法上の措置を講じる必要がある。

私的録音録画補償金制度についても、「知的財産推進計画2006」や文化審議会著作権分科会報告書をふまえ、私的録音録画に関する法的枠組みを抜本的に見直し、具体的結論を得るべきである。

映画盗撮防止法(仮称)の制定

劇場用映画については、上映中に盗み撮りされた作品がP2Pによりオンライン上で交換されたり、繁華街の路上でそれらの作品がDVDで販売される等、深刻な被害が生じている。劇場内で上映中の映画作品を盗み撮りすることは、著作権法上は、私的使用目的であれば盗み撮り行為自体は著作権侵害に当たらない可能性がある。

こうした問題の解決に向けて、現在、映画盗撮防止法(仮称)が今国会に上程され

るべく準備が進められており、同法案を今国会中に確実に成立させるべきである。 モバイル向け違法コンテンツ配信の根絶に向けた取組みの強化

モバイル向け音楽配信は、コンテンツ業界、ハード業界、通信業界の連携によるわが国発のビジネスモデルであり、その市場規模は年々拡大している。しかしながら近時、権利者の許諾な〈音源を提供する違法なサイトが急増し、相当量の権利侵害が行われることで、ビジネスにも影響を与えつつある。

今後、映像についてもモバイル向け配信が期待される中、モバイル向け配信ビジネスの健全な発展に向け、政府は、権利者団体、通信キャリア事業者等が一同に会して対策を協議する場を設置する等、モバイル向け違法コンテンツ配信の根絶に向けた取組みを奨励、支援すべきである。

薬事法に基づく医師への情報提供に伴う複写の権利制限規定への追加の検討 製薬企業は、薬事法により医薬品の適正使用に関する情報の提供を、医師、薬剤 師等に対して行うことを義務付けられている。そして、情報の正確性と迅速な提供を 担保するためには、複写文献を用いて情報の提供を行わざるをえない。一方、現行 の著作権法においては、文献の複写について、事前に著作権者の許諾を得ることが 必要となる。

権利制限により製薬企業が無償で複写することとなれば患者の利益は確保されうるが、一方で、その負担を権利者のみに強要することになるという権利者側の意見もある。さらには権利者の所在不明等により事前に許諾を得られないケースも多々存在する。医薬品に関する情報の提供は国民の生存権にも関わるべき極めて公益性の高い行為であるため、著作権法と薬事法の調整を検討すべきであり、2005 年度の文化審議会著作権分科会においても引続き検討すべき課題とされたが、2006 年度は審議検討がなされなかった。

かかる経緯をふまえ、これらの諸課題を解決するために、情報提供行為の公益性と権利者利益とのバランスを十分に配慮しつつ、権利制限、補償金、裁定などの対策を早急に検討すべきである。

加えて、著作権法と薬事法とのコンフリクトが生じないような適切な情報提供のあり 方等の運用面について、産業界等関係者ならびに関係省庁との間で継続的な協議 検討の場が持たれることも必要である。

ユーザーによるコンテンツの健全な利活用の促進

ファイル交換(P2P)ソフトを利用した著作物の違法交換やインターネット・オークション等を通じた模倣品・海賊版の取引により権利者が多大な損害を被っている。コンテンツ・ビジネスを育成しわが国経済社会の健全な発展に資するためには、権利侵害に対する法的措置等の実施により違法なコンテンツを排除し適法なコンテンツを流通させるとともに、官民一体となって、ユーザーに対する著作権についての啓蒙を強化することを通じて、コンテンツの違法な利用を防止し秩序ある利活用を促進することが必要である。

IPマルチキャスト放送による同時再送信の権利処理のあり方の検討 IPマルチキャスト放送による放送の同時再送信にあたって、電気通信役務利用放

送事業者としての衛星放送事業者における権利処理のあり方について、委託放送事業者たる衛星放送事業者との関係や権利処理体制の整備状況をふまえ、検討を 行うべきである。

4.コンテンツの創造力の強化

(1) 人材育成

プロデューサーの育成

マルチユースや国際展開の重要性がますます高まる中、わが国の優れたコンテンツが幅広〈ユーザーに楽しまれ、関係者に適正な収益をもたらすためには、国際的にも活躍できるプロデューサーの育成が喫緊の課題となっている。プロデューサーには、法務、財務会計、マーケティングといったビジネス関連スキルや、業界に関する幅広い知識をベースとして、人的資源管理能力やプロジェクト・マネジメント能力が求められ、中期的な視点から業界を挙げて育成していく必要がある。

そのため、高等教育機関は産学連携の下、社会人再教育も含めたプロデューサー教育プログラムを充実させるとともに、映像産業振興機構は、海外との人的ネットワークの強化やノウハウの蓄積、キャリア形成に資する事業を推進すべきである。政府はそうした取組みを中期的な観点から継続的に支援すべきである。

クリエイターの育成

優れたコンテンツの創造の源泉は人材のクリエイティビティにある。世界的な競争が激化する中、官民連携の下、欧米におけるクリエイター育成の現状を調査するとともに、ゲームやアニメをはじめ必要なキャリアパスやスキル等について検討し、有効なクリエイター育成策を推進すべきである。また、デジタル・コンテンツのめまぐるしい技術の発展に対応すべく、最新の技術に精通したクリエイターや、量的にも不足しているエンジニアの育成について政府は支援すべきである。

こうした人材育成策を講じると同時に、クリエイターが生み出すコンテンツを発表できる場を整備することも重要である。国際コンテンツ・カーニバル(仮称)の活用も含め、優れたコンテンツの発表・発掘の場の整備について検討を進めるべきである。

融合人材の育成

コンテンツのマルチユース等が進む中、プロデューサーやクリエイター、技術者といった異なる職能や、映画、放送、アニメ、ゲーム、音楽といった異なるジャンル等、複数の領域に精通した人材は、コーディネーターとして複数の領域にまたがる課題や新たなビジネスモデル構築に向け重要な役割を果たし得る。

政府は、映像産業振興機構等が行う融合人材の育成に向けた異業種間の人材の 交流や情報共有に向けた取組みを奨励・支援すべきである。

異業界からの人材流入の促進

コンテンツ・ビジネスの飛躍的拡大のためには、家電や通信、金融等のコンテンツ に関連する業界から優秀な人材を受け入れることも重要である。

こうした他業界からの人材の流入を促進すべく、政府はコンテンツ業界に関する社 会人向けセミナーやマッチングイベント等の開催を支援すべきである。

法務人材の育成

今後、わが国コンテンツの国際展開や国際共同制作等を推進するためには、諸外国におけるコンテンツ関連法制や業界の事情に精通し、外国企業等との契約交渉をはじめとする各種渉外を行う法務人材の育成が不可欠である。

政府は、民間における法務人材育成を支援するとともに、エンターテインメント・ロイヤーのコンテンツ事業者との交流や専門能力の向上を促進すべきである。

ゲートキーパー育成プログラムの推進

アメリカ等では、演劇・放送・映画業界から独立した批評家・評論家がゲートキーパーとして、作品の成功や新人の発掘等において多大な影響力を有し、コンテンツ産業の発展に貢献している。

こうしたゲートキーパーを育てるため、映像産業振興機構等は、ゲートキーパーの育成・研鑽の機会を提供する一環として、日本文化理解や青少年育成等に資するコンテンツのリストの作成を進めるべきである。政府はこうした取組みを支援すべきである。

(2) 教育基盤の整備

映像教育体系確立のための検討

映像を学問として深化させるためには、諸外国における映像学等も参考としつつ、制作現場の知恵・知識・技術等を整理・体系化し、理論化・整合化することが必要であり、映像系専門職大学院やコンテンツ関連の学部・研究科を有する大学と産業界との連携の下、コンテンツ人材育成についてのカリキュラム体系の開発や、あるべき「教育の質保証指針」について検討を行うべきである。こうした取組みは、映像専門職大学院のための認証評価機関の設立にも資するものでもある。映像産業振興機構は産学官連携を推進する組織として上述の取組みの中核的な役割を担うべきであり、政府はこうした活動を支援すべきであ

また、日本は他国に類を見ない独自のアニメーション分野を開拓し、世界的にも高い評価を得ている。海外では、アニメーションに関する大学・大学院が多数設立されており、政府は、わが国における高等教育機関によるアニメーション研究を強化すべきである。

教育への投資に対する効果が具現化するには長期間を要する。前述の取組みによって確立した映像教育体系を長期的な持続性を持って実行するためには、教育基金の設立も有効な手段と考えられ、そのための環境整備を併せて検討すべきである。

コンテンツ統計の整備

エンターテインメント・コンテンツ産業の実態を示すデータの整備は、わが国コンテンツ産業の国際競争力強化に向けた戦略を立案する上で不可欠である。また、欧米では、業界が個々の作品の実データ(興行・販売実績等)等詳細なデータを公表しており、研究機関や事業者等による市場のメカニズムやコンテンツのヒット要因等の研究に活用されているほか、コンテンツの制作に要する資金調達の有用な情報として

活用されている。

政府は、コンテンツ産業の振興の観点から必要となる統計指標の検討を行うとともに、映像産業振興機構はじめ民間機関におけるこうしたデータ整備に関する取組みを奨励・支援する等、コンテンツに係る統計を早急に整備し充実させるべきである。

インターンシップの推進

コンテンツの制作現場等で学生の実習を行うことは、受入れ側、学生側双方にとって て貴重な体験を得る機会となる。

大学等の側がインターンシップによる体験を正規の学習課程の中に組み込みつつ、政府の支援を拡充することにより、半年程度の長期の実習を可能とする仕組みを構築すべきである。また、学生側・企業側のニーズをより効果的にマッチングすべく、政府はインターンに関するポータルサイトの構築等、映像産業振興機構等が行う事業を支援すべきである。民間企業においても学生を積極的に受け入れることが期待されるが、中小企業にあっては、大学・企業双方のニーズがあっても受入れが難しいケースもあり、政府による支援が求められる。

海外映像教育機関等への留学・講師招聘支援

コンテンツ人材の育成を行うにあたっては、諸外国の映像教育機関あるいは先進的な企業で実際に映像教育やビジネスを経験することや、映像教育に従事している講師をわが国に招聘することが/ウハウを蓄積する上での早道である。

政府は、留学先の対象の拡充について検討するとともに、日本の学生の海外への 留学や海外からの講師招聘にかかる費用についてより一層支援する等、奨学金制 度を強化すべきである。

(3) 科学技術との連携

コンテンツに関する技術開発の推進

コンテンツ産業の近代化・国際競争力強化に向け、大学、研究機関、企業等におけるCGをはじめとする先端の映像技術やインタラクティブ技術等の研究開発を政府は支援すべきである。また、映像産業振興機構は、当該分野における産学連携を促進すべく、政府の支援を得つつ大学・研究機関と企業の橋渡し役となるべきである。

コンテンツ関連技術の発信

わが国には、優れたコンテンツ関連技術が多数存在するにもかかわらず、必ずしも新たなコンテンツの創造、新しいビジネスモデルの構築、コンテンツの保護に十分に活かされていない。

政府は、企業や研究機関が国際コンテンツ・カーニバル等の場を活用してわが国コンテンツ関連技術を発信することを支援するとともに、ソフト、ハード等の情報共有を奨励すべきである。

(4) 資金調達·税制

資金調達の多様化に向けた環境整備

優れたコンテンツ作品の制作に要する資金調達を円滑化するため、政策金融機関によるコンテンツ制作者等への出融資を拡充すべきである。また、国際展開も視野に入れた大規模プロジェクトから、人材育成の側面をもつ個人クリエイター向けの小

規模なものまで多様な手段による資金調達が可能となるよう、コンテンツ評価に長けたファンドマネージャーやアナリスト等の育成、コンテンツ事業者によるIRの強化や、コンテンツ関連統計の整備等の環境整備を推進すべきである。

コンテンツ制作支援税制の創設

欧米諸国においては、様々な税制措置を通じて、外資誘致を含めたコンテンツ産 業振興策を積極的に講じている。

デジタル化時代に適応したコンテンツの制作・流通を進めるためには、多額の設備 投資が必要であり、資金調達力に限界があるコンテンツ業界にとって税額控除制 度・特別償却制度等の税制上の支援措置が不可欠である。

(5) 産業集積·地域振興

映像産業集積クラスターの整備

映像産業振興を効率的に進めるためには、日本に米国ハリウッドのような映像産業の集積地を構築することが望まれる。教育機関、コンテンツ関連事業者、インキュベーター、法律・会計等の専門職種等が特定地域に密集することにより、産学連携をはじめとする相互協力関係が高まり、コンテンツ産業振興の一大推進力となり得る。また、こうした高密度な映像産業の集積は、高付加価値の都市型産業として良質な雇用と他産業への大きな波及効果を有し、地域経済を飛躍的に活性化させるものともなる。

政府および地方自治体は、映像産業クラスターの整備をコンテンツ産業振興政策の重要な課題として位置付け、産学官一体となった取組みを推進すべきであり、その一環として、民間における具体的な検討を支援すべきである。

ライブ・エンターテインメント集積の推進

本年1月より観光立国推進基本法が施行されたが、今後、国際競争力ある魅力ある観光地づくりを推進する上で、ライブ・エンターテインメントを産業として振興していくことが重要である。ライブ・エンターテインメント産業を活性化し、日本を世界に誇れる観光拠点とすべく、政府は地方自治体や民間企業との連携の下、既存施設を含めた一定規模以上のライブ・エンターテインメント施設に係る税制優遇措置や野外会場・道路使用許可等の規制緩和等を推進し、ライブ・エンターテインメントに係る施設や事業者等の集積を図るべきである。その一環として、政府は、民間における具体的な構想の検討を奨励・支援すべきである。

地域映像制作環境の整備

ロケーション撮影には規制が多く、撮影許可の申請も煩雑で、企画・撮影の障害になっている。政府、地方公共団体は、撮影許可のあり方を見直し、各地のフィルム・コミッションに撮影許可申請の窓口を一元化する等の措置を講じるべきである。また、フィルム・コミッションの機能充実を促すため、運営補助策を検討すべきである。

- 5.コンテンツの新たな市場の創出と流通の促進
- (1) 国際展開の推進

国際コンテンツ・カーニバルの推進

政府の経済成長戦略大綱等を受け、本年秋に国際コンテンツ・カーニバル(仮称)が開催される。同カーニバルは、映画、放送番組、ゲーム、アニメ、音楽、キャクター等のジャンルを横断する画期的なイベント・見本市であり、ジャパン・ブランドの発信等を通じて、日本文化の発展のみならず、コンテンツ・ビジネスの拡大、わが国コンテンツの国際展開の促進、ソフト・パワーの強化等に資するものである。

政府は、関係省庁の緊密な連携の下、国を挙げて国際コンテンツ・カーニバルを推進すべきである。その際、東京国際映画祭、TIFFCOM、東京国際アニメフェア、東京ゲームショウ、東京アジアミュージックマーケット等の既存のイベント・見本市との連携・融合についても考慮すべきである。

マーケット機能の強化

国際見本市は、コンテンツの海外展開の促進についての基本インフラの一つである。今秋開催される国際コンテンツ・カーニバルは、日本最大級のジャンル横断的なイベントとなるものであり、わが国コンテンツの国際展開を推進する格好の機会となる。政府は、諸外国における各種見本市も参考にしつつ、TIFFCOMや東京ゲームショウ等のマーケット機能の強化を支援すべきである。

日本コンテンツの海外展開への支援

コンテンツの輸出を目的とした海外のマーケットへの出展や字幕の作成は、とりわけ中小企業にとっては負担が大きく、ジャパン・コンテンツの国際展開の阻害要因の一つとなっている。また、国際共同制作を含め国際展開に係る知識・ノウハウは必ずしも体系化されておらず、新規に海外展開を検討している事業者が必要な知識・ノウハウを得ることは非常に困難になっている。

政府は、コンテンツの輸出を目的としたマーケット出展や字幕制作を支援するとともに、国際共同制作を含む国際展開に係る知識・ノウハウの体系化・共有についての民間の取組みを奨励・支援すべきである。また、上海万博等におけるわが国コンテンツの紹介等も、わが国コンテンツの海外展開を促進する有効な方策と考えられ、その可能性について検討を進めるべきである。

国際共同制作協定の締結

制作段階から海外の事業者と協同することは、コンテンツのスケールを上げるとともに、現地でヒットするコンテンツを作るうえで有効であり、国際共同制作協定はそのための重要な制度的基盤となる。例えばフランスは、約 40 カ国と協定を結んでおり、相手国の事業者に税制措置を含め様々な優遇措置を講じているが、こうした協定が締結される背景には、締結国双方において、相手国に対し何らかの優遇措置を講ずることで、国際共同制作を行うインセンティブを付与していることがある。わが国においては、こうした国際共同制作に係る優遇措置がなく、ビジネス上、国際共同制作を行いにくい状況が生じている。

政府は、国際共同制作に関する協定・覚書が諸外国との間で締結されるよう奨励・ 支援するとともに、税制措置を含め、国際共同制作のインセンティブ付与につき早急 に検討し、必要な措置を講じるべきである。

JETRO、在外公館等におけるコンテンツの情報収集・提供および発信機能の強

化

コンテンツの国際展開を図るにあたり必要となる、諸外国における市場動向、法制度、商慣習等の情報は、一企業だけで収集するには限界があり、また、業界において共有されるべき性質のものである。そのため、JETRO、在外公館等は、その情報収集機能を強化し、コンテンツの国際展開に資する各種情報の提供に努めるとともに、わが国コンテンツの情報発信を積極的に支援すべきである。

(2) マルチユースの促進

コンテンツ・ポータルサイトの充実

「知的財産推進計画 2005」「知的財産推進計画 2006」に基づき、政府の支援を得つつ民間が中心となり、コンテンツの内容や権利者に係る情報等に関する情報検索サイトであるコンテンツ・ポータルサイトを本年4月から運用開始すべく構築作業を進めている。

同サイトは、国内外におけるジャパン・コンテンツの2次・3次利用を促進するための基本的な情報インフラとなるだけでなく、個人のクリエイターや中小企業の作品の流通の円滑化のみならず、ジャパン・ブランドの海外発信にも資するものである。政府は、同サイトの機能強化や英語化等について、官民一体となり、その取組みを支援すべきである。

権利者情報の整備

権利者情報の整備は、マルチユースに係る権利処理の円滑化のために不可欠な情報インフラである。現在、権利者団体や企業レベルで整備が進みつつあるが、資金的・人的なコストの大きさから、とりわけ中小規模の団体・企業において十分な対応が取れないことが多い。政府は、こうした権利者情報の整備に向けた取組みを促進すべく、必要な支援を行なうべきである。

契約ルールづくりの推進

優れたコンテンツの創造、コンテンツのマルチユース、国際展開等を推進するためには、コンテンツに係る権利関係をより明確にし、権利処理をより円滑にすべく、関係者間で事前に書面で契約が締結されることが望ましい。しかし全ての関係者の間で詳細な書面契約を結ぶのは困難であるだけでなく、合理的とは言えないため、公平な契約関係を示す業界標準となる契約ルールを策定することが有用である。

民間の映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会において、放送番組における出演契約ガイドラインがとりまとめられたところであり、政府は、こうした民間における契約ルールづくりおよび契約ルールの普及を奨励・支援すべきである。

デジタル・コンテンツの流通環境の整備

ユビキタス化やコンテンツのデジタル化の推進は、より効率的・効果的なビジネスモデルを可能にする一方で、コンテンツの流通・配信段階でのセキュリティ上の課題や著作権管理、課金のシステム等に関する課題、規格の標準化や著作権法に係る課題等を発生させる。

こうした課題を解決し日本発のビジネスモデルを構築するためには、高度なセキュリティシステムの開発、DRMや新たな課金システムの整備、自主ルールの策定、場

合によっては法的な整備等も考えられるところであり、政府はこうしたソフト・ハードを含む幅広い関係者の連携の一層の強化を奨励するとともに、課題解決に向け必要な支援をすべきである。

流通促進・文化保全のためのアーカイブの整備

映画、放送番組、アニメ、ゲーム、音楽、音声、映画スチール写真、マンガ・書籍等のコンテンツについては、文化的・経済的資産として価値のあるものが多いにもかかわらず、十分な保全が行われておらず、散逸するに任せている状態にあることも多い。

政府は、歴史的音盤アーカイブ推進協議会をはじめ、文化的・経済的資産として価値のあるコンテンツのデジタルアーカイブ化に向けた取組みを積極的に支援するとともに、とりわけ、保存すべきコンテンツの修復・リマスターについては、国の直接的支援のもとに早急にデジタルアーカイブ化を推進すべきである。

有料放送市場の拡大

世界的に見ると、有料放送事業の成長がコンテンツ産業の拡大に重要な役割を果たしている。日本においても、有料放送事業が成長することで放送市場全体を底上げし、その収益がコンテンツ制作に還元されることでコンテンツ産業が拡大していくことが期待できる。

有料放送市場の拡大を目指し、民間は有料放送における一層のサービス充実を 図り、政府は課題解決に向け必要な支援をすべきである。

ゲームのレーティング制度の啓蒙普及およびゲームが青少年の心身発達に与 える影響の調査

ゲームについては、青少年の心身発達に与える影響について様々な研究・議論が行われているが、いまだ実証には至っていない。そうした中、CERO(コンピュータエンターテインメントレーティング機構)により、ゲームソフトの表現内容により対象年齢等を表示する年齢別レーティング制度が実施されているところであり、政府はこうした民間の取組みを支援するとともに、ユーザーへの周知および、青少年の心身発達に与える影響についての調査を進めるべきである。

ユニバーサルデザイン化への対応

ユニバーサルデザインによる映像の提供は、視覚・聴覚障害者や高齢者等の映像 鑑賞人口を拡大し、映像をきっかけとした相互理解の促進にもつながるものであり、 映像提供のユニバーサルデザイン化を政府は支援すべきである。

(3) 新市場の開拓

観光との連携

ライブ・エンターテインメントをはじめとするコンテンツは、わが国の魅力を高め、国外からの観光客を誘致する観光集客資源として極めて有用である。同時に、外国人がわが国の豊かな文化や景観に触れ、また、わが国コンテンツに親しむことは、わが国コンテンツの国際展開にも資するものである。

政府は、国際コンテンツ・カーニバルの活用も含め、わが国コンテンツの海外発信 を強化するとともに、例えば、エンタメ観覧を目的としたツアーの企画や、2005年 度、2006 年度に刊行されたライブ・エンターテインメントのシアターカレンダーの定期 |刊行化等を支援すべきである。 また、 ライブ・エンターテインメント産業の活性化のみ| ならず観光立国推進、地域振興等の観点から、カジノに係る法整備について、国民 的な理解の状況もふまえながら、引続き検討すべきである。

教育との連携

映像、演劇、音楽等の豊かなコンテンツに接することやコンテンツの創造の過程に |携わることは、青少年の健全な成長にとっても有益である。 同時に、 創造性豊かなク リエイターの育成にも資するものである。政府は、コンテンツが教育に与える効果等 の調査や、小学校・中学校・高校等における映像、演劇、音楽の鑑賞や映像制作体 験、体験ミュージカルといった体験型のプログラムの設置、民間におけるゲーム等の コンテンツを活用した新たなエデュテインメント事業を奨励・支援すべきである。

健康・福祉との連携

例えばゲームはインタラクティブ性と熱中性を有しており、いわゆる体感型ゲーム をリハビリや健康維持に応用することができる可能性を有している。また、近年では |音楽とスポーツを上手〈連携させることで、新たなビジネスチャンスをつ〈りあげた事 例もある。

政府は、コンテンツを健康・福祉に応用するための研究や技術開発、コンテンツが |健康・福祉に与える効果の調査を奨励・支援するとともに、 いわゆるゲーム・リハビリ テインメントの事業化を促進するための制度環境の整備を進めるべきである。

以上

25 (社)コンピュはじめに

ェア協会

ータソフトウ|平成15年7月に策定された「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(以 下、推進計画)」について、政府は毎年議論・検討を重ね、その成果の一部は具体的 な施策や立法という形であらわれており、当協会はその取り組みを高く評価していま す。

> |今回、内閣官房知的財産戦略推進事務局から「知的財産推進計画 2007」の策定に |向けた意見募集が行われていることから、当協会では、推進計画の進捗状況を踏ま えて、必要な施策の拡充と推進計画のさらなる推進を目途に、当協会会員企業への |意見聴取等を通じて意見集約を行い、以下の通り意見を作成いたしましたので、ご 提出申し上げます。

> |推進計画の見直しにあたりましては、本意見を十分お汲み取りいただき、知的財産 立国の実現に向けて、邁進されることを期待しています。

- . 知的財産の保護の強化
- 1. 損害賠償制度の強化
- (1)意見

法定賠償制度の早期導入や、損害賠償の額を目に見える一部の侵害額の2倍の侵 |害があったと推定する規定(侵害の数量に関する推定規定)の早期導入をして頂き

たい。

(2)理由

「知的財産推進計画 2005」では、損害賠償制度の強化に関し、第2章1.3.(9)において「訴訟において被害企業が損害に見合う十分な賠償を受けられず侵害企業の侵害し得であるという指摘、知的財産侵害訴訟は、その立証に必要な証拠が侵害者の側に偏在しているため、特に、証拠調査能力に乏しい中小企業には立証が極めて困難であるという指摘」等に鑑み、「最近改正された証拠開示制度等の周知徹底を図るとともに・・・損害額の算定制度等知的財産に関する損害賠償制度による権利者の適正な救済の実現、知財訴訟における立証責任等の面における訴訟当事者の負担軽減等の諸課題について、実態の把握や民事訴訟における知財訴訟の位置付け、訴訟実務等を考慮しつつ、2005 年度も引き続き検討を行い、必要に応じ法制度等を整備する。」とされており、また、第4章1.4.(3) 4) ii)において「法定賠償制度の創設等を含めて、著作権侵害に係る損害賠償請求や不当利得返還請求等の役割・機能等に関して総合的に検討を行い、2007 年度までに結論を得る。」とされていました。

しかしながら、「知的財産推進計画 2006」では、上記のような損害賠償制度における 証拠の偏在の問題や、法定賠償制度の創設等を含めた著作権侵害に係る損害賠 償請求や不当利得返還請求等の役割・機能等に対する対処に関する記載が全〈見 当たりません。

この点に関し、当協会は、従前より、デジタル著作物の侵害が容易であるにもかかわらず、権利者が侵害行為を立証することが困難であり、適法行為へのインセンティブに欠けると提言してきました。また、現実に訴訟を起こす場合、そのための調査費用や弁護士費用にかなりの費用がかかるにもかかわらず、裁判で損害として認められる金額は現実と乖離した小額に抑えられてしまうのが現状(例えば、裁判で認められる弁護士費用については、権利侵害による損害額の 10%が相場と思われます)であるため、現行のままでは、費用対効果の面においても、中小企業が訴訟を提起して権利実現を図ることは困難です。

近年の知的財産関連法令の罰則の強化、及び、著作権法においては、懲役刑と 罰金刑の併科が可能になったことは、適法行為へのインセンティブを強めるものと評価できます。また、現在、知的財産関連法令の更なる罰則の強化と共に、著作権法 以外の知的財産関連法令についても同様に懲役刑と罰金刑を併科する改正が検討 されているところです。

しかし、罰則の厳罰化のみでは適法行為へのインセンティブとして十分ではありません。例えば、処罰までのプロセスが困難で、処罰される行為が氷山の一角とすれば、いくら法律で厳罰が予定されているとしても、抑止力は限定的です。

当協会は、デジタル社会においては、著作権の侵害行為が容易かつ大量に行われ、その違法行為の痕跡を一瞬で消去できるため、損害の算定が困難であるという現状に鑑みて、 法定賠償制度の早期導入や 損害賠償の額を目に見える一部

の侵害額の2倍の侵害があったと推定する規定(侵害の数量に関する推定規定)の 導入を提言しているところであり、上記の「知的財産推進計画 2005」の内容もこうし た当協会の提言に沿ったものと理解しています。

しかし残念ながら、未だこれらの提案が立法化等によって現実化されるに至っていないのが現状と理解しています。

この点、近時、ファイル交換ソフトについて、情報流出事件によりその危険性が別の意味で注目されていますが、こうした偶発的な情報流出のみならず、ファイル交換ソフトを利用したデジタル著作物の意図的なファイルの交換による権利侵害は、ビジネスソフトのファイル交換も含め、ますます増加しているのが現状であり、他方、ファイル交換の匿名性から、権利者の側が実際のダウンロード数等を正確に把握し、立証することは依然として困難な状況にあることを鑑みると、デジタル著作権の権利侵害に対する損害賠償制度の見直しは急務であると考えます。

しかるに、現行の著作権法第 114 条の損害額の推定の規定においては、侵害された「侵害者の譲渡数量」に「単位数量あたりの利益の額」を乗じた金額等が損害額と推定されているものの、権利者にとって、どれだけの数量が侵害者によって譲渡されたかの立証の困難性は残っていることや、裁判で損害として認められる金額は現実と乖離した小額に抑えられてしまうのが現状(例えば、裁判で認められる弁護士費用については、権利侵害による損害額の 10%が相場と思われます)であるため、現行のままでは、費用対効果の面においても、中小企業が訴訟を提起して権利実現を図ることは困難であることからすれば、立証された損害額の 2 倍を推定するといった対応が望まれます。

また、一事件あたりは小額であるが侵害者が多数であることによって全体の被害が甚大となるという著作権侵害の特性に照らすと、「単位数量あたりの利益の額」を権利者が事件ごとに算定・立証しなければならないとするのは権利救済の手段としては現実的でなく、したがって、一律に著作物あたり 10 万円といった金額を法定損害金とし、権利者が実損を請求するか法定損害金を請求するか選択できるといった制度を導入することにより、権利者が一事件あたりにかける時間とコストの節約を図ることが望まれます。実際、文化審議会著作権分科会国際小委員会(第 2 回)議事録(資料2) でも指摘されているとおり、アメリカでは、著作権者が実損害の請求に代えて、著作物あたり 750 米ドル~30,000 米ドルの法定損害賠償金を請求することができる法定損害賠償制度が認められており、また、カナダでも同様に、著作権者が実損害の請求に代えて、著作物あたり 500 カナダドル~20,000 カナダドルの法定損害賠償金を請求することができる法定損害賠償制度が認められています。

また、著作権法第114条の5では、「損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。」として、「侵害者の譲渡数量」や「単位数量あたりの利益の額」の立証が困難である場合に、裁判官が相当な損害額を認定できる制度が定められていますが、裁判官が具体的な事例において、どのような場合にどのような額の損害を相当な損害額として認定す

るのかは予見しに〈いため、権利者にとっては、より明確な基準に基づ〈損害賠償制度が望ましいと思われます。

以上より、「知的財産推進計画 2007」においては、引き続き上記問題点について検討いただくと共に、具体的な制度内容の立法化に向けてより踏み込んだ記載を望みます。

- 2. デジタル時代に対応した法制度のあり方について
- (1)ファイル交換ソフト等を用いた違法コピーダウンロード行為と私的使用

(i)意見

アメリカのフェア・ユースの法理やドイツの法改正にならって、ファイル交換ソフト等を用いた不適正なコピーダウンロード行為を「私的使用目的の使用」から排除する規定を早期に導入して頂きたい。

(ii)理由

この点に関しては、「知的財産推進計画 2005」第4章 1.4.(3) 1) i) において、「私的使用目的の複製については、条約上の規定、私的使用目的の複製や技術的保護手段の進展等の実態を踏まえて、範囲の明確化などに関して検討を行い、2007 年度までに結論を得る。」との記載がありましたが、「知的財産推進計画 2006」においては、この点に関する記載が見当たりません。

前記のとおり、現在、ファイル交換ソフト等を用いた著作権侵害は権利者に対して甚大な被害を与えています。このような状況に対して、損害賠償制度の拡充の必要性は前述のとおりですが、そもそも、ファイル交換ソフト等を用いて違法な著作物をダウンロードする者は、たとえ著作権侵害行為によってアップロードされたことを認識していても、私的使用目的の複製であれば著作権侵害を構成しないと一般に考えられているため、ダウンロードのみを行っているユーザーの取り締まりは控えられているのが現状と考えられます。

しかしながら、ファイル交換ソフト等の種類によっては、ダウンロードしたものがそのまま公開される仕組みなので、そのような場合には、ファイル共有する目的で複製しているとはいえ、私的使用目的での複製ではないといえます。また、ファイル交換ソフト等の仕様や設定によって、ダウンロードする側の規範・責任が決定されるのが妥当かは疑問であり、そのような仕組みでなくともファイル交換においてはダウンロードという需要があるからアップロードにより供給されるわけであり、違法な著作物の供給を望みそれを取得した者について、一律私的使用目的という枠内で保護に値するかは十分検討すべき課題です。実際、アメリカでは、ユーザーの私的使用について、全ての私的使用が認められるものではなく、「フェア・ユース」、すなわち、「適正な」使用に限定されています。日本でも、「私的使用」に上記のような「適正」性を要求する旨法律を改正することにより、違法な複製が明らかなファイル交換ソフト等の利用によるダウンロード行為等、「適正」な使用とはいえない私的使用行為が生じた場合に柔軟に対処することが可能になると考えます。

また、既に紹介した文化審議会著作権分科会国際小委員会(第 2 回)議事録(資料 2)にもあるとおり、アメリカでは、損害額の多寡に応じて、ダウンロード行為についても、「複製権」侵害とすることができるとされており、また、ドイツでは、2003 年に「ダウンロードを行う場合、違法サイトであることにつき、利用者が悪意である場合には、私的複製行為は違法行為として扱われる。」とする著作権法改正が行われています。

以上より、わが国における「知的財産推進計画 2007」においても、ファイル交換ソフト等を利用したダウンロード行為に対する私的使用の例外の範囲の見直し等について、より踏み込んだ記載が盛り込まれるべきであると考えます。

(2)間接侵害

(i)意見

ファイル交換ソフト等の新たな技術を利用した著作権侵害に関し、責任主体や規制 対象行為等の適用要件をきちんと整理した上で、立法化を含め、間接侵害の規定に 関する議論を進めて頂きたい。その場合には、正当な技術開発とその利用を阻害し ないように配慮して頂きたい。

(ii)理由

この点に関しては、「知的財産推進計画 2005」第4章 1.4.(3) 4) i) において、「著作権法には、特許法等と異なり間接侵害規定が設けられていないが、他の知的財産法との整合性の観点も踏まえて、間接侵害規定を創設することに関して検討を行い、2005 年中に結論を得る。」との記載がなされていましたが、「知的財産推進計画2006」においては、第4章 1.3.(3))において、「技術的保護手段との関係等を踏まえた『私的複製の範囲の明確化』・・・について検討を進め、2006 年度中に結論を得る」という抽象的な記載があるのみで、その他この点に関する踏み込んだ検討はなされていないように見受けられます。

この点に関して当協会は、昨今のファイル交換ソフト等を利用した不適正なダウンロード行為への対処の必要性は重要と考える一方、科学技術の進歩の観点と著作権者の権利保護とのバランスを図る必要があり、むやみに著作権保護に傾くことは技術進歩の観点から危険であると考えます。

例えば、日本においては、カラオケ店の経営者等を直接的な著作物の利用主体と見なし、また業務用カラオケ機器のリース業者に条理上の注意義務を課すという判例法理が定着しておりますが、それは、日本の著作権法第30条以下により、私的使用のための複製等が広範に著作権の制限の対象と規定されているため、個人的に著作物を利用している者を利用主体と解すると、不合理な結果となってしまう場合があるからです。そのため、実質的な価値判断に基づいて誰が利用主体であるかが決定されてしまう傾向があり、利用主体性の判断基準が不明確となって混乱が生じているように思われます。

|また、前記のとおり、ファイル交換の場面において、ファイル交換ソフト等を利用して

ダウンロードするユーザーの取り締まりの必要性の観点から、私的使用目的による著作権侵害の例外の範囲の見直しが検討されていることからも、このような新たな技術を利用した著作権侵害に関する責任主体や規制対象行為等の適用要件をきちんと整理した上で、立法化を含め、間接侵害の規定に関する議論を進めることが肝心だと思われます。

以上より、仮に、著作権法に関して間接侵害の規定を立法化する場合であっても、正当な技術開発とその利用を阻害しないように配慮することが重要であり、社会的に有用な技術やツールを悪用して他者の権利を侵害した者が本来負うべき責任を、当該技術やツールを提供した者に転嫁すべきではないのであって、特許法第 101 条の間接侵害規定の趣旨に鑑み、著作権が侵害されることを認識して、継続的に、かつ意図的に行われたという主観的要件と、著作権侵害のみに供することのできるツール等を提供するという客観的要件により、他者に著作権侵害行為を行わせた場合に限って間接侵害の責任を負わせるようにすべきものと考えます。従って、単に悪用の可能性があることを予見できたことのみを理由として、開発者に責任を負わせるべきではなく、著作権侵害の意図を有することを主観的な要件として規定すべきと考えます。

(3)技術的保護手段の回避行為等に対する対応

(i)意見

技術的保護手段の回避行為等に対し、著作権法第2条1項20号や不正競争防止法第2条7項の定義規定の見直しを視野に入れた、早期かつ積極的な対応をして頂きたい。

「知的財産推進計画」で検討されている「コンテンツ」には、ビジネスソフトを含む 全てのプログラムが対象になることを明記していただきたい。

(ii)理由

この点に関しては、「知的財産推進計画 2006」第4章 1.3.(3) において、「技術的保護手段の有用性を担保するため、不正競争防止法上の技術的制限手段回避機器の譲渡に関する差止措置等の活用について周知徹底を図るとともに、接続管理(アクセスコントロール)回避行為への刑事罰の導入等について、将来の管理技術開発への影響等を踏まえつつ、法的措置の必要性の有無について、2006 年度も引き続き検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる」と記載されています。

不正競争防止法は、不正競争の一部として、アクセス・コントロール及びコピー・コントロールを回避する「装置・プログラム」の譲渡等の規制を定め(不正競争防止法第2条1項10号、11号)、著作権法は技術的保護手段の回避(技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変)し、当該技術的保護手段によって防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によって抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることを私的使用の例外として定め(著作権法第30条1項2号)、技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする「装置又はプログラム」の頒布

を処罰しています(著作権法第 120 条の 2)。

しかし、ネットワーク上で多数、頻繁にこれらを回避する重要な情報(シリアルナンバーやソフトウェアの使用に必要なキーに関する情報)が提供されたり、アクセスコントロールの回避行為は、これらの規定によってカバーされておらず、刑事罰その他の抑止力が十分に働いていないことを鑑み、「知的財産推進計画 2006」の上記記載を設けたものと理解しています。

また、次々と新しく著作権侵害行為を抑止する技術が考案されているため、技術的保護手段の定義を定めた著作権法第2条1項20号の「機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式」、技術的制限手段の定義を定めた不正競争防止法第2条7項の「視聴等機器(影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録のために用いられる機器をいう。以下同じ。)が特定の反応をする信号を影像、音若しくはプログラムとともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の変換を必要とするよう影像、音若しくはプログラムを変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式」に、必ずしも当てはまらない「技術的保護手段」も存在します。従って、技術的保護手段の定義規定の見直しを視野に入れた、積極的な対応を望みます。

なお、「知的財産推進計画 2006」の第 4 章には、「コンテンツをいかした文化創造国家づくり」との表題のもと、様々なコンテンツ促進に関する計画案が記載されていますが、触れられている計画案の内容から、放送向けコンテンツやゲーム等の娯楽向けソフトウェアを対象にしているようにも見受けられます。また、コンテンツ促進法において定められたコンテンツは、「映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。)であって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するもの」(第2条1項)をいい、「教養又は娯楽の範囲に属するもの」(第2条1項)をいい、「教養又は娯楽の範囲に属するもの」に限定されており、ビジネスに使用されるソフトウェアについても適用されるのかが不明確であるので、「知的財産推進計画 2006」第4章の対象についてもビジネスソフトは除外されているのではないかとの誤解が生じかねません。従って、「知的財産推進計画」で検討されている「コンテンツ」には、ビジネスソフトを含む全てのプログラムが対象になることを明記していただきたいと考えます。

3.証拠保全制度の拡充

(i)意見

「米国のいわゆる「ディスカバリー」等、諸外国の証拠収集手続も参考にした新たな 証拠収集機能の強化を早急に実現して頂きたい。

(ii)理由

|知的財産訴訟における原告の証拠収集制度の拡充の必要性については、「知的財

産推進計画 2005」においては若干触れられていたものの、「知的財産推進計画 2006」においては全く触れられていないように見受けられます。

証拠収集のための制度は、これまでも文書提出命令や当事者照会制度の導入や、「裁判所法等の一部を改正する法律」の制定等、拡充の方向にきています。しかしながら、当事者紹介制度については制裁の制度がなく、また文書提出命令についても、建前上は未提出の文書について不利な判断が可能ということとなっていますが、「そもそもそのような文書はないから提出できない」という主張に対しては対抗手段がありません。

そのため、訴訟提起以前の強制的な証拠収集手続の存在が望まれます。民事訴訟 法においては、第 234 条以下において証拠保全手続を定めてはいますが、相手方 が任意で証拠の提出に協力しない限り、証拠の保全はなし得ません。

ディスカバリー制度を採用していることで有名な米国の訴訟制度においては、それに 違反して文書を隠したり破棄するといった行為が発覚した場合には裁判所が厳格に 対処するためか、当事者間における文書提出に対する規範意識が比較的高いよう に思われ、実際、ディスカバリーの段階で不利な証拠を提出しなければならなったために早期に和解するというケースは比較的多〈あります。

日本を知財立国とするためには、知的財産権の権利救済に係る公正・公平な裁判が必須であり、そのためには、証拠の保全の強化・多様化を実現し、その偏在化を 是正することが急務であると思われ、「米国のいわゆる「ディスカバリー」等、諸外国 の証拠収集手続も参考にした新たな証拠収集機能の強化」を早急に実現化すべき と考えます。

- Ⅲ. 模倣品・海賊版対策の強化
- 1. 著作権法における「親告罪」の見直し
- (i)意見

昨今の海賊版等の氾濫に対処すべく、現行の著作権法第 123 条の「親告罪」の範囲の見直しを行って頂きたい。

(ii)理由

知的財産戦略本部知的創造サイクル専門調査会作成の2007年2月26日付「知的創造サイクルの推進方策」の20頁にも指摘されているとおり、現在の著作権法においては、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する罪については、告訴がなければ公訴を提起することができない旨、規定されています(著作権法、第123条1項、119条1号)。

しかしながら、業者が故意かつ組織的に海賊版を複製・販売するような悪質な著作権侵害が横行する昨今において、上記のような親告罪の規定が一律に著作権侵害に適用されるのはもはや国民の法感情にそぐわないのみならず、わが国の知財立国としての存立にも影響を与えかねないと考えます。

従って、昨今の海賊版等の氾濫に対処すべく、現行の著作権法第 123 条の「親告罪」の範囲の見直しを要望いたします。

- |||| ソフトウェアベンダーの中小企業・ベンチャー企業の支援
- 1. 先行技術文献の検索の充実

(i)意見

現在の IPDL は、1 回の検索で設定できる検索項目は近時3つから5つに増えたようであるが、検索式の自由度や、検索結果は 500 件以下でないと一覧表示できないことなど、効果的なキーワードサーチを行うにはまだまだ不十分であるため、以下のような検索機能の強化をして頂きたい。

- (a) 検索項目を増やす
- (b) and、or、優先関係を表す括弧などで検索式を入力できるようにする。
- (c) 検索対象のデータベースを、たとえば年代毎にも用意する。

CSDB で公開されている情報を 1 次文献や抄録等、文献の内容に関わる重要な部分にまで拡大して頂きたい。

(ii)理由

特許庁は、ソフトウェア技術の著しい進展に対応するために、コンピュータソフトウェア関連発明の審査の運用指針を平成9年及び平成12年に改訂しましたが、この結果、ソフトウェア関連の分野において、特許公報の蓄積がない一方で、従来特許と無関係と考えられていた公知文献が、特許出願の際に利用される先行技術文献に該当するケースが多くなりました。そのため、現在、特許庁のホームページの特許電子図書館(IPDL)において、『CSDB(コンピュータソフトウェアデータベース)検索』というサービスがインターネットを通じて提供されており、マニュアル、国内外の技術雑誌、学会論文、企業技報等のタイトル・キーワード等が一定の範囲で公開されており、『業界で周知である技術が先行技術文献が見つからないために特許化されてしまう』という事態を防ぐのに、一定の効果をあげております。

また、「知的財産推進計画 2006」第 2 章 I.3.(1)において、「産業財産権情報をインターネットを通じて無料で提供する特許電子図書館(IPDL)に関し、2006 年中に、迅速なアクセスを確保するための性能向上改善を行うとともに、検索項目の追加によるテキスト検索の際の入力機能の向上や、分割出願に関する情報を提供する機能の拡充、審査経過情報へのアクセスの容易化など、機能の充実と使いやすさの向上を図る。また、2006年度から、全文テキスト検索機能の追加、国内公報と外国公報とを同時に検索する機能の追加、特許庁内で利用されている FI や F タームなどの検索キーとテキスト検索との組合せによる高度な検索機能の追加についても必要な措置を講ずる。」とされており、検索機能の向上に対する前向きな姿勢が見受けられま

す。

このような無料で提供される検索サービスの機能が強化されることは、中小・ベンチャー企業にとって非常に重要であり、たとえば、先行技術を安価かつ効率的に検索できることによって、重複投資・重複開発を回避でき、検索した発明を利用して新たな発想を得ることも期待できるうえ、さらに、自社の商品・サービスに類似する他社の特許が検索しやすくなれば、侵害防止にも役立つものと考えます。

しかしながら、現在の IPDL は、設定できる検索項目は近時3つから5つに増えたようであるが、検索式の自由度や、検索結果は500 件以下でないと一覧表示できないことなど、効果的なキーワードサーチを行うにはまだまだ不十分であるため、以下のような検索機能の強化が望まれます。

検索項目を増やす

and、or、優先関係を表す括弧などで検索式を入力できるようにする。

(すなわち、USPTO で提供される Patent Full-Text and Image Database の Advanced

Search における「Query」のイメージに近い検索機能の実現。) 検索対象のデータベースを、たとえば年代毎にも用意する。

(注:IPDL の検索結果は 500 件以下でないと一覧表示できないため、年代毎にデータベースを指定することで利便性が向上します。上記 Patent Full-Text and Image Database の Advanced Search における「Select Years」では2種類のデータベースを選択できますが、たとえば、10 年ごとのデータベースを構築して頂けると、検索の利便性は向上すると考えられます。)

また、CSDB は、著作権処理の関係上、公開されている範囲は限られており、1次文献や抄録等、文献の内容に関わる重要な部分は公開されていないものが多いのが実際です。そのため、ソフトウェア関連の発明については、現状においても、十分な先行技術文献の調査が可能とは言い難く、周知技術の特許化や、無用な裁判が発生するケースが少なくありません。その結果、ソフトウェア関連分野における特許権の法的安定性に問題が生じます。従って、できる限り、公開される情報の内容を充実させて頂きたいと考えています。

2.特許料の猶予や審査請求料の半額軽減等の支援の拡充

(i)意見

現行の特許料の猶予や審査請求料の半額軽減措置につき、例えば、中小企業の条件を、「特許出願に関する先行技術調査の支援事業」で定めたような条件(一例として、製造業であれば、従業員300人以下、あるいは資本金3億以下で大企業の支配関係がない)にするといった対応をして頂きたい。

(ii)理由

|現在、 「資力に乏しい法人」については、法人税が課されていないこと等を条件に特

許料の猶予や審査請求料の半額軽減が行われており、また、平成 18 年 8 月からは、設立 10 年以内という要件が撤廃されましたが、これらの施策によっては、真に技術力のある中小企業を支援するには不十分であると考えられます。

特に、法人税が課されていないという条件は、相当困窮している企業のみを対象と するものであり、政策としてより実効性のあるより緩やかな条件にして頂きたいと考 えます。

具体的には、例えば、中小企業の条件を、「特許出願に関する先行技術調査の支援事業」で定めたような条件(一例として、製造業であれば、従業員 300 人以下、あるいは資本金3億以下で大企業の支配関係がない)にするといった対応が望まれます。

ちなみに、米国で実施されたスモールエンティティー(小規模団体)制度という中小企業支援制度は、小規模団体=従業員500人未満、非営利団体(大学等)、個人を対象として、特許の出願・登録・維持等にかかる手数料の50%を減免する制度ですが、その申請手続は、自ら小規模団体との主張をすれば足りるという極めて簡便なものであるため(但し、虚偽申請の場合は、特許無効又は権利行使不能となる場合があります)、2003年度の米国における特許出願件数の約3分の1にあたる約110,000件が上記制度によって創出されるという実績があがっています。また、韓国においても、出願手数料や審査手数料の個人や小規模企業の場合は7割、中小だと5割が減免されるという積極的な減免制度が採用されています。わが国が知財立国としてこれらの国と競争していくために、これらの国と互角か、それを上回る中小企業支援策が採用されることを望みます。

Ⅳ. 営業秘密保護

1.海外アウトソーシングと営業秘密保護

(i)意見

不正競争防止法の改正に先立ち、経済産業省は「営業秘密管理指針」「技術流出防止指針」等のガイドラインを発表していますが、海外の政府機関との意見調整により、世界的に「営業秘密管理指針」に相当するものを策定し、営業秘密の要件、特に営業秘密の管理に関して共通の認識を築いて頂きたい。

営業秘密の使用・開示行為の処罰を効果的に働かせるため、海外の政府機関による捜査協力や営業秘密を侵害した者の引き渡し等の協力関係を築いて頂きたい。

(ii)理由

2005 年の不正競争防止法の改正によって、営業秘密を日本国外に持ち出して使用・開示する行為及び退職者が営業秘密を使用・開示する行為に刑事罰を新たに適用することが明確にされました。生産コストの削減のため、ソフトウェア開発の場に限らず、日本企業の海外アウトソーシングが多く行われている現状では、この改正

は大きな意味をもっています。もっとも、改正の趣旨をより徹底するため、「知的財産 |推進計画 2007」においては、以下の事項を検討いただきたいと考えます。

不正競争防止法の改正に先立ち、経済産業省は「営業秘密管理指針」「技術流出 防止指針」等のガイドラインを発表していますが、海外の政府機関との意見調整によ り、世界的に「営業秘密管理指針」に相当するものを策定し、営業秘密の要件、特に 営業秘密の管理に関して共通の認識を築く必要があると考えます。

営業秘密の使用・開示行為の処罰を効果的に働かせるため、海外の政府機関に よる捜査協力や営業秘密を侵害した者の引き渡し等の協力関係を築くことが重要と 考えます。

以上

ル委員会

26 | 仏コルベー|2002 年に知的財産戦略本部が発足して以来、知的財産権に関する意識の向上が 図られ、法律・制度の矢継早の見直し、改正、整備等により目覚しい成果が顕著に 現れており、貴事務局の多大なる功績に対し、本委員会(会員企業については添付 |資料1をご参照)としても心より感謝の意を表すものであります。

> |本委員会においても、2002 年より数ある機会のなかで様々な要望・意見書を提出さ |せて頂きましたが、特に強く改善の要請を行なっていた5項目、

- |1. 知的財産権侵害物品の輸入者及び海外輸出者に関する情報の開示
- 2. 水際取締りにおいて、権利者の意思により直接に模倣品輸入者と争う民事措置 の実現
- 3. 郵送、持込を含む全ての個人使用目的による侵害品輸入禁止
- 4. インターネットによる模倣品売買に関する管轄を超えた取締り
- 5. インターネットによる模倣品販売者に関し、当局から権利者に対する情報開示 |につきましても、迅速なご対応により多くが改善されているものと感謝いたしておりま す。

|今回は、上記内容で未解決の問題への更なる意見と共に、新たに現在問題が深| |刻化しております以下の4項目について意見を述べさせて頂きたいと思います。

- 1. 模倣品購入の禁止
- 2. 模倣品売買斡旋の法による取締り
- 3. インターネットオークション上の出品者の正確な本人確認の徹底
- 4. 関係省庁における民間企業が実施する講習会の受入れ

1.模倣品購入の禁止

現在、個人使用を目的とする侵害品輸入については、専門委員会等で様々な論議 |がされており、現状況を打破すべ〈意見がだされていることは周知の事実であり、こ れについては、本委員会も様子を見守らせて頂いております。

今回は、それより一歩踏み込み、個人使用の目的であっても商標権侵害品と知った上での当該品購入は刑事処罰の対象とすべきであると考察致します。現行法上、商標権侵害品(以下「模倣品」という)を購入する行為は何ら制限されておりません。しかしながら、以下の理由から、個人が模倣品を購入することを容認することは妥当ではないものと判断致します。

ア. 通常、模倣品購入者は価格、購買時の状況等からそれが模倣品であると認識して購入するのであり、その意味では、盗品を盗品と知りつつ購入した者と共通し、かかる盗品購入は盗品譲受罪として刑事処罰の対象となっております(刑法256条2項。10年以下の懲役及び50万円以下の罰金)(ちなみに、同条第1項では盗品の無償譲受でさえ刑事処罰の対象となっております)。又、この盗品譲受は窃盗という犯罪を助長する側面があるが、模倣品購入も模倣品の製造・販売という商標権侵害罪を助長する点で共通するものであります。従って、模倣品を模倣品と知りつつ購入する行為は、個人使用の目的であったとしても、盗品譲受罪と同様の当罰性があると考えるものであります。

イ.模倣品の製造・販売は組織的犯罪として行われていることが多く、又、国際テロ組織等の犯罪組織の資金源となっているとの指摘も現在多くされております。従って、模倣品の購入を禁止することはこれらの資金源を断つ要素の1つとなり得るものであります。

ウ. 模倣品については、中国、韓国等の製造・輸出国でも、輸入国である我が国でも、その排除・摘発に国家の多数の人員と多額の国費を費消させられていることは否定できません。このような結果をもたらしている根本的原因の一つは、模倣品を模倣品と知っていてもそれを購入することが自由とされていることにあるものと思慮致します。

上記意見では「模倣品を模倣品と知りつつ」購入することを処罰要件としているため、その証明が困難であり、模倣品購入を抑止、処罰する実効性が低いのではないかとの指摘もあろうかと思います。しかし、盗品譲受罪においても盗品と認識していたことが処罰要件であるにも関わらず、これを廃止すべきであるとの議論は一切なされておりません。また、日本人が持つ法律を遵守する傾向の強い国民性を考慮すれば、模倣品を模倣品と知りつつ購入することが刑事処罰の対象とされれば、その抑止力は非常に高いと思われます。また、そのことにより、現在、有効かつ効果的対策が見出されていない、インターネットを通じた模倣品販売に対しても高い抑止力になり得るものと考えるものであります。

ご存知の通り、以前より引用しておりますフランス「ロンゲ法」では、模倣品購入は 禁止されております。

日本においても、「模倣品の購入」自体を制限する何らかの処分をお願いするものであります。

2. 模倣品売買斡旋の法による取締り

経済活動がグローバル化されている現在、模倣品の売買もインターネットの利用により世界各国で取引が行なわれております。

日本の警察の取締りが強化されていく中、模倣品業者もいかに取り締まりの対象とならないかを思索しながら、日本への模倣品流通手段を考案しているようであります。その中で現在問題となっているのが、模倣品売買の斡旋業であります。日本国内で商品を売買すれば警察の取締りの対象となるため、商品は製造国より消費者が購入決定後直接送付し、金銭のやりとりのみ日本にいる仲介人が取り仕切っております。税関で少量の模倣品が輸入されているケースの増加を見てもこの事実を十分にご理解頂けるものと思います。

これらの模倣品売買はネットオークションのみならず、堂々と模倣品販売のホームページを作成しているケースも多く見られます。今回、これらホームページ一部を参考として添付させていただきますが(添付資料2をご参照)、ご覧の通り法律での規制が一切ないことをいいことに、堂々と「仲介サービス」、「代行業」と謳って日本での模倣品斡旋を行なっております。

これら「斡旋」「仲介」が法律で取り締まられることがなければ、今後このような事例 は増加の一途をたどることは明らかであります。

そこで、本委員会としては、商標法に「仲介」「斡旋」を侵害行為として加えて頂ける ことを強く希望いたします。

これら「仲介」については、2007年2月7日付け議会で決定がなされたフランスの 模倣品対策法計画の中でも、制裁の可能性を認めることが含まれております。

法計画第 10 条では、知的財産権法 L.615-3 条の見直しとして下記の内容補足がされております。

「裁判所は、仲介業者が提供するサービスが、権利者に授与されている権利を侵害する目的で模倣品業者に利用された場合、仲介業者に対してこれらを停止すべく全ての処置を命令できる」

上記内容は今後の国会の検討事項ではありますが、仲介・斡旋の制裁は現在の 社会現象を考慮するに非常に進歩的な内容であり、今後の知的財産活動に大いに 役立つものであります。

日本においてはぜひ、刑罰の対象となる侵害行為、もしくは侵害みなし行為としてご 検討頂けますよう宜しくお願いいたします。

|3 .インターネットオークション上の出品者の正確な本人確認の徹底

インターネットオークションを利用した模倣品の売買は数年前との比較で減少したものの、依然として悪質な模倣品販売業者による複数のユーザーIDを利用した模倣品の出品が横行しております。

そのような悪質な模倣品販売業者をインターネットオークション上から排除すべく、

以下の2点につき対策を講じて頂くようお願いいたします。

ア.現在ブランド品を一時点で 20 点以上出品している出品者は特定商取引法上の販売業者として氏名・住所・連絡先を当該オークションページ上に表示することが義務付けられています。しかし、実際には表示されている販売業者の情報が架空の場合(例えば住所が存在しないものや、当該住所が実際には駐車場の住所である場合など)が多くあり、また、その同じ架空の販売業者の情報が他のユーザーID のオークションページ上にも表示されており、同一人と想定される模倣品販売業者が複数のユーザーID を取得して模倣品を出品・販売している状況です。

つきましては、インターネットオークション事業者に対して、特定商取引法上の販売 業者に該当する出品者の正確な本人確認および当該オークションのユーザーID 取 得者との一致について確認を徹底することを要望いたします。

また、同法の表示義務の遵守のため、虚偽の表示をしている出品者に対する厳格 な制裁をお願いいたします。

イ.一部の大手インターネットオークション事業者は出品者の本人確認方法としてクレジットカードまたは銀行口座の認証だけでなく、昨年末頃より出品者に対してパスポートや運転免許証等の提示を求めるなど、出品者の本人確認基準を金融機関と同程度に引き上げ厳格化することで正確な本人確認に努めようとされていることは本委員会も了承しております。

しかしながら、前述ア.の状況下で本年 2 月にプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会より公表のありました「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」の手続により出品者情報の開示があったとしても、その情報が正確でなければ権利者は実際に違法行為をした出品者に対して権利を執行できない恐れがあり、また、悪質な模倣品販売業者をいつまでたっても排除できない恐れがあります。

以上の理由から、特定商取引法上の販売業者およびユーザーID 取得者を含めた 出品者情報の正確性が保たれるような本人確認方法を講じ、徹底して頂くようお願いいたします。

4. 関係省庁における民間企業が実施する講習会の受入れ

本委員会の会員権利者の中には税関や警察等の取締機関において当該権利者の模倣品対策について講習や研修を実施していますが、今後はその対象を他の関係省庁に広げ、官民連携体制を一層強化していきたいと考えております。例えば我々権利者が司法修習生や検察官に対し講習会を実施することを受け入れて頂くようお願いいたします。これは模倣品対策が一権利者の自社の利益の保護のみならず、権利者が模倣品対策を通じて知的財産制度の秩序維持に資する社会的責務を果たし、ひいては知的財産立国の構築に貢献していきたいという姿勢をより多くの関係省庁に理解して頂くためにお願いするものです。

(添付資料1)コルベール委員会 会員企業リスト

	ブランド名	会社名
Ξ	Baccarat	Baccarat Pacific K.K.
1	バカラ	バカラバシフィック株 式会社
2	BERLUTI	LVJ GROUP K.K.
	ベルルッティ	LVJグループ株式会 社
3	BERNARDAUD	G.K.JAPAN AGENCY (O.L.TD.
	ベルナルド	ジーケージャパンエージェンシー株式会社
4	BOUCHERON	Gucci Group Japa Limited Boucheron Division
	ブシュロン	株式会社グッチ グリレープ ジャパン ブシュロン ディビジョ:
5	BREGUET	THE SWATCH GROUPJAPAN K.K.
	ブレゲ	スウォッチグループジャパン株式会社
6	BUSSIERE	
	ビュシエール	
7	CARTIER	Richemont Japan Lirnited
	カルティエ	リシュモン ジャパン 林式会社
_	CARON	
8	キャロン	
_	CELINE	LVJ GROUP K.K.
9	セリーヌ	LVJグループ株式会 社
_	CHAMPAGNE BOLLINGER	La Languedocienne KX.
10	シャンパン ボランジェ	ラ・ラングドシェンヌ材料金社
	CHANEL	CHANEL K.K.
11	シャネル	シャネル株式会社
	PARFUMS CHANEL	CHANEL K.K.
12	パルファン シャネル	シャネル株式会社
	CHATEAU CHEVAL BLANC	
13	シャトー・シュヴァル・ブラン	
14	CHATEAU LAFITE-ROTHSCHILD	
14	シャトー・ラフィット・ロッシルド	
	CHATEAU D'YQUEM	
15	シャトー・ディケム	
	CHRISTIAN DIOR	CHRISTIAN DIOR K.K.
16	クリスチャン ディオール	クリスチャン ディオール株式会社
17	PAFUMS CHRISTIAN DIOR	PAFUMS CHRISTIAN DOR (JAPON) KK.
	パルファン クリスチャン ディオール	パルファン・クリスチャン・ディオール・ジャポン株式会社
18	CHRISTIAN LIAIGRE	1177424
	クリスチャン・リエーグル	
	CHRISTOFLE	CHRISTOFLE JAPAN Ltd.
19	クリストフル	クリストフル ジャパン株式会社
20	D. PORTHAULT	TAIDO LIBING FABRICS INC.
zυ	D.ポルトー	泰道リビング株式会社
	DALLOYAU	DALLOYAU JAPON SA
21	ダロワイヨ	株式会社ダロワイヨジャポン
	DELISLE	
22	デリール	
_	EDITION DE PARFUMS FREDERIC MALLE	
23	エディシオン・ドゥ・バルファン フレデリック・マル	

	ブランド名	会社名
24	ERCUIS	
64	エルキュイ	
25	FAIENCERIES DE GIEN	GIEN JAPAN K.K.
23	ジアン	ジアンジャパン株式会社
26	FLAMMARION BEAUX LIVRES	
20	フラマリオン・ボー・リーヴル	
27	GIVENCHY	GIVENCHY JAPON
ZI	ジバンシィ	ジバンシィ ジャポン株式会社
28	PARFUMS GIVENCHY	PARFUMS GIVENCHY K.K.
28	パルファム ジバンシィ	パルファム ジバンシィ株式会社
29	GUERLAIN	GUERLAIN K.K.
20	ゲラン	ゲラン株式会社
30	HEDIARD	Century Trading Co.,Ltd.
υU	エディアール	株式会社センチュリートレーディングカンパニー
31	HERMES	HERMES JAPON Co.,Ltd
31	エルメス	エルメスジャポン株式会社
20	HOTEL PLAZA ATHENEE	DORCHESTER HOTELS GROUP %OFFICE FLORISSANT
33	ホテルブラザ アテネ	オフィス フロリッサン
	HOTEL RITZ	
34	ホテル リッツ	
	PARFUMS JEAN PATOU	
35	ジャン パトウ	ブルーベル・ボーテ株式会社香水事業本部
36	LANVIN	JEANNE LANVIN
36	ランパン	ランパン ジャパン株式会社
	JOHN LOBB	JOHN LOBB JAPAN Ltd.
37	ジョン・ロブ	株式会社ジョン・ロブ
	CHAMPAGNE KRUG	VEUVE CLICQUOT JAPN K.K.
38	シャンパン クリュッグ	ヴーヴ・クリコ ジャパン株式会社
39	LA CHEMISE LACOSTE	FABRICANT CO,LTD.
39	ラコステ	株式会社ファブリカ
	LALIQUE	G.K.JAPAN AGENCY CO.,LTD.
40	ラリック	ジーケージャパンエージェンシー株式会社
	LANCOME	NIHON L'OREAL K.K.
41	ランコム	日本ロレアル株式会社
	LE MEURICE	DORCHESTER HOTELS GROUP %OFFICE FLORISSANT
42	ル・ムーリス	オフィス フロリッサン
	LENOTRE	SEIYO FOOD SYSTEMS INC.
43	ルノートル	株式会社西洋フードシステムズ
	LEONARD	SANKYO SEIKO K.K.
44	レオナール	三共生興ファッションサービス株式会社
	LONGCHAMP	LONGCHAMP JAPAN K.K.
45	ロンシャン	ロンシャン・ジャパン株式会社
	LOUIS VUITTON MALLETIER	LVJ GROUP K.K.
46	ルイ・ヴィトン	LVJグループ株式会社
	LA MAISON DU CHOCOLAT	LA MAISON DU CHOCOLAT JAPON K.K.
47	ラ・メゾン・デュ・ショコラ	ラ・メゾン・デュ・ショコラ ジャポン株式会社
•••		The same of the same wife

	ブランド名	会社名
48	MARTELL	KIRIN BREWERY COMPANY, LIMITED
48	マーテル	麒麟麦酒株式会社
	MELLERIO DITS MELLER	FUKUI DIAMOND INC.
	メレリオ ディ メレー	株式会社福井ダイヤモンド貿易
49		
		WAKO CO.,LTD
		株式会社和光
50	OUSTAU DE BAUMANIERE	
50	ウストー・ドゥ・ボーマニエール	
51	PIERRE BALMAIN	
31	ピエール・バルマン	東京コーディネイティング・オフィス株式会社
52	PIERRRE FREY	TOMITA TEXTILE CO.,LTD.
32	ピエール フレィ	株式会社トミタ テキスタイル
53	POTEL ET CHABOT	
	ポテル エ シャボ	
54	PUIFORCAT	HERMES JAPON CO.,LTD
-	ピュイフォルカ	エルメスジャポン株式会社 商品部
55	PULLMAN ORIENT EXPRESS	
-	ブルマン オリエント エキスプレス	
56	REMY MARTIN	Masodum Japan K.K.
-	レミーマルタン	マキシアム・ジャパン株式会社
57	ROBERT HAVILAND&C PARLON	
	ロベール・アヴィランド&Cパルコン	
58	ROCHAS	BLUEBELL JAPAN LTD
	ロシャス	ブルーベル・ジャパン株式会社
59	CHAMPAGNE RUINART	CHAMPAGNE JAPAN,LTD
-	ルイナール	ルイナール ジャパン株式会社
60	CHRISTAIL SAINT-LOUIS	HERMES JAPON CO.,LTD
**	サン・ルイ	エルメスジャポン株式会社 商品部
61	S.T. DUPONT	S.T. DUPONT JAPON K.K.
	エス・テーデュポン	エス・テー・デュポン ジャポン株式会社
62	TAILLEVENT	ENOTEKA Co.,LTD TAILLEBENT
-	タイユヴァン	エノテカ株式会社
63	VAN CLEEF & ARPELS	Richemont Japan Limited
	ヴァン クリーフ・アンド・アーベル	リシュモン ジャパン株式会社
	CHAMPAGNE VEUVE CLICQUOT	Veuve Clicquot Japan K.K.
64	PONSARDIN	ヴーヴ・クリコ ジャパン株式会社
	ヴーヴ・クリコ ポンサルダン	
65	YVES DELORME	SANKYO SEIKO K.K.
	イヴ・ドローム	三共生興リビング株式会社
66	YVES SAINT LAURENT (PARFUM)	Gucci Group Japan Limited Yves Saint Laurent Division
-00	イヴ・サンローラン	株式会社グッチ グループ ジャパン イヴ・サンローラン ディビジョン
67	PARFUM YVES SAINT LAURENT	Yves Saint Laurent Parfum
0/	パルファン・イヴ・サンローラン	イヴ・サンローラン・パルファン株式会社

(添付資料2) (略)

27 有限責任中「国家戦略として『知的財産立国』を目指す」との号令以降、毎年決定されてきた「知間法人ユニ的財産推進計画」に基づき、知的財産保護強化の幾つもの施策が決定・実施され、オン・デ・ファ商標権侵害物品に相対する警察・税関等での現場の状況は顕著に改善されてきまブリカン東京した。

これらの改善を実施した政府並びに関係省庁に対して権利者として感謝の意を抱い ております。

しかしながら、他方、此処に到り、抜本的な改善策が見いだせない問題や上記の改善が誘因となり新たな取り組むべき問題が発生したことも認めざるを得ないものとも 了解いたしております。

以下に「知的財産推進計画2006」の見直しにあたり盛り込むべき政策と弊法人会員が思量いたしております事項を記載いたしますので、ご検討を頂ければと存じます。

|A)商標権侵害物品の個人使用目的輸入並びに所持

抜本的な改善策が見いだせない問題の一つは表題のことであると思量いたします。 関係省庁並びにそれらに委託された研究会・委員会は、「商標法は経済法であり、 経済行為を律する法で個人行為を律することはそぐわない」、「他の法令での対応を 考えるべき」との結論に到って、どの法令で具体的にどのようにということは見いださ ずにおられると理解いたしております。

関税局は、平成18年6月26日に関税法基本通達等の一部を改正され、「輸入貨物の数量が1個であるか複数であるかは「業として」に当たるのか否かを直ちに決定するものではない」とされた上で、「数量の多寡にかかわらず認定手続きを執る」と明確化されています。結果として、関税局の作成された資料によると、平成18年7月から8月までで認定手続きを執った件数は、4,380件で、この内、侵害疑義物品が1個の場合が446件で、9月1日現在で侵害認定を行ったのが246件、手続き中が134件、非該当認定6件、自発的処置が60件とのことであります。即ち、446件から手続き中の134件を引いた件数である312件の内6件が非該当ですから、1.9%しか通関出来なかったとの結果が出ております。この数値は、実質的に個人使用目的での輸入が出来ない状況にあるということを示しておりますので、権利者として感謝いたしております。

上記の対応は、実質的な効果は多大でありますが、「禁止」ではありませんので、弊法人会員の「商標権侵害物品の個人使用目的輸入並びに所持の禁止」をして頂き、以て、消費者を啓発するという要望については、遺憾ながら、効果が得られないものと考えております。

又、輸出入取引審議会企画調整部会では、外国為替及び外国貿易法(外為法)第52条による規制として許可制について討議をしておられるとのことでありますが、個数等や購入者等の条件は別にし、「許可」という言葉そのものが「知的財産推進計画2006」の決定するところの「模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持が社会悪であることを国民に明確化する」を不明確なものにするのではないかとの懸念を抱いております。

どうあっても外国為替及び外国貿易法(外為法)による規制と言うことでしたら、関税局が実施されていることに逆行することのないように、まず個数は0個、特別に許可するものとして取締機関や団体・権利者等が調査等の目的で輸入・購入するものとし、原則不許可としていただき、広報としては「禁止」という言葉を意識的に使用していただ〈等の配慮を頂ければと存じます。

|前述の関税法基本通達等の一部を改正の強化・裏付けの観点から申し上げれば、

商標法から「業」要件を外すことが出来ないのであるならば、「業」でないとの立証責任を商標権侵害物品の輸入者・所有者に課すると言うことも可能かと存じますのでご検討をお願いできればと存じます。

「禁止」に踏み込めない一つの要因として、内閣府が行われたアンケート(知的財産に関する特別世論調査、2006年7月実施)から多くの国民が模倣品・海賊版の購入を容認しているとのことがあげられますが、不正商品対策協議会が年2回行っているアンケートによれば、「あなたは、不正商品とわかっている商品を購入することについてどのように思いますか?」という問いに対して、「悪いことなので購入しない」と回答した方が、平成12年5月では65.8%に過ぎなかったものが、平成18年10月では83.2%となっており、逆に、多くの国民が模倣品・海賊版の購入を容認していないとの感を抱いております。

上述いたしました内容を考慮いただいた上で、商標権侵害物品の個人使用目的輸入並びに所持禁止並びに啓発について具体的結論を提示頂ければと存じます。

B) 啓発

平成18年暮れを中心に、関係省庁が商標権侵害物品を購入しないようにとの啓発活動を積極的に行って頂いたことを感謝いたしております。

|a)商標権侵害物品を買うつもりのない消費者に対する啓発

現行の啓発活動を継続し行って頂きたいと存じておりますが、更に、消費者に対して、「知らずに商標権侵害物品を購入しないよう、信用のおけるところで商品を購入するよう」に呼びかけて頂ければと存じます。

平成18年12月には、イギリスの著名ブランドの商標権侵害物品を成田の高級ホテル内にあるテナントが販売していたとして千葉県警察本部並びに成田署が摘発されています。又、平成19年3月には、中央官庁の催事スペースで偽ブランド品を販売していた業者が刑事摘発をうけるなど、それと判らない商標権侵害物品が多量に流通し、商標権侵害物品を買うつもりのない一般消費者が被害に遭っている実態を鑑みて頂き、そのような消費者を少しでも減らす為の啓発活動を行って頂ければと存じます。

b)低年齢層に対する啓発

昨今、マスコミ等は、低年齢層の携帯電話サイトへの種々の被害・悪影響を報道しています。携帯電話サイトでの商標権侵害物品販売数が非常に多い事実もあり、携

帯電話サイトの某オークションでの商標権侵害物品汚染率(100個商品が販売されている場合でそのうちいくつが商標権侵害物品であるかの数値)は80%を越えています。低年齢層の携帯電話サイトへの種々の被害・悪影響を減らす啓発活動を行う場合には、商標権侵害物品を購入しないようにとの内容も含めて頂ければと存じます。

C)特定商取引法

a)ガイドラインの指定商品の見直し

経済産業省が公表されている「インターネット・オークションおける「販売業者」に係わるガイドライン」では、特定商取引法の規制対象として、「特定のカテゴリー・商品」で「いわゆるブランド品を一時点において20点以上出品している場合」をあげておられます。「いわゆるブランド品」とは何を指すのかは添付されている表を参照することになりますが、その表の中に「衣料品」と記載されていません。上述いたしました成田のホテルの刑事事件で販売されていた商標権侵害物品も主に衣料品でありましたことから判りますように、衣料品の商標権侵害物品の流通も膨大でありますことを鑑みて頂き、将来されるであろう同法のガイドライン改定の際には「衣料品」を加えていただくようにお願いできればと存じます。

b)特定商取引法に基づく表示の内容の正確性

又、特定商取引法に基づいて必要情報が表示されている場合についてですが、実際に確認を取ってみますと、記載内容がデタラメな場合が多いのが実際です。表示が法律通りになされている場合の内、いくつかのケースをアトランダムに抽出し、表示されている内容を現場等に行き確認し、内容が正しくない場合は相当の処置を行う等の活動を行い、正確な情報を表示させる強制力を発生させて頂ければと存じます。

D)刑事摘発

前述いたしました通り、それと判らない商標権侵害物品が多量に流通しております。 商標権侵害物品を買うつもりのない一般消費者が被害に遭っている実態を鑑みて 頂き、商標権侵害物品を販売しているものが販売していた商品が商標権侵害物品と 知らなかったとの言い訳をすれば刑事摘発等を逃れられる状況を変えて頂ければと 存じます。 権利者としては、民事での法的処置を行って、商標権侵害物品の流通を少しでも抑え、以て、消費者の被害を少しでも減らす努力を行っておりますが、商標権侵害物品販売業者は、知らなかったと言えば刑事事件で有罪にならない、刑事での捜索はないと高を括っており、芳しい効果を得られていません。

刑事事件での捜索が行われれば、少なくとも商標権侵害物品の販売は止まります。 先述致しましたホテルの件でも中央官庁の件でも刑事摘発が行われたことが販売の 抑止につながっていることは意義が大きいものと思量いたします。例えば、それと判 らない商標権侵害物品であった等、一定の事実が認められる場合には、行為者が 故意で商標権侵害物品を販売したものとみなし、これを争う商標法違反被疑者に 「商標権侵害物品と知らずに販売した」ことの立証責任を負わせる等の制度等の見 直しを頂き、状況を改善して頂ければと存じます。

又、露店等での商標権侵害品販売のケースに比して、それと判らない商標権侵害物品の販売の場合、資金等の問題やもともと刑事摘発を受けないようにと画策する輩が行っている等の原因から、複数の会社や人物が絡むというケースが多く見受けられます。刑事摘発が行われても主たる人物は逃れてしまう等の事のないように徹底した刑事での処置をお願いできればと存じます。

E)量刑

法定刑については、最高懲役10年と罰金1,000万円となっておりますが、裁判所の判決では、甚だしくかけ離れた量刑となる場合が多く、多くは執行猶予が付き、ひどい場合には、ダブルでの執行猶予となる場合があり、実刑であったとしても2年未満が多く、罰金は平均すれば50万前後で、最大でも300万円ほどです。

犯罪抑止の観点から、量刑を重くするための手当をして頂ければと存じます。 裁判官に対して社会動向・問題等をより承知して頂くための講習会等の開催等が有効であろうと思量いたしますのでご検討いただければと存じます。

F)水際対策

関税局に行って頂いたここ数年水際対策強化の施策について感謝をいたしております。冒頭に記述いたしました「改善が誘因となり新たな取り組むべき問題」の顕著な例として、水際での対策を強化していただいた結果として対応件数が増え、権利者側が人員や資金不足に苦慮するとの事態が発生しておりましたが、認定手続きの簡略化の施策を実施いただけるとのことで、権利者側としてありがたいことと喜んでお

ります。

a)権利者による講習会の実施

上記の認定手続きの簡略化の施策が実施された場合を想定いたしますと、税関担当官の方が商標権侵害物品であるか否かの判断がつけばつ〈ほど効率が良いと判断いたします。従いまして、権利者による税関担当官に対する商標権侵害物品とそうでないものの見分け方のポイント講習の機会を増やして頂ければと存じますので、ご検討を願えればと存じます。

b)輸入者情報開示制度の補足

認定手続きを執られた場合に輸入者に係わる情報を権利者側に通知頂いていますが、権利者代理人弁護士が警告状等を発送した結果、輸入者が記載している内容が虚偽である場合が多いことが判明いたしております。輸入者は、税関当局からの連絡は受けたいと考えていると推測できますので、電話番号は正確であろうかと考えております。認定手続きを執られた場合に輸入者に係わる情報を権利者側に通知頂〈際には、輸入者電話番号も通知いただけるようにして頂ければと存じます。

c) 航空貨物や船舶貨物の検査に対する強化

郵便貨物並びに旅客携帯貨物に関する検査については強化を頂いているとの実感を得ていますが、航空貨物や船舶貨物の検査に対する強化は権利者として実感できておりません。 つきましては、検査人員の増強を頂き、航空貨物や船舶貨物の検査を強化できる体制を作って頂ければと存じます。

d)区分による検査度合い撤廃

商標権侵害物品に係わる航空貨物・船舶貨物の検査に関連いたしますが、通関のスピードを得るため業者を区分され、検査の度合いを変えていると理解をいたしておりますが、大手の企業で通常の商行為で問題を起こさないものでも商標権侵害物品を輸入してしまう現実を鑑みていただき、商標権侵害物品に対する区分による検査度合いの差をなくして頂ければと存じます。

|e)侵害商標削除による輸入許可

侵害する商標部分を削除することによって輸入を許可するということが依然として行われております。 商標を削除したら輸入を許可してもかまわないかという問い合わせがあり、対応に時間が取ら や、商標の削除方法はこれでよいのかという問い合わせがあり、対応に時間が取ら れているのが実情です。又、切除の結果を点検するための期間は5日間と大変短く 設定されており、延長も認められていませんので、当初の疑義貨物の点検の時より も権利者の負担が大きくなっております。侵害商標を削除した場合でも、国内で再度 付して販売することが可能でありますので、侵害物品から侵害商標削除した上での 輸入は、原則、認めないという方針を実施頂きたく存じます。

f)裁量による輸入差止

これまでは、輸入差止申立に差止を求める品目として記載されていないものでも、各税関のご裁量により幅広〈差止を頂いておりましたが、認定手続の簡略化を実施していただ〈結果、差止を求める品目として輸入差止申立書に記載されているものについてはほぼ自動的に差止をしていただけると思われる一方、記載されていない品目については従前通り点検・鑑定を要するため、各税関において差止を躊躇されることになるのではないかと懸念しております。

そのため、権利者においては差止を求める品目をできるだけ増やすべく、現在輸入差止申立書の内容変更作業を行っておりますが、商標権侵害物品の識別ポイントは、現実に税関に差し止めていただいた貨物があってはじめて分かることも多く、予め予想される品目すべての識別ポイントを輸入差止申立書に含めることは不可能であります。従って、今後とも、輸入差止申立書に差止を求める品目として記載されているものに限らず、裁量による輸入差止も各税関の裁量で広く行って頂くようお願いいたします。

G)インターネット対策

a)オークション出品者の本人確認の強化

国内のインターネット事業者で、オークションに出品する際の出品者の本人確認を出品するに際して必要な事項を記入した書類を発送し身分証明書等を確認の上で引き渡す作業を行っているのは1社にすぎません。この事業者の主催するオークションと他事業者が主催するオークションとを比較した場合、後者においての商標権侵害物品汚染率は前者より悪いものとなっています。オークション出品者の本人確認をクレジット・カード等で行わずに、事業者本人が独自になんらかの方法で行うことを義務化して頂きたいと存じます。

|b)中国の商標権侵害物品販売サイト撲滅並びに迷惑メール送信阻止

|中国には日本への商標権侵害物品販売を目的としたサイトが乱立しており、その様

なサイトから購入した商標権侵害物品が個人使用目的との名目で日本へ流入しています。又、中国から送付されているとみられる商標権侵害物品販売を通知する迷惑メール送りつけも頻繁です。

又、インターネット・オークションで日本の出品者を装い、代金の振込先は日本の口座であるにも関わらず、商品自体は中国から送られてくるケースも頻発しており、権利者として出品者に対する法的措置を講ずることが極めて困難になっております。このような場合、消費者としても、クレームを持っていく先がなく、泣き寝入りになっているものと憂慮されます。

実態の調査を行って頂いた後に、WTOに関連するFTA交渉等での機会に、政府としての申し込みをして頂くということが有効であると思量しておりますのでご検討を頂ければと存じます。

|c)銀行口座売買の禁止処置や凍結

前述いたしました通り、インターネット・オークションで日本の出品者を装い、代金の振込先は日本の口座という場合が頻発しておりますが、使用されている口座は4万円から10万円ほどで売買されていたものであったり、日本の協力者(主犯格である場合もあると思われます)が開いたものであったりしています。刑事摘発の際には商標権侵害物品販売に使用するとは知らなかったとの言い逃れが出来るためと思われます)が開いたもの等が考えられるかと思います。

不正な口座の開設に対する施策は既に実施されているものと理解しておりますが、現状を鑑みて頂いた上での施策の必要な強化、例えば、商標権侵害物品の販売に使用されている口座の銀行への通知やそれを受けての迅速な口座凍結処置等のスキームの確立等、をお願いすると同時に、抑止効果の必要性から、口座名義人が商標権侵害物品販売の主犯格・協力者であることを視野に入れた上での刑事摘発を行って頂ければと存じます。

- 28 ビジネス ソビジネス ソフトウェア アライアンス(「BSA」)は、知的財産戦略本部が2007 年2 月フトウェア に発表した知的創造サイクル専門調査会「知的創造サイクルの推進方策」(「推進方アライアンス 策」)に関し、是非この機会にコメントさせていただきたいと存じます。報告書で挙げられている、以下の4 つの具体的な分野を中心にコメントいたします。
 - (a) 模倣品·海賊版対策
 - (b) 世界特許システム
 - (c) 国際標準化
 - (d) オンラインコンテンツ

知的財産戦略本部の「知的創造サイクルに関する重点課題の推進方策」に関して 2006 年 10 月 13 日付の意見で述べましたように、BSA のメンバー企業は、特にソフトウェア及びオンライン環境に適用される場面で、特許権、著作権、その他の知的 財産の保護に関する提案に強い関心をもっております。BSA は、研究開発への継続

的な投資を支え、日本国内外におけるイノベーションを保護するための健全な知財制度に依存している 25 以上のソフトウェア及びコンピュータ関連の企業を代表しています。この点において、BSA の関心は、投資を保護する手段として知財制度に依存し、成功している多くの日本の革新的な企業と共通するのです。

模倣品・海賊版対策、国際的な特許ハーモナイゼーションを強化し、国際標準化における知的財産権の重要な役割を支持し、オンラインコンテンツに適用されるルールの明確化に焦点を合わせている点において、知的財産戦略本部は高い評価に値すると考えます。

模倣品 · 海賊版対策

模倣品・海賊版対策については、2006 年 10 月 13 日付の意見で述べましたように、BSA は、模倣品・海賊版対策について政府間でより緊密に協力でき、模倣品・海賊版が消費者及び適法な取引に与える影響についての認識を高めることができる基盤を整備するなどして、世界的な模倣問題に対する国際的な注目を集めるという取り組みに強く賛同します。インターネットオークションへの模倣品の出品についても、アメリカのデジタルミレニアム著作権法に定められているのと同様のノーティスアンド テークダウンのシステムに賛同することを表明するとともに、この分野において採用される規制は、技術ではなく違法行為をその規制対象とし、技術革新や製品開発を阻害することのないよう要請します。

また、著作権法における「親告罪」を見直し、海賊版対策をさらに強化するという提案にも賛同いたします。権利者からの告訴がなくても当局が捜査できる範囲を拡大する余地があると考えております。違法コピーの情報提供者に関する情報を保護する法的システムがないことからも、非親告罪にすることは有用です。情報提供者の多くは、告発されようとしている会社の現従業員か元従業員であり、何らかの形で、雇用者の指示により違法コピーにかかわったというものだからです。さらに、告訴期間は権利者が侵害を発見してから 6 ヶ月です。これらの要因により、権利者が告訴しにくい状況になっています。もっとも、当局が告訴無しで捜査できるようにする一方、私人である権利者が告訴すること、また友好的に事件が解決された場合には告訴を取り下げられるようなシステム自体は維持すべきと考えます。

世界特許制度

特許制度のハーモナイゼーションについて、知的財産戦略本部の取り組みを強〈支持し、正しい方向性であると確信しております。特に、日米欧の三極特許庁間でのさらなる情報共有及び 審査結果の相互承認に向けた取組みに賛同します。

現在、急増する特許出願と増加する滞貨に直面しており、ハーモナイゼーション及び相互承認は、国内外の特許庁が高品質な審査の提供を確保するために欠かせません。国際ハーモナイゼーションを推進し、特許制度の機能を向上する取組みにおいて、BSA は、知的財産戦略本部、日本の特許庁、及び他の日本の政府関係者と協

力していきたいと考えております。

国際標準化

また、知的財産戦略本部が標準化の重要性に焦点を当てていることも歓迎すべきことです。技術標準はソフトウェア・ハードウェアの開発の要であり、健全で競争力のある IT のエコシステムを促進する上で重要な役割を果たします。BSA のメンバー企業は幅広い技術標準を開発および活用し、定期的に国際標準化機関に参加し、貢献しています。供給者側が自発的にリードする取り組みが高度な標準化を達成するための最良の方法であると強〈確信しています。本意見の添付書類において、この分野における政策決定の指針となるであろうい〈つかの原則をまとめました。BSAは、これらについて、是非、さらに協議させていただ〈機会を持ちたいと思っております。

オンラインコンテンツ

最後に、知的財産戦略本部が、著作権により保護されたコンテンツがオンライン上でアクセス可能になったときに生じる著作権問題について検討する意向であることに大変関心をもちました。BSAのメンバー企業は、オンライン上での著作権保護と、インターネットを通じて著作物にアクセスできるようにするための新技術やビジネスモデルの開発の双方について強い関心を持っています。将来、これらの問題に関してさらに詳細を検討される際、是非、BSAも知的財産戦略本部に協力させていただきたいと思っています。

* * * * *

BSA は、「推進方策」のこれらの点に関しコメントする機会に恵まれたことに感謝いたします。この件に関するご質問・ご連絡はBSA ()又はBSA ()までお寄せください。

敬具

添付書類 技術標準に関する基本原則

政府は、技術標準及び相互運用性を向上する上で重要な役割を果たすことが可能です。政府は技術の中立性の原則を支持し、行政機関にそれぞれのニーズに最適のソフトウェアソリューション及び標準を選択させるべきです。

政府は、政府間で標準を義務付けたり、幅広〈業界の支持が得られていない標準を 義務付けたり、参加への経済的インセンティブを減らしたりすることで、結果として幅 広〈支持される標準の開発・採用を阻害するような政策を立てるべきではありませ ん。政府は、相互運用性を装って市場の勝者を選ぶべきではないし、相互運用性を 名目にして技術を規制すべきでもありません。

政府主導の技術分野の標準化は意図しない結果を招くことが多くあります。義務化された技術や強制された標準は、イノベーションを萎縮させ、研究開発への投資インセンティブを衰退させる傾向があります。このような義務化は、すぐに時代遅れになってしまうかもしれない特定の製品に消費者をロックインすることにもなりえます。そうすると、新機能や性能・効率の向上、新しい低コストの製品により得られるメリットを消費者から奪うことにもなります。急速に発展している技術の恩恵を十分に受けられないことにより、ある市場の競争者たちが不利益な状況におかれ、製品の市場への普及や技術の浸透が阻害され、結果として市場の多角的かつ競争的な発展が妨げられることになります。

これに対し、市場主導の解決策は、イノベーションに順応でき、変わりゆく消費者の ニーズにも迅速に対応することができます。企業はオープンな標準の開発に参加す るよう推奨されるべきですし、自発的に最新の技術を提供するべきでもあります。

政府は、技術の消費者の役割において、電子政府に使われる各技術間の相互運用性を確保するという正当な利益があります。それは、1つの政策を当てはめるのではなく、政府機関が調達入札で得ようとしている機能上の目的に基づいて追求されるべきです。政府は、手法ではなく、結果に着目すべきです。政府の決定は、新たなソリューションが発展できる余地を残したものでなければなりません。政策は、政府があらゆる標準及び利用可能な相互運用性のメカニズムを利用できるよう、柔軟性をもったものであるべきです。

標準は、解決しようと意図した問題を解決してこそ成功といえます。そのような標準の開発は、自発的かつ市場の要求に呼応する、自然かつダイナミックなプロセスを経て達成されるものです。政府は、標準が、公式に設立された標準化機関が作成したものか否かということだけで、当該標準を優遇すべきではありません。

政府は、オープンな規格かどうかに着目すべきで、狭義に定義したところの公式に採用されている又は維持されている標準かどうかに焦点をあてるべきではありません。目的は相互運用性であり、オープンな規格はその目的達成を推進するものです。公式機関はあくまでも手段であり、この公式な機関が関与したというだけで、その技術によって相互運用性が推進されることが保証されるわけではありません。

29 (社)日本レ意見書

コード協会

「知的財産推進計画 2007」に盛り込むべき事項について、以下のとおり当協会の意

見を提出する。

記

1.音楽産業の基盤整備

(1)モバイル向け違法音楽配信の根絶

当協会の集計では、2006年のモバイル向け音楽配信市場は482億円(前年同期比149%)であり、今後も更に成長が見込まれる。しかし、一昨年頃から、無料の違法音源提供サイトが急増しており、当該サイトからの音源ダウンロードが正規の音楽配信市場の成長に大きな障害となっている。このような違法音源提供サイトは、いわゆる「掲示板」を利用して公開(アップロード)されるケースが殆どで、掲示者を特定することが困難であるだけでなく、掲示板運営者が掲示されているコンテンツの内容を個別には認識していないため、現在の法制度のもとでは同人の責任を法的に追及することができるかどうかに議論がある。モバイル向け音楽配信市場の健全な発展のために、政府は、権利者団体、携帯キャリア事業者等関係者が一堂に会して対策を協議する場を設置する等、官民一体となった違法音楽配信根絶に向けた取組みを積極的に支援すべきである。

- (2)「違法複製物等であることを知りながら行う私的使用のための複製」を、著作権法第30条第1項の「私的使用のための複製」から除外する著作権法の改正現在の著作権法では、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(私的使用)を目的とするときは、著作権又は著作隣接権を侵害して公衆送信、送信可能化あるいは複製された著作物・レコードを複製源として、その事実を知りながら複製する場合であっても適法とされている。しかし、このような違法複製物からの私的録音を適法とすることは、著作権等の侵害を助長し、違法複製物の拡散により権利者の被害を増大させるものであって極めて問題である。特に、パソコンや携帯電話によるインターネットの利用が若年層に急速に普及している実態を考えた場合、違法複製物であることを知りながらダウンロードする行為を適法としていることは、法規範として、また著作権教育の観点からも速やかな見直しが必要である。
- 2. 日本音楽コンテンツの海外展開支援
- (1)中国におけるレコード発行諸手続きの一層の改善

当協会は、2年にわたる交渉の結果、中国国家版権局より日本のレコードに関する権利認証機関として承認を受け、4月より認証業務を開始する予定である。しかし、中国においてレコードを発行するために改善すべき課題はまだ多く、例えば、歌詞検閲制度において、審査期間が1ヶ月以上に及ぶことや具体的な審査基準が明確になっていないこと等が挙げられる。政府は中国政府への働きかけ等、日本のレコードの早期発行のために必要な支援を行うべきである。

|3.インターネット社会に相応しい著作権法改正への取組み強化

- (1)「違法複製物等であることを知りながら行う私的使用のための複製」を、著作権 法第30条第1項の「私的使用のための複製」から除外する著作権法の改正 前記1(2)記載のとおり。
- (2)放送、有線放送および公衆への伝達に対するレコード製作者の権利の見直しア)レコード放送権の創設

デジタル技術の発達や規制緩和等を背景とした多様な放送事業者の出現により、著作権法における放送事業者とレコード製作者との関係を見直すべき時期に来ている。特に、語りをはさむこともなく音楽 CD をそのまま繰り返すような放送形態は、受信者による録音を助長し、レコード製作者の行うCD販売や音楽配信ビジネスを阻害するおそれがある。従って、このような商業用レコードを用いた「音楽の提供を主たる目的とする放送又は有線放送」に対しては、レコード製作者の権利を報酬請求権(二次使用料請求権)から許諾権(レコード放送権)に変更すべきである。

イ)商業用レコードの公衆への伝達に対するレコード製作者の経済的利益の確保

実演家等保護条約第 12 条及び WIPO 実演・レコード条約第 15 条は、商業目的のために発行されたレコード又はその複製物が放送又は公衆への伝達のために使用される場合について、レコード製作者に報酬請求権を認めているが、これらの条約は、上記規定の適用範囲等について締約国による制限を認めており、我が国は、レコード製作者の報酬請求権の対象を放送及び有線放送における商業用レコードの使用に限定している。しかし、公衆に聴かせるための商業用レコードの使用については、既に世界の多くの国(OECD 加盟 30 カ国中、少なくとも 23 カ国で導入済み)において、レコード製作者に報酬請求権ないし許諾権が付与されており、我が国においても、国際条約上認められたレコード製作者の経済的権利を承認し、権利保護の国際的調和を図るべきである。

(3)レコードの保護期間延長

著作権の保護期間については既に先進国の多くが著作者の死後 70 年に延長しており、レコードの保護期間についても、世界第一位の市場であるアメリカが発行後 95 年の保護期間に延長している。このような諸外国の状況を踏まえ、我が国においても著作権およびレコードの保護期間を死後(レコードについては発行後)70 年に延長すべきである。

(4)法定賠償制度の創設

インターネットを利用した著作権等の侵害においては、損害額の算定に必要な侵害回数を立証することが困難な場合が多く、権利者の救済が必ずしも適切には図られていない。 従って、被害者が権利侵害の事実を立証した場合には、具体的損害額を立証しなくても、一定の法定額を損害賠償額として請求することができる制度(法定賠償制度)を創設すべきである。

4. 歴史的音盤のアーカイブに関する支援

初期のレコード盤(SP 盤)は、音楽録音のほか講演等の肉声の記録に利用されていた。しかし、このような時代の世相を伝える録音メディアとして重要な役割を果たした SP 原盤が、時代の経過とともに、散逸・消失・劣化し始めている。文化的な資産であるこれらの原盤を保存し、広〈国民に公開、伝承することが我が国音楽文化の発展のために極めて重要であるが、活字(書籍)や映像(映画)の保存に比べ音源の保存が立ち遅れている。政府は、歴史的価値の高いレコード音源の調査、アーカイブ化等を行うレコード製作者と放送事業者の取組みを積極的に支援すべきである。

以上